

# 保安管理業務報告

(平成15年度第4四半期)

(業務報告)

2005年1月

核燃料サイクル開発機構

東海事業所

本資料の全部または一部を複写・複製・転載する場合は、下記にお問い合わせください。

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9  
核燃料サイクル開発機構  
技術展開部 技術協力課

電話：029-282-1122（代表）  
ファックス：029-282-7980  
電子メール：jserv@jnc.go.jp

Inquiries about copyright and reproduction should be addressed to :  
Technical Cooperation Section,  
Technology Management Division,  
Japan Nuclear Cycle Development Institute  
4-49 Muramatsu, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki 319-1184, Japan

© 核燃料サイクル開発機構  
(Japan Nuclear Cycle Development Institute)  
2005



# 保安管理業務報告

(平成15年度第4四半期)

(業務報告)

山本 純太 \*

## 要 旨

保安管理部は、労働安全衛生関連業務、危機管理業務、警備・入構管理業務、所に係る核物質防護・保障措置・核物質輸送及び品質保証業務等、多岐にわたる業務を所掌している。

これらの業務を総括するとともに業務データの活用等を目的に、業務実績に係る報告書を四半期報として保安管理部が発足した平成13年度から作成している。

本報告は、平成15年度第4四半期(平成16年1月～平成16年3月)の業務実績をとりまとめたものである。

---

\* : 保安管理部

Quarterly report on the activities in  
Safety Administration Division  
- The fourth quarter of 2003 -  
(Document on Present State of Affairs)

Junta Yamamoto \*

Abstract

The activities of Safety Administration Division covers many fields in Tokai-Works such as the management of a safety and health, the crisis management and the security, the safeguards of the nuclear materials, the transport of nuclear materials, and the management of a quality assurance.

This report is summary of the activities of Safety Administration Division in January to March in 2004.

---

\* : Safety Administration Division Tokai works

青色の項目をクリックすると当該ページへジャンプします

## 目 次

1 . はじめに	.....	1
2 . 安全衛生管理業務		
2 . 1	安全施策・安全行事等 .....	2
2 . 2	安全情報の共有等 .....	4
2 . 3	各種協議会組織への支援活動等 .....	6
2 . 4	化学物質管理業務等 .....	10
2 . 5	保安教育訓練管理システムの整備 .....	11
2 . 6	その他の活動 .....	12
3 . 危機管理業務		
3 . 1	危機管理業務概況 .....	14
3 . 2	緊急時対応体制の整備 .....	15
3 . 3	危機管理教育及び訓練 .....	16
3 . 4	警備及び入構管理 .....	17
3 . 5	核物質防護管理・保障措置・輸送関連業務 .....	19
3 . 6	その他 .....	21
4 . 品質保証関連業務		
4 . 1	品質保証活動業務 .....	24
4 . 2	国際認証（OHSMS/EMS）活動業務 .....	27
4 . 3	事故・トラブル、良好事例等の水平展開 .....	29
4 . 4	安全性総点検処置状況 .....	32
5 . 各種委員会活動		
5 . 1	安全衛生・化学物質委員会 .....	33
5 . 2	東海事業所安全専門委員会 .....	36
5 . 3	品質保証委員会 .....	38
5 . 4	労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）委員会及び環 境マネジメントシステム（EMS）委員会 .....	39
5 . 5	安全主任者会議 .....	40
5 . 6	衛生管理者会議 .....	42
5 . 7	防火対策委員会 .....	44
5 . 8	ダイオキシン類対策委員会 .....	45
5 . 9	保安管理部品質保証推進委員会 .....	46
6 . 規程類の整備		
6 . 1	使用施設保安規定 .....	47
6 . 2	放射線障害予防規定 .....	48
6 . 3	事業所規則類 .....	48
6 . 4	共通安全作業基準 .....	49

7 . 許認可申請	
7 . 1 原子炉等規制法	52
7 . 2 放射線障害防止法	53
7 . 3 労働安全衛生法	54
7 . 4 消防法	55
7 . 5 高圧ガス保安法	57
7 . 6 環境法令	59
8 . 保安検査、立入調査等	
8 . 1 保安検査官対応	61
8 . 2 使用施設保安検査	75
8 . 3 労働安全衛生法関連設備の検査	76
8 . 4 消防法、高圧ガス関連	77
8 . 5 放射性同位元素等に係る立入検査	78
8 . 6 その他立入調査等	79
9 . 外部機関との協力	
9 . 1 原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）	80
9 . 2 ニュークリアセイフティネットワーク（NSネット）	81
10 . 教育訓練・資格取得	
10 . 1 試験・講習会	82
10 . 2 作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育、保安管理部 現場責任者及び保安管理部保安立会要領教育	83
11 . 事故・トラブル等	
11 . 1 法令報告及び軽微事象	84
11 . 2 軽微事象未満のトラブル	85
11 . 3 負傷報告	86
12 . おわりに	92

青色の項目をクリックすると当該ページへジャンプします

## 付 録 目 次

付録 - 1	業務実績カレンダー（1月、2月、3月）	付-1（1）
付録 - 2	保安管理部組織図（平成13年3月31日現在）	付-2（1）
付録 - 3	平成15年度 保安管理部 業務推進・品質改善最終報告 .....	付-3（1）
付録 - 4	各種基本方針等と業務計画・目標リストとの関係（平成16年度） .....	付-4（1）
付録 - 5	平成16年度 東海事業所安全衛生活動の施策	付-5（1）
付録 - 6	平成16年度 東海事業所品質保証活動の施策	付-6（1）
付録 - 7	平成16年度 保安管理部 業務推進・品質改善目標リスト .....	付-7（1）
付録 - 8	快適職場づくりアンケート結果	付-8（1）
付録 - 9	核燃料物質使用規則の改正について	付-9（1）
付録 - 10	「教育の有効な管理」の実施概要	付-10（1）

## 1. はじめに

第4四半期は、安全対策課においては、安全衛生・化学物質委員会等の各種委員会等の事務局、労働安全衛生法や消防法等に基づく許認可等の定常業務のほか、茨城県による平常時立入調査（3月1日）への対応、安全ニュース・安全衛生瓦版の発行及び原子炉等規制法の改正（2月2日）に伴う使用施設通報連絡要領の改定を実施した。また、平成15年度業務実施計画に基づく業務実績の総括を行うとともに、平成16年度安全管理基本方針に基づく「平成16年度東海事業所安全衛生活動の施策」及び平成16年度業務実施計画の作成に対応した。

危機管理整備室においては、構内警備、入構管理、月例訓練等の定常業務のほか、再処理施設保安規定に基づく非常事態訓練等の計画立案・実施に対応するとともに、春季全国火災予防運動（3月1～7日）に呼応した防火行事の企画・実施に対応した。また、更新工事中であった正門警備所については、平成16年1月27日に建屋が竣工し、内装工事を経て3月15日から運用を開始した。

品質保証室においては、使用施設・RI施設に係る許認可等の定常業務のほか、OHSMS/EMS定期審査（2月）への対応、平成16年度から保安規定に品質保証が導入されることに伴う核燃料物質保安規定の改定作業及び関連する品質保証計画書・要領書の整備・策定作業等に対応した。

なお、東海事業所における無災害連続日数は、1月27日に休業4日以上を負傷災害が発生したことから665日（起算日：平成14年4月2日）でストップし、平成16年3月31日現在では64日（起算日：平成16年1月28日）となった。



完成した新正門警備所  
（3月15日）



防火講演会  
（3月2日）



## 2. 安全衛生管理業務

### 2.1 安全施策・安全行事等

第4四半期は、年末年始無災害運動（平成15年12月15日～平成16年1月15日）があり、安全対策課としてはこの行事に合わせて各種の事業所行事等に対応した。

- (1) 年末年始無災害運動（平成15年12月15日～平成16年1月15日）  
 年末年始無災害運動については、前期の行事に継続して各種行事の実施等に対応した。今期に対応した行事を表2-1-1に示す。なお、全体の行事等の取組状況については、第3四半期報を参照されたい。

表2-1-1 年末年始無災害運動行事一覧

項目	実施日	実施内容
1. 啓蒙活動	期間中	ポスター、のぼり、横断幕の掲示
2. 施設保安体制の確認	期間中	火気の点検・確認等火気管理の強化 <b>【重点項目：火気使用許可申請が必要な器具類の再確認】</b> 施設・機械等の年末休止時及び年始再起動時における安全確保のための確認、凍結防止対策等 年末年始休暇時の緊急連絡体制の確認・周知 施設の施錠管理の徹底
3. 職場の4S（整理、整頓、清潔、清掃）の徹底	期間中	4S（整理・整頓・清潔・清掃）の実施 <b>【重点項目：掲示物の整理・整頓】</b>
4. 安全活動の確認と実施	期間中	センター部課室における今年度の安全衛生管理活動実施状況の確認（安全衛生教育、基本動作、KY、TBM、ヒヤリハット等） ヒヤリハット等事例の募集キャンペーン

- (2) 平成15年度安全衛生活動総括及び平成16年度安全衛生活動計画の策定  
 平成15年度の業務実施計画に基づく安全活動等の総括については、保安管理部の活動実績をとりまとめるとともに、「安全確保・環境保全目標」に関して各部・センターの実施状況を確認した。

また、平成16年度の安全衛生活動計画の策定にあたっては、15年度総括

及びサイクル機構の「平成 16 年度安全管理基本方針」を踏まえて「平成 16 年度東海事業所安全衛生活動の施策」を策定し、これに基づいて目標リスト及び安全衛生活動計画を定めた。この「平成 16 年度東海事業所安全衛生活動の施策」は、平成 16 年度から保安規定に品質保証が取り込まれることに伴い、機構内における各種の基本方針等と業務計画・目標リストとの関係を整理したことにより、東海事業所業務実施計画を目標リストに展開するための解説書として新たに作成したものである。

保安管理部の平成 15 年度業務推進・品質改善報告書及び平成 16 年度業務推進・品質改善目標リスト並びに平成 16 年度東海事業所安全衛生活動の施策を付録として添付するので参照されたい。また、サイクル機構「平成 16 年度安全管理基本方針」を以下に示す。

## 平成 16 年度安全管理基本方針

### 1. 自主保安のより一層の推進

品質保証を取り込んだ保安規定の確実な運用  
職場の実態に応じたリスクアセスメントの定着  
作業計画策定及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）  
要領・マニュアル類の確実なレビュー

### 2. 一人ひとりの危険に対する感受性の向上

基本動作（5Sを含む）、KY、TBMの徹底  
要領・マニュアル類における一人一人の役割確認とその遵守徹底  
施設、設備の習熟のための教育・訓練の実施

### 3. 危機管理・防災体制の充実強化

危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的实施と実効性の向上  
緊急時対応に係る防災関係機関との連携強化

## 2.2 安全情報の共有等

## (1) 安全ニュース等の発行

安全に関する情報の適時・的確な提供と共有化については、従来から「安全ニュース」、「安全衛生瓦版」の発行、中央労働災害防止協会発行の「安全衛生壁新聞」の配布等を行っている。今期における安全ニュースの発行実績を表 2-2-1 に、安全衛生瓦版の発行実績を表 2-2-2 に示す。安全ニュースの発行数が減り安全衛生瓦版の発行数が増えたのは、前期においてその発行基準を見直したことによるものである。

なお、発行した安全ニュース等については、「保安の広場」で発行した旨を紹介するとともに、「保安の広場」からアクセスできるようにしている。

表 2-2-1 安全ニュースの発行

No.	発行日	件名
211	1月29日	研修講座中の事務局員の転倒負傷について

表 2-2-2 安全衛生瓦版の発行

No.	発行日	件名
13	1月15日	厳寒時期の安全対策と心得（寒冷事故等を予測して）
14	1月28日	快適職場についてのアンケート結果について
15	2月5日	ヒヤリハットの活用について
16	2月18日	インフルエンザは「予防」が大切
17	2月24日	B棟における手指負傷について
18	2月26日	快適職場づくりの推進について
19	2月27日	地層処分放射化学研究施設（クオリティ施設）排風機室における作業員の負傷
20	3月22日	安全管理棟給湯室内コンセント部における短絡の発生について

## (2)「保安の広場」の運用

「保安の広場」については、継続して保安関連の情報を掲載し保安に関する各種情報の発信に努めた。

今期における「保安の広場」を活用した情報共有の実績を表 2-2-2 に示す。

表 2-2-2 「保安の広場」による情報共有

月	主な掲載情報	アクセス数	備考
1月	1.最新ニュース(4件) ・土壌汚染対策法が施行 ・東海村の消防出初式に参加 2.安全ニュース・安全衛生瓦版(3件)	248	
2月	1.最新ニュース(6件) ・ひたちなか東消防署の原子力防災訓練に東海事業所も参加協力 ・春の全国火災予防週間の周知 ・安全確保の強化に係る活動結果を本社に報告 ・幌延深地層研究センター・原研那珂研究所で事故発生 2.安全ニュース・安全衛生瓦版(5件)	138	
3月	1.最新ニュース(7件) ・新入職員消防班体験入隊成果発表会を開催 ・再処理施設を発災場所とした非常事態訓練を実施 ・原子力安全協定に基づく平常時立入調査を受検 2.安全ニュース・安全衛生瓦版(1件)	209	

## 2.3 各種協議会組織への支援活動等

## (1) 放射線安全衛生強化推進協議会

平成 13 年 3 月 1 日付けで設置した放射線安全衛生強化推進協議会(放安協)の今期の活動内容としては、定例会を 2 月に、総会を 3 月に開催した。また、総会の開催にあたって会則に基づき監査を実施した。これらの実績を表 2-3-1、表 2-3-2 及び表 2-3-3 に示す。

表 2-3-1 放射線安全衛生強化推進協議会の活動内容

開 催 日	議 題	審議結果等
2 月 12 日 (定例会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 15 年度第 3 四半期安全衛生管理状況報告について</li> <li>・センター会協議会の活動状況について (放射線安全部、環境センター、再処理センター、プルセンター)</li> <li>・平成 15 年度放射線安全衛生強化推進協議会活動状況について</li> <li>・平成 15 年度放射線安全衛生強化推進協議会監査について</li> <li>・平成 15 年度放射線安全衛生強化推進協議会総会の開催について</li> <li>・東海事業所における安全確保の強化に係る活動について(報告)</li> <li>・東海事業所における交通災害について</li> <li>・安全ニュース等の紹介について</li> </ul>	

会 長 : 所長

副会長 : 環境センター長、再処理センター長、Pu 燃料センター長、放射線安全部長、常陽グループ、日揮(株)

委 員 : 原子力技術(株)、検査開発(株)、エイ・ティ・エス(株)、木村化工機(株)、千代田メンテナンス(株)、石川島播磨重工業(株)

事務局 : 安全対策課

表 2-3-2 放射線安全衛生強化推進協議会総会の活動内容

開催日	議 題	審議結果等
3月23日 (総会) アトムワー ルド講堂	< 報告 > ・平成15年度放射線安全衛生強化推進協議会活動 報告(議案1) ・平成15年度監査報告(議案2) < 計画 > 平成16年度放射線安全衛生強化推進協議会活動 計画案(議案3) < 平成16年度役員を選出 > < その他 > 1.平成15年度安全大会安全表彰一覧 2.平成15年度負傷報告一覧 3.平成15年度東海事業所交通災害統計 4.平成16年度東海事業所安全衛生活動の施策(案) 5.放射線安全衛生強化推進協議会会員名簿(平成 16年3月23日現在) < 話題提供 > ・保安規定への品質保証導入の背景と概要につい て	承認  承認

表 2-3-3 放射線安全衛生強化推進協議会の監査結果

監査実施日	平成 16 年 3 月 3 日 (水)
監査対象部署	保安管理部安全対策課 (東海事業所) 放射線安全部線量計測課、環境保全センター品質保証 Gr、再処理センター施設管理部施設保全第 2 課、プルセンター保安推進 Gr
監査基準	放射線安全衛生強化推進協議会会則
監査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所協議会 (保安管理部安全対策課) 対象 協議会会則第 17 条 (定例会の協議事項): 活動内容に関する事項</li> <li>・ センター協議会対象 協議会会則第 19 条 (センター協議会の協議事項): 安全衛生教育に関する事項、事故発生時の措置に関する事項</li> </ul>
監査結果 特記事項	<p>&lt; 監査結果 &gt; 適宜実施されていることを確認した。また、昨年度の特記事項の確認を行い、対応が図られていることを確認した。</p> <p>&lt; 特記事項 &gt;</p> <p>1) 環境保全・研究開発センター 品質保証 Gr 議事録において、会議の出席者の記載が無いので、議事録に出席者の記載をされるのが望ましい。 長期にわたる工事契約会社等が協議会に参加されていないので、協議会に参加されるよう、協議会参加者の選定見直しを行うことが望ましい。</p> <p>2) プルトニウム燃料センター 技術部 保安推進 Gr 議事録において、会議の出席者の記載が無いので、議事録に出席者の記載をされるのが望ましい。また、承認行為が事務局となっているため、会長の承認を得られるのが望ましい。</p>

監査員：保安管理部品質保証室長、東興機械工業(株)本社次長

## (2) 安全推進協議会

平成10年12月に常駐請負会社を中心として設立された安全推進協議会(安推協)にオブザーバー参加し、安全に関する各種の情報提供等を実施している。今期の活動内容を表2-3-2に示す。

表2-3-2 安全推進協議会の活動内容

開催日	議題	審議結果等
1月23日 (協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月期：推進協議会の議事録について(審議)</li> <li>・12月協議会行事：保安パトロール結果について</li> <li>・サイクル機構東海事業所から情報紹介</li> </ul>	審議終了
2月27日 (協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月期：推進協議会の議事録について(審議)</li> <li>・メンタルヘルス指針基礎研修の報告</li> <li>・サイクル機構東海事業所から情報紹介</li> </ul>	審議終了
3月19日 (協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2月期：推進協議会の議事録について(審議)</li> <li>・サイクル機構東海事業所から情報紹介</li> </ul>	審議終了

会長：常陽産業(株)

副会長：(株)関電工、検査開発(株)

幹事：日揮(株)、(株)神戸製鋼所、東興機械工業(株)、(株)ペスコ、エイ・ティ・エス(株)、木村化工機(株)、原子力技術(株)(幹事長)

会計監査：東陽電設、(株)NESI

オブザーバー：安全対策課



## 2.4 化学物質管理業務等

平成 15 年度第 4 四半期における化学物質の排出量等の取りまとめを実施した。また、化学物質管理者連絡会を表 2-4-1 のとおり開催した。

表 2 - 4 - 1 化学物質管理者連絡会実績

開 催 日	議 題	審議結果等
3 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ PRTR 法に基づく化学物質の集計について</li><li>・ 化学物質のリスクアセスメントについて</li><li>・ その他</li></ul>	

## 2.5 保安教育訓練管理システムの整備

平成 13 年 10 月より本格運用を開始した保安教育訓練管理システムについて、帳票機能及び検索機能の充実を図るためシステムの整備を進め、平成 14 年 3 月に終了し、各課室からイントラネットを利用して教育訓練実施状況の入力、帳票出力、教育履歴の検索等が可能となった。

また、大洗工学センター、人形峠環境技術開発センターとも共有化し平成 14 年度 4 月から運用を開始した。

今四半期は、詳細設計に基づきシステムの高度化を行うとともに、3 月 18 日に本運用に際しての説明会を開催し 3 月 22 日より本運用を開始した。

なお、システムの高度化に伴い、変更となった主な機能等は以下のとおりである。

- 未受講者アラート機能の追加
- 人事部データベースから所属情報のコンバートが可能なように改良
- 検索及び並べ替え機能の追加
- 幌延事業所の追加

## 2.6 その他活動

### (1) 快適職場づくりへの取り組み

東海事業所では、国の「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」に基づき、14年度の業務目標に「快適職場づくりの推進」を取り上げ、衛生管理者会議の協力を得て取り組んでいる。

今四半期は、引き続き所の快適職場づくりの職場環境改善方針及び改善重点目標を受け、各部・センター毎の快適職場づくり推進計画に基づいて実施した。保安管理部の取り組みとしては、安全対策課が所掌する技術管理第1棟における分煙を進めるため、2月に約3㎡の喫煙所の設置工事を行い3月1日から使用を開始した。このほか、危機管理整備室や品質保証室においては観葉植物の設置や換気、自主的な清掃等に取り組んでいる。

また、前期に実施した所内快適職場づくりに係るアンケート調査結果を1月28日発行の安全衛生瓦版「快適職場についてのアンケート結果について」で概略を報告するとともに、保安管理部HPに「快適職場づくりの推進」を設け詳細な報告を行った。

アンケート結果を付録に添付するので参照されたい。

### (2) 法令改正及び通報連絡要領の整備

平成14年8月に発覚した東京電力(株)の不正問題等を受けて、経済産業省原子力安全・保安院が所掌する「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」(以下「再処理規則」という。)が平成15年10月1日付けで改正されたことについては前期の本報告において紹介したところであるが、文部科学省においても規制の横並びを図り、かつ、原子力施設の原子力施設の安全性及び信頼性の向上を図るため、文部科学省が所掌する「核燃料物質の使用等に関する規則」(以下「使用規則」という。)が平成16年2月2日付けで改正された。改正のポイントは以下のとおりである。

法令改正の概要及び法令報告対象の事故・故障等の新旧対照表を付録として添付するので参照されたい。

#### (主な改正のポイント)

原子力安全に係る品質保証の取入れ

施設定期自主検査の義務化

事故・故障等に係る報告基準の見直し(軽微事象を法令報告対象に変更)

この法令改正を受け文部科学省では、事故・故障等に係る解釈をまとめて事業者へ通知することとしていたが、平成16年3月までには通知されなかった。このため、通知を受けるまでの間、今回の法令改正を取り込んだ「核燃料物質の使用等に関する規則等に基づく通報連絡要領について」の「解説版」を改正し、平成16年3月5日付けで暫定での運用を開始した

一方、再処理規則の事故・故障等に係る解釈について、原子力安全・保安院から「使用済燃料の再処理の事業に関する規則第21条第3項の運用につい

て(内規)」が平成 16 年 2 月 17 日付けで通知された。再処理施設については、当面はこの通知文をもって運用することとし、文部科学省から使用規則の事故・故障等の解釈が通知された後に、事業所長通達を改正することとした。

### 3. 危機管理業務

#### 3.1 危機管理業務概況

今期は、事業所規定類の地震規則の改定のため見直し作業等を継続して進め、緊急時対応体制の強化を図るとともに、緊急時支援システムの継続整備や3月11日に東海村消防本部の参加のもとで東海事業所非常事態訓練（火災発生に伴う消火、救助、病院搬送等の活動）を行った。

また、イラク戦争、米国同時多発テロ等に伴う警備強化体制を継続した。

なお、今期の異常等の発生に伴う危機管理対応（事業所対策会議以上の設置）は、下記のとおりである。

- (1) 事業所フェンス外側近傍の不審物対応（3月9日）
- (2) 安全管理棟の給湯室配管更新工事中のスパーク（3月19日）

### 3.2 緊急時対応体制の整備

#### (1) 防災管理棟の整備

保安強化に基づき毎月の月例訓練、定例の総合訓練を実施し、緊急時支援システム（AV システム、データベースシステム）の起動・運用の確認及び、現場指揮所のインフラ基盤整備を実施した。

緊急時支援システムの整備（AV システム関連）

イ、自家用発電機の月例点検（1 回/月）を実施

ロ、現場指揮所（8 箇所）の月例点検（1 回/月）を実施。

特に TV 会議音声の調整及び、担当者への教育を実施。

点検項目の追加（モバイル送受信、デジカメ画像配信等）を実施。

ハ、2222, 9999 の月例点検を実施（1 回/月）。

ニ、緊急時対策所の日常巡視点検（1 回/毎日/毎直）を実施。

ホ、無停電電源装置の総点検を実施（異常なし）。

ヘ、非常用電話受信時における通話録音装置を設置（2222、2298 のナンバーディスプレイ化の実施）

緊急時支援システムの整備（データベース関連）

イ、事故支援システム既存データ（環境保全センター）の更新継続。

ロ、危機管理対応班当直日報のデータベース入力（PDF ファイル化）

ハ、パソコンのリース更新を実施

#### (2) 緊急時対応に係る保安教育・訓練の充実化

今期の「保安強化の日」に実施した月例訓練の実績は以下のとおりである。

1 月 20 日（火）月例訓練（環境保全・研究開発センター）

「地層処分放射化学研究施設における火災対応訓練」

2 月 17 日（火）月例訓練（保安管理部）

「東海事業所敷地内における火災対応訓練」

3 月 11 日（木）月例訓練（再処理センター）

「東海事業所非常事態訓練」



（消防班到着、活動準備）



（負傷者の搬出）

### 3.3 危機管理教育及び訓練

#### (1) 危機管理教育

今期は、特に危機管理教育は、実施されなかった。

#### (2) 事業所非常事態訓練

平成 15 年度の第 2 回非常事態訓練は、再処理施設保安規定に基づく訓練として、再処理センター プルトニウム転換技術開発施設（管理区域内）における火災事故発生を想定して 3 月 11 日（木）13:30～15:30 に実施した。

#### (3) 自治体関係者等に対する原子力防災等訓練協力の実施

2 月 23 日にひたちなか市東消防署において原子力防災訓練が実施され、東海事業所からも消防班、保安管理部、放射線安全部より 16 名が参加した。また事業所の消防車及び WBC 車も参加し、訓練に協力した。



（消防班による放水）



（救助者への汚染検査）

### 3.4 警備及び入構管理

#### (1) 警備関係

東海事業所警備規則及び核物質防護規則に基づき、構内警備・事業所周辺の警備を実施するとともに出入管理業務を継続実施した。

また、正門警備所の更新については、平成 15 年 6 月から工事を進めてきたが、1 月 23 日に消防検査及び 1 月 27 日に県工事完成検査を受検して建屋が完成し、2 月から 3 月にかけて内装機器の移設等を経て平成 16 年 3 月 15 日から新正門警備所での警備を開始した。

#### (2) 入構管理

正門警備所及び田向門警備所において外来者の入構管理を継続実施した。

また、所内の従業員及び長期出入業者に対して出入許可証（ID カード）及び車輛入構許可証を新規又は変更等の申請に基づいて発行するとともに、台帳管理を継続して実施した。

今期の各門における入構者数及び車輛台数を表 3-4-1 に、出入許可証及び車輛入構許可証の発行実績を表 3-4-2 示す。

表 3-4-1 入構者及び入構車輛実績

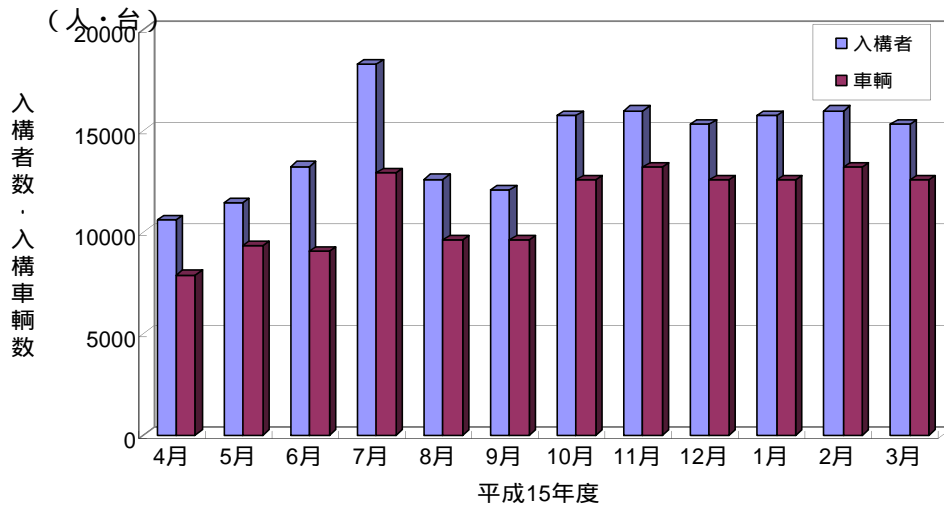
種類	門	1 月	2 月	3 月	15 年度 累 計	月平均
入構者数 (人)	正門警備所	6,148	6,645	6,104	74,468	6,206
	田向門警備所	9,609	9,344	9,230	95,393	7,949
	計	15,757	15,989	15,334	169,861	14,155
車輛台数 (台)	正門警備所	5,093	5,622	5,323	60,028	5,002
	田向門警備所	7,503	7,580	7,274	71,062	5,922
	計	12,596	13,202	12,597	131,090	10,924



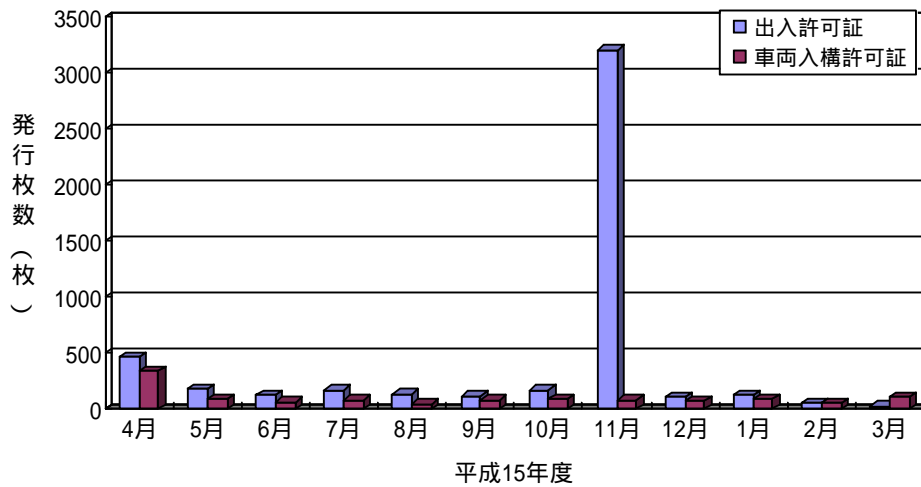
表 3-4-2 出入許可証及び車輛入構許可証発行実績

種 類	1月	2月	3月	15年度累計
出入許可証	132	61	33	4,914
車輛入構許可証	97	56	108	1,238

入構者及び入構車輛実績



出入許可証・車輛許可証発行実績



### 3.5 核物質防護管理・保障措置・輸送関連業務

#### (1) 核物質防護管理

特定核燃料物質の防護については、核物質防護規定に基づき 1 月期～3 月期における特定核燃料物質の在庫量、移動の状況、設備の点検保守、巡視の状況、不法行為の発生の状況について各部・センター分をとりまとめ、核物質防護管理者に報告した。

#### (2) 保障措置関連

核物質の未申告使用を防止するため、核物質を取扱わない施設も査察の対象となり、IAEA 保障措置協定の追加議定書が平成 11 年度に締結された。この追加議定書に基づき、東海事業所の全施設を対象とした補完的アクセスが実施されている。

今期は、補完的アクセスは実施されなかった。

#### (3) 所掌業務の見直し

平成 13 年 4 月に保安管理部が発足した当時、運営管理部総務課から移管され、危機管理整備室の業務となった「所の核物質防護及び輸送に関する調整及びとりまとめに関する事項」及び「所の計量管理及び保障措置に関する調整及びとりまとめに関する事項」について、平成 15 年 5 月頃から種々の問題点が顕在化してきたことから、所掌業務の見直しを行い平成 16 年 4 月 1 日付けで組織規定の改定を行うべく関係部署との協議調整・検討を実施した。

改定前後の危機管理整備室の組織規定条文を表 3-5-1 に示す。

表 3-5-1 危機管理整備室組織規定新旧対照表

改定前	改定後
<p>(危機管理整備室の業務)</p> <p>第 81 条の 2 危機管理整備室は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 緊急時体制の整備に関すること。</p> <p>(2) 事故対策活動の支援に関すること。</p> <p>(3) 警備及び防護活動に関すること。</p> <p>(4) 所の核物質防護に係る業務の調整及び取りまとめに関すること。</p> <p>(5) <u>所の核物質管理、保障措置及び輸送に係る業務の調整及び取りまとめに関すること。</u></p>	<p>(危機管理整備室の業務)</p> <p>第 81 条の 2 危機管理整備室は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 緊急時体制の整備に関すること。</p> <p>(2) 事故対策活動の支援に関すること。</p> <p>(3) 警備及び防護活動に関すること。</p> <p>(4) 所の核物質防護及び輸送に係る業務の調整に関すること。</p> <p>(削除：開発調整室に移管)</p>

なお、顕在化した問題点及び所掌業務変更に至った経緯は、以下のとおりである。

危機室で行う当該業務に係る「調整」及び「とりまとめ」の業務範囲が整理されておらず、不明確であった。

当初は総務課から異動してきた担当者もいたことから担当チームを定めて対応していたが、平成13年9月に危機管理対応班を設置したことにより、担当チームは廃止となり実働部隊となる人員がいなくなった。また、担当チームの廃止に伴って危機室の所掌業務を見直すべきところを、見直されないままとなった。

米国PP調査団が平成15年5月に東海事業所を調査した際、事業所事務局は危機室が務めたことに対して所長から疑問が呈され、法人統合後も見据えて新たな組織を作ることも含めて検討すべしとのコメントが出された。

再処理センターにおいて核物質管理上の問題（SRD問題：平成15年5月）が生じた際、所を経由せずに本社に報告された。また、このSRD問題に対し、文科省から「組織横断的な保障措置体制の整備」、「改善命令を出せる組織作り」及び「保障措置上の問題解決にあたる人事体制の検討」について要求が出されることとなった。（平成15年6月27日）

これらの状況を踏まえ、所長指示により輸送、核物質防護、核物質管理及び保障措置のとりまとめ業務を行う新組織設置の検討を進めた（平成15年9月～12月）が、人員等の問題で調整がつかなかったことから所長提案により核物質管理業務及び保障措置業務については開発調整室に移管することで決着（運営会議：平成16年2月13日）した。なお、所長から、混乱のもととなった「とりまとめ」という言葉を取るべきとのコメントがあり、「調整」という言葉のみを残し、「調整」とは事務処理に限定するというを確認した。

## 3.6 その他

## (1) 春季火災予防運動の取組み

春季火災予防運動期間（3月1日～3月7日）に合わせて、各種の防火関連行事を実施した。表 3-6-1 に実施した行事等を示す。

表 3-6-1 春季火災予防運動行事実績

項目	実施日	実施内容
啓発活動	期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防ポスターの掲示</li> <li>・業連による期間中行事等の周知（2/18）</li> </ul>
現場事務所 パトロール	3月1日 3月3日 3月5日	・構内に常駐している各現場事務所に対して、防火管理の実態調査、指導を実施した。
防火講演会	3月2日	・東京消防庁予防部調査課長を講師に招き「火災から学ぶ～火災はあなたのスキを狙っている～」をテーマとした講演会を実施した。
防火講習会	3月1日 3月3日 3月5日	・各部センターにおいて 防災ビデオ上映、 想定事故対応訓練、 119番通報訓練、 救命措置訓練を中心とした講習会を実施した。



防火講演会（3月2日）

(2) 消防班活動

東海事業所の自衛消防班は、各部・センターからの選抜メンバーにより班長1名、副班長3名、班員21名の計25名で組織され、火災等の異常事態に備えて定期的な訓練を実施している。

今期は、定期訓練を実施したほか、東海村消防出初式（1月11日）に参加するとともに、平成15年度新入職員の消防班体験入隊成果発表会に対応した。

今期の消防班の活動実績を表3-6-2に示す。

表 3-6-2 消防班の活動実績

実施日	活動内容	備考
1月9日	東海村消防出初式準備	参加23名
1月11日	東海村消防出初式	参加25名
1月23日	新人教育	参加18名
2月13日	基本操作	参加18名
2月27日	基本操作	参加21名
3月12日	新人教育	参加15名
3月19日	操法教育	参加15名
3月24日	新入職員消防班体験入隊成果発表会	参加24名



出初式で観閲行進する消防班員



出初式で演訓する消防班員



成果発表会で放水を実演する新入消防班員

## (3) 防災管理棟見学者対応

防災管理棟の運用開始以来、見学者の来訪が相次いでおり、これらの見学者に対して、機能・システムに関する運用等の説明を行った。

見学者の対応実績を表 3-6-2 に示す。

表 3-6-2 防災管理棟見学者対応実績

月	見学者数	累 計	備 考
1月	29人	3,258人	H13.3.27 運用からの累計
2月	9人	3,267人	
3月	22人	3,289人	

## 4. 品質保証関連業務

## 4.1 品質保証活動業務

## (1) 保安規定に基づく品質マネジメントシステムの構築に係る検討

今期は、再処理施設及び使用施設に係る品質マネジメントシステムの構築に向け、今期は表 4-1-1 に示す品質システム文書の制改定を実施した。

表 4-1-1 品質システムの制改定

No.	品質システム文書	該当施設	制改定日
1	使用施設品質保証計画書	使用施設	平成 16 年 3 月 31 日
2	文書記録管理要領書	使用施設 再処理施設	平成 16 年 2 月 23 日

上記要領書の制改定に際しては、所品質保証委員会の下に設置されている品質保証委員会分科会において検討のうえ、所品質保証委員会に諮られている。所品質保証委員会の開催状況・審議・検討事項等を 5.3 項に示す。また、品質保証委員会分科会の開催状況・審議・検討事項等を表 4-1-2 に示す。

表 4-1-2 品質保証委員会分科会

開催日	項目	備考
1 月 8 日	(1)下部要領書作成について	第 4 回
1 月 20 日	(1)再処理施設品質保証計画書(案)の作成について (2)東海事業所マネジメントレビュー要領書について	第 5 回
3 月 10 日	(1)再処理施設品質保証計画書(案)の最終確認について	第 6 回
3 月 22 日	(1)東海事業所水平展開実施要領の改訂に関する確認 (2)「不適合管理並びに是正及び予防処置管理要領書(案)」の制定に関わる確認	第 7 回
3 月 23 日	(1)「外部コミュニケーション管理要領書」の制定に関する審議	第 8 回
3 月 30 日	(1)「不適合管理並びに是正及び予防処置管理要領」の再審議 (2)文書・記録管理要領書について	第 9 回

(2) 平成 15 年度指導会/検討会について

第 3 回指導会

第 3 回指導会は、平成 16 年 1 月 16 日に東海事業所で実施され、

イ) 第 2 回指導会の指導の要点

ロ) 第 2 回指導会以後の検討会の活動内容

ハ) 今回、指導を受けたい事項等

について活発な議論が交わされた。

第 4 回指導会

第 4 回指導会は、早稲田大学において 3 月 17 日に実施した。ここでの指導会は、前回の指導会の宿題、1 年間の改善活動のまとめ、報告会の内容の紹介を行った。

なお、平成 15 年度指導会改善成果報告会は、4 月に東京事務所で開催される予定である。なお、指導会として活動した「教育の有効な管理」の実施概要を付録として添付する。

(3) 建設工務管理部に対する特別監査の実施

再処理ユーティリティ施設の建設における種々の不具合発生及び工事遅延に関し、建設工務管理部が検討・実施した原因究明と対応措置及び再発防止対策等是正措置の妥当性を評価するため、業務品質管理規程第 16 条及び品質保証自主監査要領第 6 条第 2 項に基づき東海事業所として建設工務管理部に対する特別自主品質監査（特別監査）を実施することとなり、保安全管理部は事務局として準備・調整等に対応した。

監査チームは、リーダーを東海事業所副所長（プルトニウムセンター長）として、監査員は東海事業所内から 4 名及び本社、もんじゅ発電所、ふげん発電所から各 1 名の計 8 名で編成し、3 月 8 日に特別監査を実施した。

監査結果については、3 月 31 日付けで自主品質監査結果報告書としてとりまとめ東海事業所長に報告した。

(4) マネジメントレビューの実施

各部・センターの施設品質保証計画書「4-1 実施状況の確認」及び「5-1 経営者による見直し」に基づき平成 16 年 1 月 23 日付けでマネジメントレビューのインプット事項として 品質監査の結果、外部機関の意見等変化している周囲の状況、品質目標及び目的の達成状況、不適合の発生状況及び水平展開実施状況等、前回の見直しにおける改善実施状況、原子力施設等に係る品質保証計画書及び施設品質保証計画書、関連する規程・規定類の改正、是正処置 について各部・センターに資料作成を依頼した。

各部・センターから提出されたインプット情報については、品質保証室が事業所として整理し、3 月末に所の品質保証推進スタッフの確認を受けた。所長によるマネジメントレビューは 4 月に実施する予定である。

(5) 平成 16 年度 東海事業所品質保証活動の策定の作成

平成 15 年度における東海事業所の品質保証活動の実施状況を取りまとめ



たうえで、理事長が定めた「平成 16 年度業務品質保証活動基本方針及び業務品質保証活動基本計画」を踏まえ、「平成 16 年度東海事業所品質保証活動の施策」を作成し、所品質保証委員会の承認のもと、各部・センターへ周知した。なお、平成 16 年度の「各種基本方針と業務計画・目標リストとの関係（平成 16 年度）」について検討したので付録として添付する。また、これに基づき「平成 16 年度 東海事業所品質保証活動の施策」を作成したので、付録として添付するので参照されたい。

(6) 平成 16 年度 業務推進・品質改善目標リストの策定

平成 16 年度の業務推進・品質改善目標リストの「組織基盤・人材育成目標」における活動計画については、理事長が定めた「平成 16 年度業務品質保証活動基本方針及び業務品質保証活動基本計画」を踏まえて、品質保証室が原案を作成し、運営会議の審議を経た後、部門長診断会へ諮問した。その後、所長の承認を得て、各部・センターに対して各部・センター版の目標リストの作成を依頼した。

なお、保安規定に品質保証が導入されたことに伴い、理事長（再処理施設）及び所長（使用施設）による原子力安全に係る品質方針が策定され、これに基づき東海事業所の品質目標を検討・作成した。

## 4.2 国際認証（OHSMS/EMS）活動業務

### （1）労働安全衛生／環境マネジメントシステム基本規則の改定

組織改正(H16.4.1 付け)による玉造部材検査所の削除及び各要領書(危険源の特定・リスクアセスメント・リスク低減の計画要領書、目的及び目標設定要領書、運用管理要領書、文書及び記録管理要領書及び教育・訓練要領書)の改定を受けて基本規則の改定を行った。

改定にあたっては、第55回OHSMS/EMS委員会で審議し了解され、更に、3月17日の安全衛生/化学物質委員会(諮問番号15(安衛委)39)での審議、了承を得て、所長の承認後4月1日から運用を開始した。

### （2）化学リスクアセスメント試行

化学物質に係るリスクアセスメントの全部署試行時のリスクアセスメント手法案の一部見直しを行い「化学物質のばく露に係るリスクアセスメント要領」として作成した。

### （3）リスクアセスメントの定期見直し

定期見直しの結果の取りまとめを行い、第53回OHSMS/EMS委員会で報告・審議し了承された。

### （4）環境側面の定期見直し

定期見直しの結果の取りまとめを行い、選定された著しい環境側面について、第53回OHSMS/EMS委員会で報告・審議し了承された。

### （5）業務推進・品質改善目標リストの策定

16年度OHSMS/EMSの目的及び目標テーマをOHSMS/EMS事務局内で検討し、OHSMSでは「気がかりなリスク」、EMSでは「ガソリン燃料の使用量低減」を新たな活動テーマの候補とした事業所版の原案を作成し、安全衛生・化学物質委員会(1月14日)へ報告、第53回OHSMS/EMS委員会へ審議を行い、開発調整室を経由して部門長診断会(1月28,29日)へ上げた。部門長診断のコメント修正を加え事業所版として3月9日に所長承認を得た。これを基に、部・センターに対して部・センター版の目標リスト作成を依頼した。

### （6）平成15年度定期審査の実施

平成15年度定期審査を16年2月2~4日に受審した。その結果、リマーク事象が6件(OHSMS:4件,EMS:2件)、良好事例が1件報告された。リマーク事象の処置は、当該課と対応方法を取り決め、当該課において処置を実施することとした。

### （7）マネジメントシステムの改善

危険源の特定、リスクアセスメント、リスク低減の計画要領書の改定

「化学物質のばく露に係るリスクアセスメント要領」を危険源の特定・リ

スクアセスメント・リスク低減の計画要領書に添付する要領書の改定を行った。改定にあたっては、第 54 回 OHSMS/EMS 委員会で審議し了承され、3 月 9 日に OHSMS 管理責任者の承認を受けて 4 月 1 日から運用を開始することとした。

#### 運用管理要領書の改定

第 52 回 OHSMS/EMS 委員会に続き、第 53, 54 回 OHSMS/EMS 委員会で改定の審議を行い、OHSMS/EMS 管理責任者の承認を受け、平成 16 年 3 月 1 日制定を行った。

#### 目的及び目標設定要領書の改定

危険源の特定、リスクアセスメント、リスク低減の計画要領書が「気がかりなリスク」を追加し改定されたことを受け、業務推進・品質改善目標リストへの気がかりなリスクを取込む手順等について、第 54 回 OHSMS/EMS 委員会にて改定の審議を行い、OHSMS/EMS 管理責任者の承認を受け、平成 16 年 3 月 1 日制定を行った。

#### 文書及び記録管理要領書の改定

要領書の記載内容を分かり易く使い易いものにするため、第 54, 55 回 OHSMS/EMS 委員会で改定審議を行い、OHSMS/EMS 管理責任者の承認を受け、平成 16 年 4 月 1 日制定した。なお、制定に際して改定内容について部・センターの OHSMS/EMS 取り纏め担当課担当者を集めて説明会(3 月 29 日)を開催した。

#### 教育・訓練要領書の改定

既に運用中の保安教育・訓練管理システムを活用し、OHSMS/EMS 教育・訓練についても計画・実績を入力し教育履歴が管理できるよう、16 年度より運用することとなり、OHSMS/EMS 教育・訓練計画に従って同管理システムへの入力を行うこととするため、第 54, 55 回 OHSMS/EMS 委員会で改定の審議を行い、OHSMS/EMS 管理責任者の承認を受け、平成 16 年 4 月 1 日制定を行った。

### (8) 労働安全衛生 / 環境方針、経営層による見直し

仕組み（労働安全衛生 / 環境管理者による見直し要領書）に基づき労働安全衛生 / 環境管理書による「定期見直し」を実施した。

見直し結果について、【「方針」は、現行方針を継承するものの一部変更（所長名及び字句修正）する。「目的・目標」については、当該システムに基づき必要な変更を実施することとする。また、「その他のマネジメントシステム各要素」については、継続的改善の観点から、摘出した項目を着実に実施することとする。】との結論を得た。

### (9) 労働安全衛生 / 環境活動推進ニュースの発行

第 28 号を 2 月 27 日に発行し、労働安全衛生及び環境活動の啓蒙を図った。

## 4.3 事故・トラブル、良好事例等の水平展開

## (1) 事故・トラブル等

サイクル機構内外の事故・トラブル事例等のうち、サイクル機構内に一度起こした事故と類似の事故を再度起こさないよう機構内各事業所に水平展開を図っており、保安管理部は東海事業所の窓口としてとりまとめを行っている。

今期は本社より社内水平展開が4件あったが、内3件については所内において発生する可能性が少ない事象であったため、周知のみとした。周知事項を表4-3-1に示す。また、所内水平展開は表4-3-2に示す。

なお、今後、本社から各事業所への水平展開の周知のみの場合は、保安部のホームページに適宜掲載することとし、この旨業連にて周知した。

表 4-3-1 周知事項

番号	件名	周知内容
03-05	人形峠環境技術センター構内における立木伐採中の負傷事故	<p>○チェーンソーで伐採したときに、切断部の一部が残り幹が宙吊り状態となり、チェーンソーで再度切り離しにかかったところ、切り離した伐採木が被災者の右足に落ち負傷した。</p> <p>○教訓として</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 労働安全衛生規則の特別教育が必要。(36条8号)</li> <li>2. 十分な経験が必要。</li> <li>3. 経験が不十分な場合は、胸高直径約10cm以上の立木の伐採は、専門業者に外注すること。</li> <li>4. 伐採において、通常と異なった事象(切断部が完全に切り離せない等)が起きた場合は、ホールドポイントにおいて、安全対策をして、作業をすること。</li> </ol>
03-06	もんじゅ建設所淡水供給設備ろ過水タンク点検中のクレーン車転倒	<p>○クレーン車が荷の吊り下ろし作業時に、過荷重のインターロックにより停止したが、運転員がインターロックを解除して作業を継続したため、クレーン車が転倒した。</p> <p>○教訓として</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 転倒防止等のインターロックを解除して操作しないこと。インターロックが働いたときは、必ず安全対策をしてから、再操作を行うこと。</li> <li>2. 同種の作業を行うときは、過去に行った作業を参考にして、安全対策を施すこと。</li> <li>3. 今回の事例を周知・教育して、クレーンの転倒を防止すること。</li> </ol>

番号	件名	周知内容
03-07	試錐現場における請負作業員の負傷	<p>○重量約 100kg のチューブを試錐機で吊り、作業員が支えながら地面に下ろそうとした時に、つないでいた繊維ロープが切れ、チューブが作業員をこするように落下して負傷した。</p> <p>○教訓として</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.原則として、吊り荷の下に人を立ち入らせないこと。(クレーン等安全規則第 29 条)</li> <li>2.玉掛用具(玉掛け用ワイヤーロープ、ベルトスリング等)は、「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」に従って、点検・記録すること。繊維ロープ等で目視による良否の判定等が困難なものは、メーカーとよく相談して点検基準等を決めること。使用する場合は安全確保を徹底すること(十分な強度、荷重が局部集中しない、使用期間を定めるなど)。</li> </ol>

表 4-3-2 水平展開実施状況

番号	件名	水平展開事項
03-08	ふげん発電所トリチウム除去装置の火災警報発報(後置フィルターのケース焼損)	<p>「設計管理要領書」等に、以下を明記し、安全確保をすること。</p> <p>(1)新規設備の製作、設備の改造を実施する場合、製造者が設計段階等でリスクの抽出、対策の検討を行なうよう指導に努めることについて、設計管理要領書を制定している各部署においては追記すること。</p> <p>注)設計管理要領書の記載例は以下の通り。</p> <p>「機械の包括的な安全基準に関する指針」(厚生労働省指針 平成 13 年 6 月)を参考にして製造者へ指導に努めること。</p> <p>(1)本件のようなトラブルの防止に努めるため、改めてイントラからの「法規制等情報掲載書 13(事務局 1)005」の「機械の包括的な安全基準に関する指針」を各部署担当者に周知する。</p>

## (2) NS ネット良好事例

NS ネットに関する良好事例は、平成 12 年度から関係機関の事業所において相互評価が実施され、その中から摘出されたものである。これらの良好事例を有効活用し、原子力の安全確保を目指すことを目的とし、東海事業所として良好事例の水平展開を実施している。今期は第 32 回から 37 回の良好事例を展開した。なお、第 35 回からは全ての事例を所内へ周知することとなった。実施結果を表 4-3-3 に示す。

表 4-3-3 平成 15 年度 NS ネット良好事例の実施結果  
(第 4 四半期)

回数	被事業所名	実施日	良好事例 (件数)	紹介・参考 事例(件数)
第 32 回	神戸製鋼所(株) 高砂機器工場	6 月 17 日～19 日	11	36
第 33 回	住友原子力工業	7 月 23 日～24 日	2	6
第 34 回	日揮技術研究所	9 月 3 日～5 日	0	6
第 35 回	中部電力 浜岡原子力発電所	9 月 30 日～10 月 3 日	20	20
第 36 回	電力中央研究所 狛江研究所及び 停線量放射線研究センター	10 月 29 日～31 日	8	8
第 37 回	東京電力福島 第二原子力発電所	12 月 9 日～12 日	15	15

## 4.4 安全性総点検処置状況

平成 15 年度第 4 四半期（3 月末現在）における安全性総点検の処置状況について、各センターからの処置報告結果の確認と取りまとめ及びフォローを行った。その結果、今年度の処置状況は、実際に措置が完了（終了）したものが 4 件（再処理センター 3 件、プルセンター 1 件）で、引き続き処置を継続して行う残案件は 5 件であった。

これら安全性総点検の処置状況実施結果については、本社安全推進本部へ業連にて報告している。平成 15 年度第 4 四半期現在の安全性総点検処置状況一覧を、表 4-4-1 に示す。

表 4-4-1 平成 15 年度第 4 四半期 安全性総点検処置状況一覧

関係部署	全件数	処置完了件数(平成 15 年 3 月 31 日現在)	15 年以降対応件数	平成 15 年度措置状況		処置完了件数(終了)	第 4 四半期残案件数(処置継続)	処置率
				上期	下期			
東海事業所合計	1611	1602	9	2	2	4	5	99%
開発調整室	6	6	0					100%
保安・放安部(旧安全管理部)	104	104	0					100%
運営管理部	29	29	0					100%
建設工務管理部	110	110	0					100%
環境保全センター	470	470	0					100%
再処理センター	598	591	7	2	1	3	4	99%
プルセンター	290	288	2	0	1	1	1	99%
本社(人材開発課)	4	4	0					100%

平成 16 年 3 月末現在

## 5. 各種委員会活動

## 5.1 安全衛生・化学物質委員会

安全衛生・化学物質委員会は、定例の委員会として毎月第 3 火曜日の開催を原則としており、今期においては定例の委員会が開催された。

安全衛生・化学物質委員会の活動内容を、表 5 - 1 に示す。

表 5 - 1 安全衛生・化学物質委員会の活動内容

(1/3)

開催日	議 題	審議結果等
1月21日 (水) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 平成 16 年度東海事業所安全衛生活動の施策(案)について	承認
	<報告事項> 1. 平成 16 年度東海事業所労働安全衛生目標の設定について 2. 電気保安委員会報告(1 月期) 3. 東海事業所安全専門委員会報告 (12 月期) 4. 安全主任者会議報告(1 月期) 5. 衛生管理者会議報告(1 月期)	了承
	<その他> なし	



(2/3)

開催日	議 題	審議結果等
2月17日 (火) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 核燃料物質使用施設保安規定及び核燃料物質使用施設放射線管理基準の変更 2. 核燃料物質使用施設保安規定の変更	承認  一部修正の うえ承認
	<報告事項> 1. 東海事業所における個人被ばく管理状況 2. 年未年始無災害運動実施結果報告 3. 電気保安委員会報告(2月期) 4. 東海事業所安全専門委員会報告(1月期) 5. 安全主任者会議報告(2月期) 6. 衛生管理者会議報告(2月期) 7. 研修講座中の事務局員の転倒負傷について【負傷報告】	了承 了承
	<その他> なし	

(3/3)

開催日	議 題	審議結果等
3月17日 (水) 定例	<確認事項> 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	<審議事項> 1. 東海事業所労働安全衛生マネジメントシステム 基本規則の改定 2. 平成16年度安全衛生行事等の実施計画(案)に ついて	承認 承認
	<報告事項> 1. 平成15年度快適職場づくりの取り組み状況につ いて 2. 東海事業所安全専門委員会報告(2月期) 3. 安全主任者会議活動報告(3月期) 4. 衛生管理者会議報告(3月期) 5. B棟における手指負傷【軽微負傷報告】 6. 地層処分放射化学研究施設(クオリティ施設)排 風機室における作業員の負傷について【軽微負傷 報告】	了承
	<その他> 1. 使用施設保安規定からの「保健上の措置」条文の 削除について 2. 労組との「原因調査レベルに関する了解事項」の 改定に係る関係規則類の見直し、改定等について	

委員長(議長): 所長代理

委員: 事業所が指名する者11名、事業所労働組合が推薦する者11名

事務局: 安全対策課

## 5.2 東海事業所安全専門委員会

東海事業所安全専門委員会は、主に原子炉等規制法に基づく許認可案件について安全性の観点から審議検討を行う委員会であり、毎月最終水曜日を定例として必要に応じて臨時委員会を開催している。今期の活動内容を表 5-2-1 に示す。

なお、安全審査に係る透明性の確保及び外部専門家による知見の反映を目的に、各センターを含む所内の安全専門委員会にサイクル機構外の委員を任命することとし、平成 13 年 1 月の定例委員会から外部委員を加え開催している。

表 5-2-1 東海事業所安全専門委員会の活動内容

(1/2)

開催日	議 題	審議結果
1月28日(水) (1月定例)	1. プルトニウム燃料第三開発施設における核燃料物質使用変更許可申請	審議終了
2月23日(月) (2月定例)	1. 蒸発固化体及び低放射性固体廃棄物の貯蔵場所に係る再処理施設設置変更許可申請	審議終了
	2. G棟における遠心分離機によるウラン濃縮技術開発終了に伴う核燃料物質使用変更許可申請及び核燃料物質使用施設放射線管理基準の変更	審議終了
	3. ウラン系廃棄物倉庫の廃止に伴う核燃料使用変更許可申請	審議終了
	4. PUCON型核燃料輸送物の収納物仕様の変更に伴う放射性物質等事業所内運搬要領の変更	審議終了
	5. 品質保証に関する項目の追加等に伴う核燃料物質使用施設保安規定の変更	審議終了
3月8日(月) (3月臨時)	1. 再処理を行う使用済み燃料の種類及び再処理能力等の変更に係る再処理施設設置変更許可申請	審議終了

(2/2)

開催日	議 題	審議結果
3月24日(水) (3月定例)	1. 固体廃棄物一時保管に関する見直しに伴う核燃料物質使用施設保安規定の変更	審議終了
	2. L棟におけるウラン供給・回収装置の撤去に伴う核燃料物質使用変更許可申請及び核燃料物質使用施設放射線管理基準の変更	審議終了
	3. 水蒸気改質処理試験装置の設置及び業務所掌の見直しに伴う核燃料物質使用施設保安規定の変更	継続審議
	4. CPF施設における密封放射性同位元素の使用等の追加に伴う放射性同位元素等使用変更許可申請	審議終了
	5. CPF施設におけるグローブボックスの撤去及び新設に伴う核燃料物質使用変更許可申請、核燃料物質使用施設保安規定の変更及び核燃料物質使用施設放射線管理基準の変更	審議終了

委員長 : 核燃料取扱主任者

委員 : RI主任者、電気主任者、放射線安全部長、環境センター核取主務者、プルセンター核取主務者、運搬検討専門部会長、放射線安全部放射線管理第二課長、環境センター研究主幹、環境センター技術主幹、再処理センター技術部次長、再処理センター分析一課員、プルセンター技術主幹、プルセンター検査課長代理、建設工務部管理グループ員

外部委員 : 4名

事務局 : 品質保証室

## 5.3 品質保証委員会

品質保証委員会は、業務品質保証活動の推進を目的として設置された委員会である。今期における品質保証委員会の活動内容を表 5-3-1 に示す。

表 5-3-1 品質保証委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果
1月22日 (第26回)	< 報告事項 > 1. 平成16年度東海事業所品質保証活動の施策について	報告事項
	2. マネジメントレビューの実施について	報告事項
3月12日 (第28回)	< 審議事項 > 3. 再処理施設品質保証計画書の制定について	継続審議
	< 報告事項 > 1. 核燃料物質使用施設品質保証計画書の改正状況について	報告事項
2月26日 (第27回)	2. 再処理ユーティリティ施設建設遅延に関する特別自主品質監査の実施について	報告事項
	< 審議事項 > 1. 核燃料物質使用施設品質保証計画書の制定について	審議終了
3月25日 (第29回)	< 報告事項 > 2. 安全規制見直しに係る合同分科会の報告について	報告事項
	< 審議事項 > 1. 平成16年度東海事業所品質保証活動の施策について	審議終了
3月25日 (第29回)	2. 東海事業所水平展開実施要領の改訂について	審議終了
	3. 外部コミュニケーション管理要領書の作成について	審議終了
		審議終了

委員長 : 副所長 (プルトニウム燃料センター長)

副委員長 : 保安管理部長

委員 : 副所長 (環境センター長)、副所長 (再処理センター長)、放射線安全部長、運営管理部長、建設工務管理部長、開発調整室長、東海事業所技術主幹

事務局 : 品質保証室

#### 5.4 労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）委員会及び環境マネジメントシステム（EMS）委員会

OHSMS 委員会は、東海事業所の労働安全衛生問題を検討・審議、EMS 委員会は、東海事業所の環境問題を総合的に捉えて検討審議することを目的に設置された委員会である。今期における OHSMS 委員会及び EMS 委員会の活動内容を表 5-4-1 に示す。

表 5-4-1 OHSMS 委員会及び EMS 委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果
1月22日 (第53回)	< 審議事項 > 1.平成 15 年度環境側面調査の定期見直し結果（案） 2.平成 15 年度リスクアセスメントの定期見直し結果（案） 3.平成 16 年度東海事業所業務推進・品質改善目標リスト（案） 4. OHSMS/EMS 運用管理要領書の改定（案）	審議終了 審議終了 審議終了 審議継続
2月19日 (第54回)	< 審議事項 > 1. 危険源の特定・リスクアセスメント低減の計画要領書の改定（案）について 2. OHSMS/EMS 運用管理要領書の改定（案）について 3. OHSMS/EMS 目的及び目標設定要領書の改定（案）について 4. OHSMS/EMS 教育・訓練要領書の改定（案）について 5. OHSMS/EMS 文書記録管理要領書の改定（案）について	審議終了 審議終了 審議終了 審議終了 審議終了
3月9日 (第55回)	< 審議事項 > 1.労働安全衛生マネジメントシステム基本規則の改定（案）について 2.環境マネジメントシステム基本規則の改定（案）について	審議終了 審議終了

委員長：副所長（プルトニウム燃料センター長）

委員長代理：東海事業所技術主幹

委員：開発調整室代理、運営管理部事務主幹、安全研究 GL、保安管理部技術主幹、建設工務管理部次長、環境保全・研究開発センター品質保証 GL、再処理センター技術主幹、プルトニウム燃料センター品質保証 GL

事務局：品質保証室

## 5.5 安全主任者会議

今期の安全主任者会議の活動内容を表 5-5-1 に示す。

表 5-5-1 安全主任者会議の活動内容

(1/2)

開催日	議 題	審議結果等
1月9日 (定例)	< 審議 > 1. 平成 16 年度安全主任者会議活動計画 (案) 2. 平成 16 年度 東海事業所安全衛生活動の施策 (案) < 報告 > 1. 負傷再発防止対策実施報告書 (再処理センター ガラス固化技術管理棟前での軽微な負傷) < その他 > 1. 安全活動に関する情報交換 2. 各安全主任者からの保安管理状況の報告 (トピックス) 等	審議終了 審議終了
2月9日 (定例)	< 審議 > 1. 負傷報告「研修講座中の事務局員の転倒負傷について」 2. 共通安全作業要領「D-1 一般公害施設の管理要領」の改定 3. 平成 15 年度安全主任者会議活動報告 (案) < 報告 > 1. 年末年始無災害運動実施結果 < その他 > 1. 安全活動に関する情報交換 2. 各安全主任者からの保安管理状況の報告 (トピックス) 等	審議終了 審議終了 継続審議

(2/2)

開催日	議 題	審議結果等
3月8日 (定例)	< 審議 > 1. 軽微な負傷報告「B棟における手指負傷」 2. 軽微な負傷報告「地層処分放射化学研究施設 排風機室における作業員の負傷」 3. 共通安全作業要領「A-2 保安教育・訓練」の改定について 4. 平成 15 年度 安全主任者会議活動報告(案) 5. 平成 16 年度 安全衛生行事等の実施計画(案) < その他 > 1. 安全活動に関する情報交換 2. 各安全主任者からの保安管理状況の報告(トピックス)等	審議終了 審議終了 審議終了 審議終了 審議終了

議 長 : 専任衛生管理者

委 員 : 各部・センター安全主任者7名

事務局 : 安全対策課



## 5.6 衛生管理者会議

今期の衛生管理者会議の活動内容を表 5-6-1 に示す。

表 5-6-1 衛生管理者会議の活動内容

(1/2)

開催日	議 題	審議結果等
1月8日 (定例)	<p>&lt; 審議 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 共通安全作業基準要領 B-1「作業環境の測定要領」の改定について</li> <li>2. 平成 16 年度東海事業所安全衛生活動の施策(案)について</li> </ol> <p>&lt; 報告 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各センター・部衛生巡視結果の確認及び 11 月期作業環境測定結果の確認</li> <li>2. 快適職場づくりアンケート結果について</li> <li>3. 水戸基署発第 545 号「管理区域におけるエアライン作業等に係る健康管理対策の再検討について(要請)」に基づく労基署への回答について</li> <li>4. 衛生管理者会議による衛生巡視結果(プルトニウム燃料センター)について</li> </ol>	<p>審議終了</p> <p>審議終了</p>
2月5日 (定例)	<p>&lt; 審議 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 16 年度衛生管理者会議活動計画(案)について</li> <li>2. 平成 15 年度年末年始無災害運動実施結果</li> </ol> <p>&lt; 報告 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各センター・部衛生巡視結果の確認及び 12 月期作業環境測定結果の確認</li> <li>2. 平成 15 年度快適職場づくり報告(暫定版)</li> <li>3. 衛生管理者会議による衛生巡視結果(建設工務管理部)について</li> </ol>	<p>継続審議</p> <p>審議終了</p>

(2/2)

開 催 日	議 題	審議結果等
3月4日 (定例)	<p>&lt; 審議 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 15 年度衛生管理者会議活動報告(案)について</li> <li>2. 平成 16 年度衛生管理者会議活動計画(案)について</li> <li>3. 平成 16 年度安全衛生行事等の実施計画について</li> <li>4. 「VDT 作業における労働衛生管理のためのガイドライン」について</li> </ol> <p>&lt; 報告 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各センター・部衛生巡視結果の確認及び1月期作業環境測定結果の確認</li> <li>2. 平成 15 年度快適職場づくり報告(暫定版)及び平成 16 年度快適職場づくり計画(案)について</li> <li>3. 衛生管理者会議による衛生巡視結果(環境センター)について</li> </ol>	<p>審議終了</p> <p>審議終了</p> <p>審議終了 審議終了</p>

議 長 : 専任衛生管理者

委 員 : 産業医、各部・センター衛生管理者7名

事務局 : 安全対策課

## 5.7 防火対策委員会

防火対策委員会は、事業所における防火管理の適正な運営を図るために設置された委員会である。

今期における防火対策委員会の活動内容を表 5-7-1 に示す。

表 5-7-1 防火対策委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果等
2月3日	平成 16 年春の火災予防運動について	春の火災予防運動（案）の承認

委員長 : 東海事業所防火管理者

副委員長 : 保安管理部長

委 員 : 各部・センター各 1 名、消防班長

ワザバー : 保安管理部次長、危機管理整備室技術主幹

事務局 : 危機管理整備室

## 5.8 ダイオキシン類対策委員会

ダイオキシン類対策委員会は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」(平成13年4月25日基発第401号厚生労働基準局長)に基づき、廃棄物焼却施設における作業員のダイオキシン類へのばく露防止を図るために設置された。

今期におけるダイオキシン類対策委員会の活動内容を、表5-8-1に示す。

表5-8-1 ダイオキシン類対策委員会の活動内容

開催日	議題	審議結果等
3月18日	審議事項 1. 廃棄物焼却施設の作業場における空気中のダイオキシン類の濃度測定結果	審議終了

委員長 : 副所長(環境保全・研究開発センター長)

委員 : 産業医、衛生工学衛生管理者・専任衛生管理者、保安管理部衛生管理者、運営管理部衛生管理者、環境保全・研究開発センター衛生管理者、再処理センター衛生管理者、プルトニウム燃料センター衛生管理者、環境保全・研究開発センター環境保全部長、再処理センター環境保全部長、プルトニウム燃料センター環境保全部次長

事務局 : 安全対策課

## 5.9 保安管理部品質保証推進委員会

今期における保安管理部品質保証推進委員会の活動内容を表 5-9-1 に示す。

表 5-9-1 保安管理部品質保証推進委員会の活動内容

開催日	議 題	審議結果
1月16日 (第15回)	< 審議事項 > 1. 保安管理部として作成すべき要領書類について 2. 文書・品質記録管理手順書の制定について	審議修了 審議修了
2月16日 (第16回)	< 審議事項 > 1. 文書・記録管理要領書及び手順書の制改定について	継続審議
	< 報告事項 > 2. 文書体系図について	報告事項
3月18日 (第17回)	< 審議事項 > 1. 文書・記録管理要領書及び手順書の制改定について	審議修了
	< 報告事項 > 2. 文書体系図について	報告事項
3月26日 (第18回)	< 審議事項 > 1. 教育・訓練要領書の制定について 2. 東海事業所水平展開実施要領に係る保安管理部内 対応要領について	継続審議 審議修了
	< 報告事項 > 3. 保安部として作成すべき要領書類について 4. コミュニケーション管理要領書について	報告事項 報告事項

委員長 : 保安管理部技術主幹

副委員長 : 品質保証室長、

委員 : 安全対策課課長代理、安全対策課技術主幹、危機管理整備室室長代理、危機管理整備室技術主幹、品質保証室室長代理、品質保証室技術主幹

事務局 : 品質保証室

## 6. 規程類の整備

保安管理部が所管する各種規程・規則類について、必要に応じて改正を行った。今期は使用施設保安規定、事業所規則の一部改正を行った。

## 6.1 使用施設保安規定

今期は、省令改正に伴う品質マネジメントシステムの取り入れ、施設の定期的な自主検査の追加及び報告の徴収に係る変更認可申請を3月10日付で行い、3月25日付で認可された。  
変更内容を表6-1-1に示す。

表6-1-1 使用施設保安規定

規程類名称	整備内容	申請・制改定日等
核燃料物質使用施設保安規定	(1) 省令改正に伴う品質マネジメントシステムの取り入れ、施設の定期的な自主検査の追加及び報告の徴収の変更に伴い見直しを行う。 (2) 核燃料物質使用変更許可に伴い、B棟 B-21室(廃棄物一時保管庫)の使用をとりやめるため、関連する条文及び図面を変更する。 (3) 核燃料物質使用変更許可に伴い、プルトニウム燃料センターにおける液体廃棄物の処理系統及び放出系統を変更するため、関連する条文を変更する。 (4) その他、所要の見直しを行う。	申請 平成 16 年 3 月 10 日 15 サイクル機構(安)050 認可 平成 16 年 3 月 25 日 15 機文科科第 79 号

## 6.2 放射線障害予防規定

放射線障害予防規定については、今期の変更はなかった。

## 6.3 事業所規則類

事業所規則類については、放射線保安規則の変更を実施した。変更内容を表 6-3-1 に示す。

表 6-3-1 事業所規則類の整備状況

規程類名称	整備内容	申請・制改定日等
放射線保安規則	(1) 燃料製造機器試験室の廃水設備の運転及び管理に係る業務について、プル・施設保全課長から処理技術課長に変更することに伴い、プル・施設保全課長の所掌業務及び保安管理組織図を変更する。	施行 3月1日

## 6.4 共通安全作業基準

東海事業所の共通安全作業基準については、随時見直し等を行い安全主任者会議、衛生管理者会議において審議を経て制改訂を行っている。今期は作業環境測定を実施する作業場所の明確化、ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令の公布、法改正に伴う教育についての明確化について改訂に係る作業を実施した。改訂実績を表 6-4-1 に示す。

表 6-4-1 共通安全作業基準

(1/2)

規程類名称	整備内容	制定・改定日
共通安全作業要領 B-1「作業環境の測定要領」	(1)事務所等の作業環境測定を行うべき作業場を明確化する。 (2)作業環境測定における換気方法の種類を追加する。 (3)作業環境測定・点検結果等の押印欄についてセンター内部長欄を追加する。 (4)作業環境測定記録の管理担当課長印及び測定欄の課長確認印を管理者に名称変更する。	平成 16 年 1 月 22 日
共通安全作業要領 D-1「一般公害施設の管理要領」	(1)ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設に 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうちろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設並びに 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造の用に供する施設のうちろ過施設及び廃ガス洗浄施設が追加されたことにより変更する。 (2)別添の注として記載している申請している特定施設の現状の日付を最新のものとする。	平成 16 年 2 月 12 日



(2/2)

規程類名称	整備内容	制定・改定日
共通安全作業要領 A-2「保安教育・訓練要領」	(1)原子炉等規制法、関係法令、保安規定、放射線障害予防規定、放射線保安規則の改正のつどにおける従業員への教育について、適用、対象項目及び内容を明確にする。 (2)使用施設保安規定への品質保証の取入れに伴い、品質保証に係る教育を追加する。	平成 16 年 3 月 25 日

## 7. 許認可申請

保安管理部が所掌する各種法令等に基づき、施設・設備の新設、増設、改造等の変更に伴う許認可に関し、東海事業所の窓口として監督官庁とのヒヤリング、所内事務手続き及び申請、届出に対応した。

今期における各種法令等に基づく許認可実績を以下に示す。

なお、第 1 四半期に判明した見届け案件の再発防止対策として第 2 四半期において、機械・設備等の申請リストに基づく確認及び識別シールの貼付において新たに、労働安全衛生法、水質汚濁防止法、県公害防止条例に基づく追加申請が判明し、今期に監督官庁に申請を実施した。

## 7.1 原子炉等規制法

今期における原子炉等規制法に係る許認可は 2 件であり、その実績を表 7-1-1 に示す。

表 7-1-1 原子炉等規制法に係る許認可実績

## 核燃料物質使用変更許可申請

使用施設	許認可申請項目	記事
プルトリウム燃料第三開発室	仕上検査室(2)(FP-111)に設置してある外径選別設備及びこれを包蔵するグローブボックス FPG-32b を撤去する。	申請 1月26日 15サイクル機構(東海)1004 許可 2月25日 15 諸文科科第 5264号

## 核燃料物質の使用の許可に係る変更届

使用施設	許認可申請項目	記事
東海事業所	代表者の氏名について、理事長の交代に伴い変更する。	届出 1月20日 15 サイクル機構 (東海) 0984

## 7.2 放射線障害防止法

今期における放射線障害防止法に係る許認可は 2 件であり、その実績を表 7-2-1 に示す。

表 7-2-1 放射線障害防止法に係る許認可実績

使用施設	許認可申請項目	記 事
東海事業所	許可使用に係る氏名等の変更届 代表者の氏名について、理事長交代に伴い変更する。	届出 1月26日 15 サイクル機構(東海) 1005
B棟	許可使用に関する軽微な変更に係る変更届 廃棄施設(廃棄物倉庫(A)及び(B))の一部を廃しする。	届出 2月5日 15 サイクル機構(東海) 1043

## 7.3 労働安全衛生法

今期における労働安全衛生法に係る許認可は 9 件であり、その実績を表 7-3-1 に示す。

表 7-3-1 労働安全衛生法に係る許認可実績

件 名	内 容	該当施設	日 付
機械等設置届	放射線装置（線量計自動照射装置）を設置する。	計測機器校正施設	1月8日
機械等変更届	放射線装置（中性子線照射装置）の線源を変更する。	計測機器校正施設	1月8日
機械等設置届	硝酸系水溶液等（第3類物質）を取り扱う装置を設置する。	地層処分放射化学研究施設	1月8日
機械等設置届	硝酸（第3類物質）を取り扱う設備を設置する。	高レベル放射性物質研究施設	1月8日
第一種圧力容器設置届	加熱器（蒸気発生用）を設置する。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	2月12日
第一種圧力容器設置届	加熱器（温水発生用）を設置する。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	2月12日
機械等設置届	特定粉じん発生源を有する機械（破碎機）を設置する。	第二応用試験棟	3月18日
機械等設置届	特定粉じん発生源を有する機械（分級機）を設置する。	第二応用試験棟	3月18日
機械等設置届	放射線装置（エックス線装置）を設置する。	高レベル放射性物質研究施設	3月30日

## 7.4 消防法

今期における消防法及び東海村火災予防条例に係る許認可は、危険物施設関係 1 件及び消防設備関係 14 件であり、その実績を表 7-4-1 に示す。

表 7-4-1 消防法

(1/2)

	件名	内容	該当施設	日付
危険物施設関係	指定可燃物貯蔵取扱廃止届出書	指定可燃物の貯蔵、取扱を廃止する。	ウラン系廃棄物倉庫	3月16日
消防設備関係	消防設備等設置届出書	自動火災報知設備の増設・取替えに伴う設置届出	乾式プロセス・材料試験棟	1月8日
	防火対象物使用開始届	正門警備所改築に伴う届出	正門警備所	1月22日
	核燃料物質、放射性同位元素等運搬届出書	標準試料輸送に伴う届出	プルトニウム燃料センター	1月22日
	消防設備等設置届出書	自動火災報知設備の増設に伴う設置届出。	プルトニウム廃棄物貯蔵施設	2月6日
	消防計画作成届出書	消防計画の変更	玉造部材検査所	2月10日
	消防設備等設置届出書	自動火災報知設備の増設に伴う設置届出。	M棟 排水処理室	2月12日
	炉設置届出書	熔融炉モックアップ試験棟からガラス固化技術開発施設への移設に伴う届出	ガラス固化技術開発施設	3月12日
	消防設備等設置届出書	自動火災報知設備の取替えに伴う設置届出。	ウラン系廃棄物貯蔵施設	3月12日

(2/2)

	件 名	内 容	該当施設	日 付
消 防 設 備 関 係	東海村火災予防条例届出廃止報告書	試験室の解体撤去の報告	内圧クリープ破壊試験室 被覆管内圧破壊試験室	3月15日
	消防設備等設置届出書	屋外消火栓の取替えに伴う設置届出	ウラン系廃棄物貯蔵施設	3月22日
	東海村火災予防条例届出廃止報告書	仮設正門警備所の解体撤去の報告	正門警備所	3月22日
	消防設備等設置届出書	自動火災報知設備の移設・増設及び非常放送設備の移設に伴う設置届出。	展示館	3月22日
	防火管理者解任届出書	所掌移管に伴う防火管理者の解任	玉造部材検査所	3月31日
	消防設備等点検結果報告書	消防法 17 条の 3 の 3 に基づき 3 年に 1 回の報告に伴う提出	東海事業所所掌施設 ( 構外施設含む )	3月31日

## 7.5 高圧ガス保安法

今期における高圧ガス保安法に係る許認可は 11 件であり、その実績を表 7-5-1 に示す。

表 7-5-1 高圧ガス保安法に係る許認可実績

(1/2)

件名	内容	該当施設	日付
代表者等変更届出 (冷凍)	1月1日付け理事長の交代に伴い変更する。	東海事業所	1月9日
代表者等変更届書 (一般)	1月1日付け理事長の交代に伴い変更する。	東海事業所	1月20日
高圧ガス製造施設の廃止に伴う報告 (一般)	G棟用液化窒素製造施設を廃止する。	G棟用液化窒素製造施設	1月20日
高圧ガス製造施設軽微変更届書 (一般)	バルブの交換を行う。	プルトニウム転換技術開発施設用液体窒素製造施設	1月20日
高圧ガス保安協会保安検査受検届書	茨城県冷凍設備保安協会による保安検査を受検した冷凍機(2施設)について、その旨を茨城県知事に届け出る。	安全管理西棟A棟	2月4日
高圧ガス製造廃止届出書 (冷凍)	冷凍高圧ガス製造施設を廃止する。	応用試験棟	2月26日
冷凍作業責任者届書 (冷凍)	冷凍作業責任者を職務分担の変更に伴い、3月1日付けで変更する。	プルトニウム燃料附属機械室	3月10日
冷凍作業責任者代理者届書 (冷凍)	冷凍作業責任者代理を職務分担の変更に伴い、3月1日付けで変更する。	プルトニウム燃料附属機械室	3月10日
高圧ガス製造許可申請書 (冷凍)	冷凍高圧ガス製造施設を設置する。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	3月10日



(2/2)

件名	内容	該当施設	日付
輸入検査申請書(一般)	混合ガスを輸入する。	東海事業所	3月11日
高圧ガス製造施設等変更許可申請書(一般)	液化炭酸ガス製造設備を設置する。	高レベル放射性物質研究施設	3月31日

## 7.6 環境法令

今期における環境関係法令に係る許認可は9件であり、その実績を表7-6-1に示す。

表7-6-1 環境法令に係る許認可実績

(1/2)

件名	内容	該当施設	日付
氏名変更等届出書(茨城県公害防止条例・許可工場)	1月1日付け理事長の交代に伴い変更する。	東海事業所	1月9日
特定施設使用廃止届出書(水質汚濁防止法)	洗浄施設の廃止を行う。	J棟、L棟、プルトニウム燃料開発室附属倉庫	1月9日
許可工場変更許可申請書(茨城県公害防止条例)	許可工場として、送風機の設置及び廃止並びに洗浄施設の廃止を行う。	再処理施設 高レベル放射性物質研究施設、J棟、L棟、プルトニウム燃料開発室附属倉庫	1月9日
産業廃棄物処理施設軽微変更届出書	1月1日付け理事長の交代に伴い変更する。	プルトニウム燃料センター産業廃棄物焼却施設	1月23日
特定施設の種類及び能力ごとの数変更届(振動規制法)	せん断機及び空気圧縮機の設置及び廃止を行う。	高レベル放射性物質研究施設、プルトニウム転換技術開発施設、プルトニウム燃料工作室	1月23日
許可工場変更許可申請書(茨城県公害防止条例)	許可工場として、せん断機及び空気圧縮機の設置及び廃止を行う。	高レベル放射性物質研究施設、プルトニウム転換技術開発施設	1月23日

(2/2)

件名	内容	該当施設	日付
許可工場変更許可申請書(茨城県公害防止条例)	許可工場として、送風機の設置及び廃止を行う。	高レベル放射性物質研究施設	1月27日
ダイオキシン類測定結果報告(ダイオキシン類対策特別措置法)	排気等のダイオキシン類の測定結果を報告する。	環境センター一般廃棄物焼却施設	2月4日
許可工場変更許可申請書(茨城県公害防止条例)	許可工場として、送風機の設置及び廃止を行う。	プルトニウム燃料センターユーティリティ棟	2月6日

## 8. 保安検査、立入調査等

### 8.1 保安検査官対応

平成 13 年 1 月 6 日付けの省庁再編に伴い東海事業所の使用施設は文部科学省、再処理施設は、経済産業省の原子力保安検査官（以下「保安検査官」と略）によって監督されることになり、保安検査官は日常それぞれ村内に設置した事務所（文部科学省：原子力安全管理事務所、経済産業省：東海・大洗原子力保安検査官事務所）及び東海事業所内に常駐している。保安検査官対応班（以下「対応班」と略）は、保安検査官の主たる業務である原子力施設の現場での運転管理監督や施設における保安規定の遵守状況の検査などの東海事業所の窓口として下記の対応を行った。文部科学省及び経済産業省の保安検査官体制を表 8-1-1 に示す。また、保安検査官への対応項目及び対応方法について対応班が保安検査官及び所内各部・センターと調整して作成した。実際に行った対応項目及び対応方法一覧を表 8-1-2 に示す。そのうち、主な項目について概要を以下に示す。

#### (1) 文部科学省保安検査官関連

##### 施設巡視（週 4 回）

核燃料物質使用施設である環境保全・研究開発センター及びプルトニウム燃料センターのそれぞれの施設について、保安検査官と現場との調整を図り毎月の巡視計画を作成した。これに基づき保安検査官が定常的、計画的に施設の巡視を行った。巡視の際、保安検査官が施設側に対して指摘事項があった場合は現場側の対応を対応班がフォローして、保安検査官に対して指摘に対する措置、対応を報告した。

今期は、使用施設について計 50 回（環境保全・研究開発センター：25 回、プルトニウム燃料センター：25 回）巡視が行われた。その巡視実績を表 8-1-3 に示す。

##### 放射線作業管理（発生の都度）

使用施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班がその作業の概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業書に基づき説明を実施した。また、計画された特殊放射線作業が終了した場合、その旨をその都度、保安検査官に報告した。今期の使用施設における特殊放射線作業の開始計画件数は、環境保全・研究開発センターが A1 作業：14 件、S2 作業：1 件、プルトニウム燃料センターが S2 作業：4 件であり、合計 19 件であった。

##### 定例報告

以下の項目を定例として文部科学省保安検査官に報告しており、それらの対応を下記に示す。

#### (a) 許認可週報（毎週）

毎週始めに保安管理部品質保証室が作成した使用施設に関する許認可の状況について提出し、説明した。

(b) 自主点検・教育訓練計画（毎月）

使用施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を各センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出した。

(c) 運転計画（毎月）

各使用施設の運転計画を毎月始めに各センター毎に作成し、それに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各センター毎に年間の運転計画を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出した。

(2) 経済産業省保安検査官関連

施設巡視（毎日）

保安検査官による再処理施設の巡視は定常的に実施された。

対応班は保安検査官と再処理センター側の担当と毎朝、巡視施設及び巡視時間について調整を行い巡視が行われた。

放射線作業管理（発生の都度）

再処理施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班が概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は現場側が放射線作業書に基づき説明を実施した。また、計画された特殊放射線作業が終了した場合、その旨をその都度、保安検査官に報告した。今期の再処理施設における特殊放射線作業計画書の提出件数は、S2 作業：41 件及び A1 作業：23 件であり、合計 64 件であった。

再処理施設関連巡視（毎日）

再処理センターの各施設について主として保安規定遵守状況の確認の観点から保安検査官による各課室ごとの巡視が再処理施設内で定常的に実施された。この定常的な巡視は、再処理側が保安検査官の了解のもとに毎月作成した月間予定表に基づき実施された。その定常的に実施された巡視記録を表 8-1-4 に示す。

定例報告

以下の項目を定例として経済産業省保安検査官に報告しており、それらの対応を行った。

(a) 再処理運転記録（毎日）

再処理管理課から送信される FAX に基づき対応班が概要を説明し提出した。

(b) 再処理放管記録（毎日）

再処理施設のスタックからの放出されたクリプトン、ヨウ素等の排気中放射性物質の日々の放出について、放射線管理第二課が毎日報告し資料を提出できるよう時間等の調整を行った。

(c) 許認可週報（毎週）

毎週始めに再処理品質保証室が作成した再処理施設に関する許可の状況について提出し、説明した。

(d) 再処理週報（毎週）

再処理施設で行われている主な作業の計画と実績を示したもので再処理品質保証室が作成し、毎週提出した。

(e) 自主点検・教育訓練計画（毎月）

再処理施設の保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を再処理センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには再処理センターが年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班が保安検査官へ提出している。

(3) 共通事項

異常事象発生対応（発生の都度）

所内で発生した異常事象は使用施設に関する事は文部科学省保安検査官へ、再処理施設に関する事は経済産業省の保安検査官へ対応班がその概要を迅速に報告すると共に、必要に応じて保安検査官への現場部署による説明の場を設け実施した。

対応班が今期に取り扱った異常事象は計 8 件であった。そのリストを表 8-1-5 に示す。

保安検査官と核燃料取扱主任者、主務者との定例連絡会議

経済産業省の保安検査官と再処理の核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主務者（以下「核取」と略）との情報交換の場として連絡会議を定期的で開催した。今期は、1月13日、2月10日の計2回開催し、各施設の運転、稼働等の状況を各核取が保安検査官へ説明するとともに、保安検査官と核取との情報交換を行った。

東海事業所運転状況表（毎週）

使用施設、再処理施設各施設の一週間単位の運転実績及び次週の運転予定を記載した東海事業所運転状況表を基に、毎週末に対応班が所内施設の運転状況について今週の実績と来週の予定を提出し、説明した。

運転管理日報（毎日）

所内 LAN を使った環境保全・開発センター、プルトニウム燃料センター、再処理センターとのネットワークにより各センターの施設の毎日の運転状況を出し保安検査官に前日の実績と当日の作業予定を説明した。（再処理は毎日、使用施設は巡視日に）

保安検査（四半期毎）

文部科学省、経済産業省それぞれが四半期ごとに本庁の保安検査官も含めた複数体制で保安検査を実施した。受検する現場側は再処理施設側も使用施設側もそれぞれの受検体制を作り対応した。今期は文部科学省保安検査官が使用施設を対象に1月21日から1月23日に、経済産業省保安検査官は再処理施設を対象に2月23日から3月12日の期間にわたり実施した。対応班は保安検査を円滑に進めるため本庁も含めた保安検査官と現場側体制との窓口業務を行い、保安検査の進行を支援した。

表 8-1-1 原子力保安検査官体制

平成 16 年 1 月 1 日現在

所 管 省 庁	役 職 等	人 数
文部科学省 茨城原子力安全管理事務所	所 長 防災専門官	1 名
	副所長 保安検査官	1 名
	保安検査官	3 名
	技術参与 ( 運転管理専門官 )	1 名
経済産業省 原子力安全・保安院 東海・大洗原子力保安検査官事務所	所 長 統括保安検査官	1 名
	副所長 防災専門官	1 名
	保安検査官	5 名

表 8-1-2 保安検査官業務等対応項目/方法一覧表

H16.1.1 現在  
(1/2)

JNC TN8440 2004-014

No.	項目	対応方法	担当部署		備考	担当保安検査官 所掌
			再処理施設	使用施設		
1	再処理放管記録	放二課 保安検査官(毎日)	放安)放二課	-	スタックからの放出	経産省
2	再処理運転記録	毎朝、対応班へFAX 対応班 保安検査官(毎日)	再)管理課	-	日誌	経産省
3	許認可週報	対応班へ提出(E-メール) 対応班 保安検査官(月曜日)	保安)品証室			文科省 経産省
4	再処理週報	対応班へ提出(E-メール) 対応班 保安検査官(月曜日)	再)品証室	-	主な作業と実績	経産省
5	事業所運転管理日報	毎日、各センターが実績を16:00までに入力(毎日) 対応班(パソコンから印刷) 保安検査官	再)管理課	Pu)管理課 環t)品質保証 Gr	毎日の実績、LAN で保安検査官確認	文科省及び 経産省
6	運転管理状況表	安対課とりまとめ、対応班(パソコンから印刷) 保安検査官(金曜日)	保安)安対課対策チーム 対応班が出力		所内の運転状況 次週、次々週予定	文科省及び 経産省
7	保全伝票(写し)	発生の都度、対応班へ提出 対応班 保安検査官	再)保全課		発生の都度	経産省
8	海洋放出承認書(写し)	発生の都度、対応班へ提出(FAX) 対応班 保安検査官	再)処理一課	-	発生の都度	経産省
9	S2 特作計画	作業件名等のリスト及び計画書の表紙と様式1の写しを 事前提出。必要に応じて、作業内容の把握が主目的のヒヤ(保安検査官が件名指定)	計画起案課室	計画起案課室		文科省 経産省
10	A1 特作計画	同上	計画起案課室	計画起案課室		所掌保安検査官
11	G 作業(写し)	G1 作業の表紙と概要を対応班へ提出 対応班確認 保安検査官	-	計画起案課室	使用施設	文科省
12	停電等電気関連作業	作業件名入り工程表事前提出。必要に応じてヒヤ(保安検査官が指定)	建工)工務課等			所掌保安検査官



(2/2)

No.	項目	対応方法	担当部署		備考	担当保安検査官 所掌
			再処理施設	使用施設		
13	核取との定例会議	再処理施設関連：毎月第2・4火曜日の午後 使用施設関連：不定期	核取主任者、各センター核取主務者		第1回目 ：H12.9.26	経産省 文科省
14	異常事象連絡	対応班へ直ちに連絡 対応班メモ作成 保安検査官。その後、必要に応じて保安検査官によるヒヤリング	異常事象発生元課室		発生の都度	所掌保安検査官
15	その他相談事等	件名等のリストを対応班へ事前提出 保安検査官。必要に応じてヒヤ（保安検査官が指定）	相談事等担当課室			担当保安検査官
16	保守点検・教育訓練計画表 （年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。対応班取りまとめ 保安検査官	再）管理課	環ㇿ）品質保証 Gr Pu）保安推進 Gr	月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び 経産省
			放安部、建工部			
17	運転計画表 （年間）及び（毎月）	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。対応班取りまとめ 保安検査官	再）管理課	Pu）管理課 環ㇿ）品質保証 Gr	月間計画表は月末に翌月分を提出	文科省及び 経産省
18	サイクル週報	地域交流課が対応班に提出（金曜日）	地域交流課			文科省及び 経産省
19	休日体制表	総務課が対応班に提出 保安検査官（金曜日）	総務課			
20	見学予定一覧表	総務課が対応班に提出 保安検査官（月曜日）	総務課			

表8-1-3 文部科学省 原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績(1)  
(1月期)

月日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
1月6日 (火)	10:00	環境センター	応用試験棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
1月8日 (木)	10:00	環境センター	M棟、第2UWSF	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
1月13日 (火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
1月15日 (木)	10:00	環境センター	J棟, 廃水处理室, 廃油保管庫、第2ウラン貯蔵庫	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
1月20日 (火)	10:00	環境センター	A棟, B棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)	
1月22日 (木)	10:00	環境センター	焼却施設	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
1月27日 (火)	10:00	環境センター	UWSF、第1~6廃棄物倉庫、洗濯場、ウラン系廃棄物倉庫、中央廃水处理場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
1月29日 (木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設施設(PWSF/第二PWSF)	

表8-1-3 文部科学省 原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績(2)  
(2月期)

月日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
2月3日 (火)	10:00	環境センター	応用試験棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
2月5日 (木)	10:00	環境センター	L棟, G棟, G棟付属試験室	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
2月10日 (火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
2月12日 (木)	10:00	環境センター	M棟, 第2UWSF	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
2月17日 (火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)	
2月19日 (木)	10:00	環境センター	焼却施設	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
2月24日 (火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
2月26日 (木)	10:00	環境センター	A棟, B棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設施設(PWSF/第二PWSF)	

表8-1-3 文部科学省 原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績(3)  
(3月期)

月日	開始時刻	担当部署	巡視施設	備考
3月2日 (火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
3月4日 (木)	10:00	環境センター	焼却施設	
	13:30	Puセンター	燃料製造機器試験室/ウラン貯蔵庫	
3月9日 (火)	10:00	環境センター	応用試験棟	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	
3月11日 (木)	10:00	環境センター	M棟, 第2UWSF	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
3月16日 (火)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第二開発室	
3月18日 (木)	10:00	環境センター	L棟, G棟, G棟付属試験室	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物処理開発施設(PWTF)	
3月23日 (火)	10:00	環境センター	UWSF、第1~6廃棄物倉庫、洗濯場、ウラン系廃棄物倉庫、中央廃水処理場	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第三開発室	
3月25日 (木)	10:00	環境センター	高レベル放射性物質研究施設(CPF)	
	13:30	Puセンター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設施設(PWSF/第二PWSF)	
3月30日 (火)	10:00	環境センター	J棟, 廃水処理室, 廃油保管庫、第2ウラン貯蔵庫	
	13:30	Puセンター	プルトニウム燃料第一開発室	

表 8-1-4 再処理 保安検査官対応記録  
(1~3月)

(1/2)

月/日	課室名	指摘・意見等	備考
1/6	環境管理課	・操作・保守記録で低放射性固体廃棄物の運搬数量と低放射性固体廃棄物貯蔵場の貯蔵数量との違いについて操作・保守記録上で数量の違いがわかる様記入方法等の改善を計ること。	
1/7	処理第一課	特に指摘事項はなし	
1/8	処理第二課	特に指摘事項はなし	
1/9	処理第三課	特に指摘事項はなし	
1/14	施設保全第一課	特に指摘事項はなし	
1/15	施設保全第二課	特に指摘事項はなし	
1/19	分析第一課	特に指摘事項はなし	
1/21	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	
1/22	前処理課	特に指摘事項はなし	
1/23	化学処理第三課	特に指摘事項はなし	
1/26	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
1/27	化学処理第一課	特に指摘事項はなし	
1/28	転換技術課	特に指摘事項はなし	
1/29	環境管理課	特に指摘事項はなし	
1/30	処理第一課	特に指摘事項はなし	
2/2	処理第二課	特に指摘事項はなし	
2/3	処理第三課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TVF の定期自主検査について、可能であれば、2/23 からの保安検査時に立ち会いたいので、調整するよう要請があった。</li> <li>・ 保安教育管理表の「免除(5)」について、具体的に何にどのように規定されているのか QA 室が調査対応することになった。</li> </ul>	
2/4	化学処理第二課	2/4 7:20 に発生した分離第二サイクル工程の液面低下緊急操作装置(255LP-124)の発報に伴う工程の停止について説明したが特にコメントはなかった。	
2/4	施設保全第一課	特に指摘事項はなし	
2/6	分析第一課	特に指摘事項はなし	

(2/2)

月/日	課室名	指摘,意見等	備考
2/9	分析第二課	特に指摘事項はなし	
2/12	放射線管理第二課	特に指摘事項はなし	
2/17	前処理課	特に指摘事項はなし	
2/18	化学処理第一課	現場巡視時、工具の管理が良好であると講評された。	
2/20	化学処理第二課	特に指摘事項はなし	
3/3	化学処理第三課	脱硝塔のスプレーノズル交換について説明。指摘事項はなし	
3/16	転換技術課	施設定期自主検査(月例)記録の窒素水素混合ガス供給系水素濃度上限緊急操作装置性能検査において、検査終了後の弁開閉操作の記載がなく確認結果が分からない。 とのコメントあり	
3/17	環境管理課	特に指摘事項はなし	
3/18	処理第一課	特に指摘事項はなし	
3/22	処理第三課	特に指摘事項はなし	
3/23	施設保全第一課	特に指摘事項はなし	
3/24	施設保全第二課	特に指摘事項はなし	
3/25	分析第一課	特に指摘事項はなし	
3/26	分析第二課	教育・訓練についての、来月から年度が変わるので今年度の反省点等を活かして、今までとは違った項目を設けるなどの工夫をして教育・訓練の計画を立てるようにすること。	
3/30	前処理課	特に指摘事項はなし	
3/30	放射線管理第二課	放射線管理基準に記載している特殊放射線作業計画の区分に係る定義(S1,S2,A1,A2、その他G)について、表現を分かりやすく見直してほしい。	
3/31	化学処理第一課	特に指摘事項はなし	

表8-1-5 異常事象メモ（平成16年1月1日～16年3月31日）

No.	件名	発生 / 発見日時		発生場所	施設区分	概要等	報告日	備考
1	Pu-1 給気加湿用蒸気凝縮水の管理区域内での漏えい	H16.1.6 (水)	9:17頃	Puセンター 第一開発室 廊下2 (R-112), 燃料要素組立室 (R-120)	使用	9:17分頃 従業員が作業前点検のため管理区域に入域したところ、Pu-1 1階管理区域内廊下及び工程室において、天井からの水の滴下及び床に水が溜まっていることを確認した。床の水をサンプリング(3カ所)し、Ge検出器で測定したところ、異常はなかった。(10:01頃) 床に溜まった水は、拭き取り回収した。床のスミヤ測定を実施したところ、異常はなかった。(10:46頃)	1/6 (火)	
2	Pu-3 焼結室出口フットモニタでの汚染確認	H16.1.16 (金)	15:46頃	Puセンター 第三開発室 焼結室 (FP-105)	使用	Pu-3 焼結室 (FP-105) における連続焼結炉の解体作業を終了後、焼結室を退出する際のフットモニタでの汚染確認において、作業員1名(請負業者)の左足靴底から有意値を確認した。(15:46分頃、放管によりプルトニウム(約100Bq/試料、1スポット)を認) 本日午後の作業は、32名(保安立会者:8名(職員:2名、協力会社員:6名)、請負業者:24名)で実施していた。汚染が確認された当事者は、グリーンハウス内作業の監視業務をグリーンハウス外から行っていた。作業員32名のうち、先に退出した2名(保安立会者(協力会社員):1名、請負業者:1名)を除く30名(保安立会者:7名(職員2名、協力会社5名)、請負業者:23名)の全身サーベイの結果は異常なし。先に退出した2名は、自主サーベイにより汚染がないことを確認。また、汚染が確認された当時、グリーンハウス外にいて、半面マスクを着用していなかった15名(職員2名、協力会社6名、請負業者7名)を対象に鼻スミヤ測定を実施した結果、異常なし。当該工程室の線用空気モーター紙及びアスファルト紙のうち、アスファルト紙を回収し測定した結果、管理目標値未満(ドントンの影響を含む)。周辺スミヤ測定を実施中。	1/16 (金)	
3	Pu-3 管理区域出口での靴底汚染の確認	H16.1.19 (月)	15:28頃	Puセンター 第三開発室 管理区域出口	使用	Pu-3 分析物性室 (FQ-201) で質量分析作業等を行っていた作業員3名(協力会社研修生)が管理区域出口のハンドフットモニタで汚染検査を行ったところ、作業員1名の右足靴底から有意値を確認した。(15:28頃、放管によりプルトニウムと確認)当事者及び同一行動をとっていた他2名の全身サーベイ及び鼻スミヤ測定結果は、異常なし。当事者の歩行経路(廊下、階段及び分析物性室内作業実施場所周辺)についてスミヤ測定した結果、異常なし。分析物性室及び歩行経路(廊下)の線用空気モーター紙及びアスファルト紙を回収し測定した結果、管理目標値未満(ドントンの影響を含む)	1/19 (月)	

表8-1-5 異常事象メモ（平成16年1月1日～16年3月31日）

No.	件名	発生 / 発見日時		発生場所	施設区分	概要等	報告日	備考
4	Pu-3 粉末調製室（1）での退出時サーベイにおける汚染検出	H16.1.26 （月）	11:42頃	Puセンター 第三開発室 粉末調製室 （1）（FP-101）	使用	粉末調製室（1）で作業員16名（工業者12名、保安立会（協力会社員）4名）がグローブボックス内除染作業のための簡易的設置作業を実施していた。作業員1名（工業者）が当該工程室出口のフットマットに備え付けのサーベイメータを用いて、退室のためのサーベイを実施していたところ、サーベイ時以外にもサーベイメータから音が出ていることに気づいた。このため、別のサーベイメータを用いて全身サーベイを実施した結果、異常はなかった。放管員が当該サーベイメータ検出面を半導体検出器で計測したところ、プルトニウムが検出された（11:42頃）。当該工程室床面及び中二階床面（グレーチングの養生面）のスマ測定の結果、異常なし。当該工程室の線用空気ろ紙及びエアシールド紙を回収し測定した結果、管理目標値未満（カウントの影響を含む）。サーベイメータ検出面から試料を採取し、オートラジオグラフィで1シートであることを確認した（14:03頃）当該作業員1名の鼻スマ測定の結果、異常なし。（14:47頃）	1/26 （月）	
5	分離第二サイクル工程の液面低下緊急操作装置（255LP-124）の発報に伴う抽出工程の停止について	H16.2.4 （水）	7:20頃	再処理 分離精製工場 分離第二サイクル工程	再処理	平成16年2月4日 6時48分頃、分離第二サイクル工程の中間貯槽（255V12）から分離第二サイクル第三抽出器（255R14）への給液系に設置されている液面低下緊急操作装置（255LP-124）が発報した。点検の結果、設置されているエアリフト系（255A121）の真空度が低下しており、エアリフト系に設置されている真空フィルタエレメントの交換が必要と判断し、7時20分頃当該工程を含む抽出工程の運転を手動にて停止した。	2/4 （水）	
6	Pu-3 原料詰替室における汚染の検出	H16.2.18 （水）	14:18頃 Pu確認	Puセンター 第三開発室 原料詰替室（FW-004）	使用	Pu-3 詰替室（FW-004）におけるグローブボックスの排気フィルタ（HEPAフィルタ）交換前の事前スマにおいて、排気フィルタ接続部（ビニル袋の保護カバー）から、1.1Bq/試料の汚染が確認された（14:18頃、放管によりプルトニウムと確認）。同室作業員は12名（JNFL 研修生1名、残り11名は協力会社員）。汚染が確認された排気フィルタ接続部の近傍にいた3名（半面マスク未着用）について鼻スマを実施した結果、異常なし。作業員全員の全身サーベイの結果、異常なし。当該室のエアシールド紙を回収し測定した結果、管理目標値未満（カウントの影響を含む）。周辺スマ測定の結果、フィルタ接続部及びその周辺の3カ所で管理目標値未満の有意値を確認（最大 $2 \times 10^{-2}$ Bq/cm <sup>2</sup> ）。	2/18 （水）	
7	PWTF 固化体検査室における負圧警報の吹鳴	H16.2.18 （水）	15:08頃	Puセンター PWTF 固化体検査室（P-302）	使用	PWTF 固化体検査室のグローブボックス（グローブボックス K-1、走査型電子顕微鏡を設置）において、グローブボックス外の試料微動装置を手つきビニル袋で養生した上で保守作業を実施している最中に、一時的にグローブボックスの負圧が浅くなり負圧警報が吹鳴した。同室作業員は6名（協力会社員4名、請負業者2名）で全員半面マスク着用。当該室のエアシールド紙を回収し測定した結果、管理目標値未満（カウントの影響を含む）。周辺スマ測定の結果、異常なし	2/18 （水）	



表8-1-5 異常事象メモ（平成16年1月1日～16年3月31日）

No.	件名	発生/発見日時		発生場所	施設区分	概要等	報告日	備考
8	Pu-1 金相材料試験室におけるRI用ゴム手袋の汚染検出	H16.3.1 (月)	11:39頃 Pu確認	Puセンター 第一開発室 金相材料試験室 (R-134)	使用	Pu-1 金相材料試験室 (R-134) におけるグローブボックス作業後のダクトサーベイルにおいて、作業員1名 (協力会社員) のRI用ゴム手袋から有意値 (右手親指約200dpm, 左手平約600dpm) を検出した。(11:39頃、放管によりプルトニウムと確認) 当該作業員は半面マスク着用。当該作業員を除く同室作業員は2名 (協力会社員2名)。同室作業員2名のうち、1名は半面マスク着用、1名は半面マスク未着用であった。当該室の線用空気モニタの指示値は通常範囲内。(12:00) 当該作業員を含む全員の全身サーベイの結果、異常なし。(12:10) 半面マスク未着用の同室作業員の鼻スミヤを実施した結果、異常なし。(12:19) 当該室のエアスニッフアろ紙を回収し測定した結果、管理目標値未満 (ラドントロンの影響含む)。(13:55) 周辺スミヤ測定の結果、異常なし。(13:55)	3/1 (月)	

JNC TN8440 2004-014

## 8.2 使用施設保安検査

原子炉等規制法第 56 条の 3 第 5 項に基づく核燃料物質使用施設保安規定の遵守の状況に係る検査（保安検査）については、各部・センターに跨ることから保安管理部が窓口となって対応しており、第 4 四半期は 1 月に実施され、これに対応した。保安検査の概要を表 8-2-1 に示す。

表 8-2-1 使用施設保安検査

検査年月日	検査内容	検査官
1 月 21 日 ～ 23 日	[重点事項] 「非常時の措置」、「記録及び報告」及び「設備の維持管理及び操作に係る事項」等に関する事項  [結果] 指摘事項なし	保安検査官 2 名

## 8.3 労働安全衛生法関連設備の検査

本四半期においては、日本クレーン協会茨城検査事務所によるクレーン 7 台の性能検査を受検した。また、日本ボイラー協会茨城検査事務所による第一種圧力容器 3 台の性能検査を受検した。性能検査の結果、すべて異常は認められなかった。これら設備の検査受検実績を表 8-3-1 に示す。

表 8-3-1 労働安全衛生法関連設備の検査受検実績

受 検 日	設 置 場 所	検査証番号	備 考	
クレーン	1月14日	再処理施設 アスファルト固化体貯蔵施設	5038	
	1月23日	再処理施設 分離精製工場	4606	
		再処理施設ユーティリティ施設	5837	
	1月27日	再処理施設 分離精製工場	4604	
	2月6日	プルトニウム燃料第3開発室	5654	
		プルトニウム燃料第3開発室	5655	
2月26日	再処理センター車庫	43138		
第一種圧力容器	1月9日	再処理施設 分離精製工場	4312	
			4313	
	2月20日	再処理施設 プルトニウム転換技術開発施設	4303	

#### 8.4 消防法、高圧ガス関連

東海村消防本部による危険物施設に対する立入検査及び完成検査並びに茨城県等による高圧ガス製造施設に対する立入検査、完成検査及び保安検査は実施されなかった。

なお、高圧ガスについては、プルトニウム燃料第 2 開発室において、プルトニウム量の非破壊測定を行うため高圧ガス（混合ガス：ヘリウム 80% + アルゴン 20%）ボンベ 121 本（約 0.4m<sup>3</sup>）を用いた比例計数管装備機器を輸入したことに伴い、千葉県による高圧ガス輸入検査を陸揚港において 3 月 12 日に受検した。検査の結果合格し、輸入検査合格証が交付された。

## 8.5 放射性同位元素等に係る立入検査

今期は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 43 条の 2 に基づく立入検査(文部科学省水戸原子力事務所)は、行われなかった。

## 8.6 原子力安全協定に基づく茨城県等による平常時立入調査

平成 15 年度の平常時立入調査は、平成 16 年 3 月 1 日の午前 10 時 30 分から 15 時 20 分まで、茨城県、東海村、常陸太田市、ひたちなか市、那珂町、日立市から計 11 名の調査員によって、ヒアリングによる書類確認と現場確認が行われた。

書類確認については、外注作業に係る安全管理状況、不具合の未然防止活動状況（貯水槽等における異物管理状況） 運転に係る教育訓練の実施状況（再処理施設）が実施された。また、現場確認（調査当日対象施設指定）では、放射性液体廃棄物の保管管理状況（再処理施設、使用施設（環境センター））、放射性固体廃棄物の保管管理状況（ウラン系廃棄物貯蔵施設） 運転中の施設の保安管理状況（再処理施設の分離精製工場、ウラン脱硝施設）について実施された。

調査の結果、すべての調査項目について指摘等はなく、「引き続き安全管理に十分留意して、施設の運転をお願いしたい」との講評があった。



調査員代表挨拶



所長挨拶



現場確認の様子（再処理施設）

## 9. 外部機関との協力

## 9.1 原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）

東海ノア協定は、東海村、那珂町、大洗町、ひたちなか市及び旭村に所在する21の原子力事業所で平成12年1月に締結した安全協力協定であり、JCOの臨界事故を教訓として安全文化の醸成及び事故時の相互協力等を目的に設置されたものである。

今期は前期に引き続き、安全協力委員会及び幹事会への出席、公開講座及び施設見学会等の紹介・参加者とりまとめ等を行った。今期の活動実績を表9-1-1に示す。

表9-1-1 東海ノア協定活動実績

実施日	活動項目	概要等
2月17日	総合訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災想定事業所：JNC 大洗</li> <li>・東海事業所参加者：10名</li> </ul>
2月20日	安全教育研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原電東海主催</li> <li>・安全管理に関する倫理教育</li> <li>・JNC 東海参加者：1名</li> </ul>
3月2日	公開講座 (紹介)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JNC 東海主催防火講演会「火災から学ぶ～火災はあなたのスキを狙っている～」</li> <li>・加盟事業所参加者：4事業所8名</li> </ul>
3月9日	第24回活動推進幹事会	<p>幹事の保安部長が出席。主な議題は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>15年度活動状況</li> <li>16年度年間活動計画(案)について</li> <li>自主保安点検協力活動(原研那珂)結果</li> <li>第2回安全教育研修実施結果</li> <li>15年度総合訓練結果</li> </ul>
3月11日	防災訓練 (紹介)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JNC 東海主催再処理施設非常事態訓練</li> <li>・加盟事業所参加者：4事業所7名</li> </ul>
3月24日	第10回安全協力委員会	<p>副委員長(所長)の代理で副所長(Puセンター長)が出席。主な議題は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>15年度活動状況報告</li> <li>16年度年間活動基本計画</li> </ul>

## 9.2 ニュークリアセーフティネットワーク（NSネット）

NS ネットは、JCO 事故を教訓として日本国内の電力会社を中心とした原子力事業者が原子力安全文化の向上を目指した活動を行うこととして、平成 11 年 12 月に発足した。

サイクル機構は、NS ネットの加盟法人になっており、NS ネットが行う各種の活動に参加・協力している。

今期の実績を表 9-2-1 に示す。

表 9-2-1 NS ネット対応実績

開催日等	内 容 等	備 考
2 月 20 日	管理者セミナー 「雪印乳業(株)の企業倫理への取り組み」 「東京電力における企業倫理遵守に関する取り組み」	東海事業所から 1 名参加



## 10. 教育訓練・資格取得

## 10.1 試験・講習会

各施設において業務を行う上で必要な労働安全衛生法等に係る資格等については、安全対策課において資格取得に係る試験及び技能講習会等の案内及びとりまとめを行っている。

今期における資格試験及び講習会の申込及び受講実績を表 10-1-1 に示す。

表 10-1-1 試験・講習会参加実績

試験・講習会名	主催者	実施日	受験又は 受講者数	備考
フォークリフト運転技能講習	茨城労働基準協会連合会	1/13～16	1名	
玉掛技能講習	水戸労働基準協会	1/15～18	3名	
第一種電気工事士定期講習会	製品評価技術基盤機構	1/20	1名	
有機溶剤作業主任者技能講習会	茨城労働基準協会連合会	1/20・21	3名	
高圧ガス保安係員講習会	茨城県高圧ガス保安協会	1/21・22	1名	
第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習	茨城労働基準協会連合会	1/26～29	4名	
ボイラー実技講習	日本ボイラ協会茨城支部	2/5～7	1名	
危険物取扱者試験	消防試験研究センター茨城県支部	2/15	1名	
特定化学物質等作業主任者技能講習会	茨城労働基準協会連合会	2/16・17	3名	
第一種電気工事士定期講習会	製品評価技術基盤機構	2/18	6名	
公害防止管理者受験対策講習会	公害防止協会東京事務局	2/28～9/18までに5回	1名	
第三種電気主任技術者受験対策講習会	公害防止管理者エネルギー事業部	2/29～8/8までに12回	2名	
第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習会	茨城労働基準協会連合会	3/1～4	2名	

## 10.2 作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育、保安管理部現場責任者及び保安管理部保安立会要領教育

### (1) 現場責任者等教育

今期の作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育（新規者等対象）を、月1回の頻度で実施した。また、認定の有効期限切れに伴う教育（更新）も月1回の頻度で実施した。表10-2-1にその実績を示す。

表 10-2-1 現場責任者等教育実績

実施日	実施場所	受講者数	合格者 (合格率)	備考
1月26日	図書研修合同棟 3階講義室	98名	94名 (96%)	
1月26日	図書研修合同棟 3階講義室	17名	17名 (100%)	更新
2月19日	図書研修合同棟 3階講義室	36名	34名 (94%)	
2月19日	図書研修合同棟 3階講義室	6名	6名 (100%)	更新
3月16日	図書研修合同棟 3階講義室	24名	24名 (100%)	
3月16日	図書研修合同棟 3階講義室	2名	2名 (100%)	更新

注) 現場責任者等の新規教育では理解度確認を実施し、一定の理解度が得られたものを合格者としている。

### (2) 保安管理部現場責任者教育

9月1日から作業責任者認定制度の請負工事以外への適用拡大が行われ、新たに現場責任者（機構側）の認定を受けるための必要要件として、現場責任者教育が設けられた。

今期は、作業責任者認定制度に基づく保安管理部現場責任者教育は実施しなかった。

### (3) 保安管理部保安立会要領教育

今期は、作業責任者認定制度に基づく保安管理部保安立会要領教育は実施しなかった。

## 11. 事故・トラブル等

### 11.1 法令報告及び軽微事象

今期において、法令報告及び軽微事象（使用施設・R I 施設）に該当する事故・トラブルの発生はなかった。

## 11.2 軽微事象未満のトラブル等

今期における軽微事象未満のトラブルは、再処理施設 1 件（C 情報） 使用施設 7 件（C 情報）であった。

軽微事象未満トラブルの一覧を表 11-2-1 に示す。トラブルの概要については、表 8-1-5 を参照されたい。

表 11-2-1 軽微事象未満トラブル一覧

	件名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
1	Pu-1 給気の加湿用蒸気凝縮水の管理区域内での漏えい	H16.1.6 9:17 頃	Pu センター 第一開発室 1F 廊下、燃料要素組立室	C	日報
2	Pu-3 焼結室出口フットモニタでの汚染確認	H16.1.16 15:46 頃	Pu センター 第三開発室 焼結室	C	日報
3	Pu-3 管理区域出口での靴底汚染の確認	H16.1.19 15:28 頃	Pu センター 第三開発室 管理区域出口	C	日報
4	Pu-3 粉末調整室(1)での退出時サーベイにおける汚染検出	H16.1.26 11:42 頃	Pu センター 第三開発室 粉末調整室(1)	C	日報
5	分離第二サイクル工程の液面低下緊急操作装置の発報に伴う抽出工程の停止について	H16.2.4 7:20 頃	再処理センター 分離精製工場 分離第二サイクル工程	C	日報
6	Pu-3 原料詰替室における汚染の検出	H16.2.18 14:18 頃	Pu センター 第三開発室 原料詰替室	C	日報
7	PWTF 固化体検査室における負圧警報の吹鳴	H16.2.18 15:08 頃	Pu センター PWTF 固化体検査室	C	日報
8	Pu-1 金相材料試験室における RI 用ゴム手袋の汚染検出	H16.3.1 11:39 頃	Pu センター 第一開発室 金相材料試験室	C	日報

## 11.3 負傷報告

## (1) 今期の負傷災害

今期は、東海事業所全体で3件の負傷又は軽微負傷を伴う事象があった。概要を表11-3-1に示す。このうち、1件は休業4日以上を負傷であった。

表 11-3-1 負傷事象の概要

(1/3)

No.	項目	内 容 等
1	件 名	研修講座中の事務局員の転倒負傷
	発生日時	平成16年1月27日(火)9時30分頃
	発生場所	応用試験棟 講義室
	所 属	本社 人事部 人材開発課
	身 分	協力会社員 59才
	発生状況	講師からプロジェクタ調整依頼を受け、椅子から立ち上がり移動しようとしたところ、足がもつれ転倒した。
	負傷状況	右手小指脱臼、右大腿部頸部骨折(40日間の休業)
	原 因	本人の不注意による
	再発防止策	注意喚起を実施し、同種災害の撲滅につなげる

No.	項目	内容等
2	件名	B棟における手指負傷（軽微負傷）
	発生日時	平成16年2月23日（月）11時35分頃
	発生場所	B棟 実験室5
	所属	放射線安全部 放射線管理第一課
	身分	協力会社員 41才
	発生状況	当該居室より退出時に扉が完全に閉まり切らなかったため、左手でドアノブを持ち扉を閉めようとした。作業員が急いでいたため、扉が完全に閉じていない状況で扉が閉じたと思い込み掴んでいたドアノブからドア枠に手を移動し、ドアの隙間に指を挟み咄嗟に指を引き抜き負傷した。
	負傷状況	左手中指第一関節外側の切傷（約1cm）
	原因	当該室の扉は閉まりにくい状態であり、正常な状態に閉止しようとした際、扉の閉止状態を十分に確認せず僅かに開いていた扉の隙間に不用意に手をかけた。
再発防止策	1. 扉閉止側扉枠に手をかけない 2. 扉を閉止するときは急がず、閉止状態をよく確認してから次の動作に移行する	

No.	項 目	内 容 等
3	件 名	地層処分放射化学研究施設（クオリティ施設）排風機室における作業員の負傷（軽微負傷）
	発生日時	平成 16 年 2 月 24 日（火）15 時 30 分頃
	発生場所	地層処分放射化学研究施設 排風機室
	所 属	環境保全・研究開発センター 処分研究部 放射化学 Gr
	身 分	工事業者 45 才
	発生状況	建屋系排風機用電動機のベアリング交換作業において、軸からベアリングを取り外す際に、ベアリングが外れないことからタガネで打撃をしたところ、タガネの先端の一部が欠けて飛び作業者の左大腿部内側及び右膝外側にあたった。
	負傷状況	左大腿部内側、右膝外側の切傷（3mm）
	原 因	予想以上にベアリングが軸にはまり外れなかったことから、タガネでベアリングに打撃を加えて軸から抜こうとした。
再発防止策	ベアリングが軸から外れない場合は、ベアリングをヒータ等で加熱し、適切な工具を使用して軸から外すことを作業手順書に記載する。	

(2) 平成 15 年度負傷災害のまとめ

東海事業所における平成 15 年度の負傷災害は 9 件と 14 年度の 14 件よりも減少したが、40 日間の入院加療を伴う休業 4 日以上を負傷災害が発生した。当事者は本社所属の協力会社員であるが、東海事業所内施設において発生したことから、東海事業所の連続無災害日数は平成 14 年 4 月 2 日以来 665 日で途切れることとなった。

この休業災害は、当事者が事務室（研修室）内において椅子から立ち上がり踏み出した時に足がもつれて転倒し負傷したもので、不安全状態や不安全行動等の原因が見出せなかった事例であった。このため、所内には安全ニュースで周知したものの、明確な原因・対策等を示すには至らなかった。

また、全 9 件の負傷災害のうち、休業災害は前述の 1 件、外部医療機関で治療を受けた負傷災害が 3 件、所内医務室等で処置をした軽微負傷は 5 件であった。原因としては、本人の不安全行動や不注意に起因するものが 7 件であり、また、負傷者の身分では協力会社員の負傷が 5 件であった。

これらの状況を踏まえ、平成 16 年度においても現場における安全指導の要となる K Y トレーナーや R S T トレーナーを引き続き養成して全体的な底上げを図るとともに、これら有資格者による K Y 教育の実施を目標として掲げ、負傷災害の撲滅に取り組んでいくこととした。

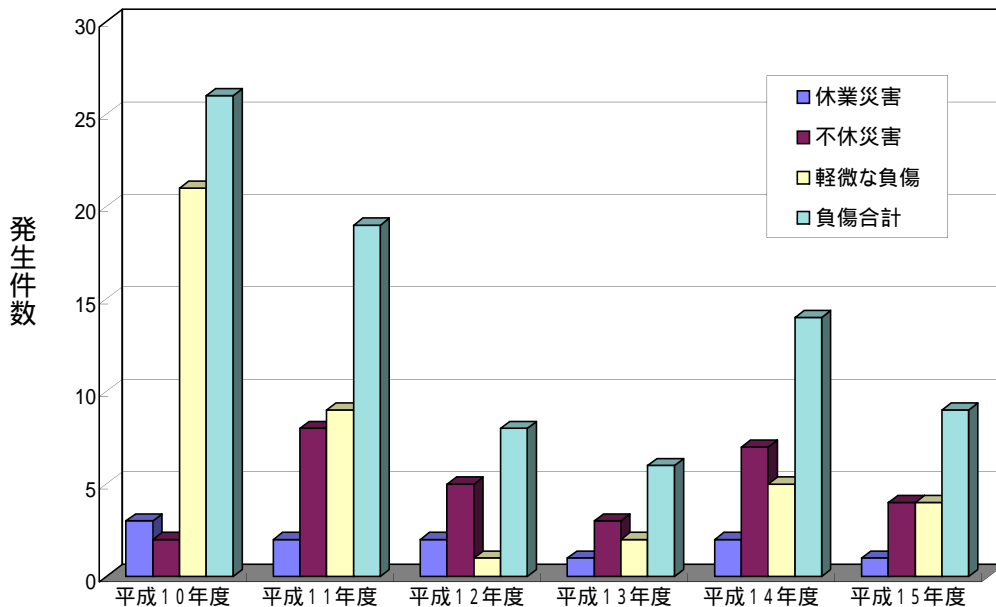


図 2-6-1 年度別負傷災害発生件数



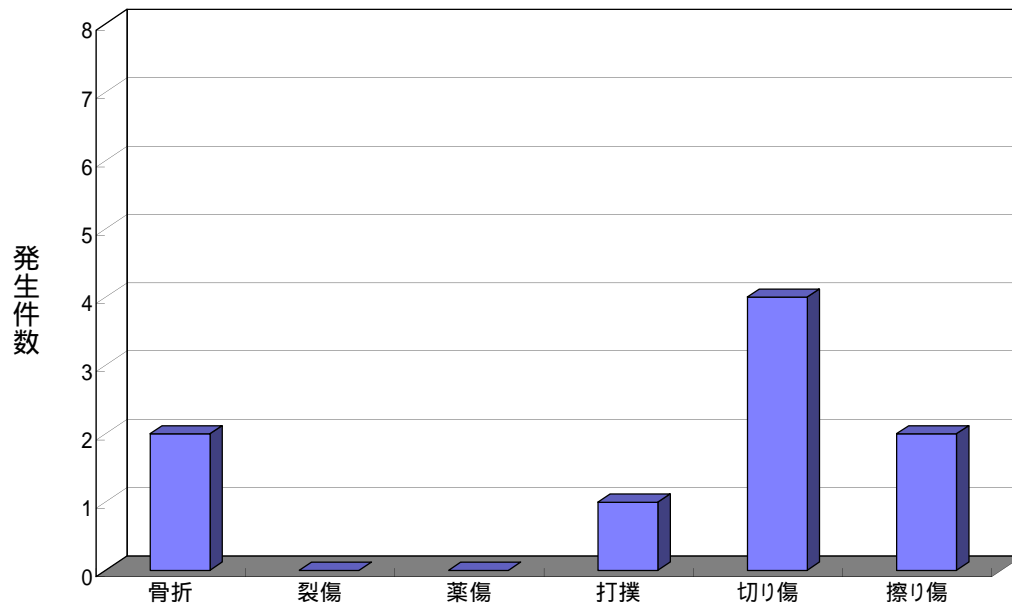


図 2-6-2 負傷の種類別発生件数

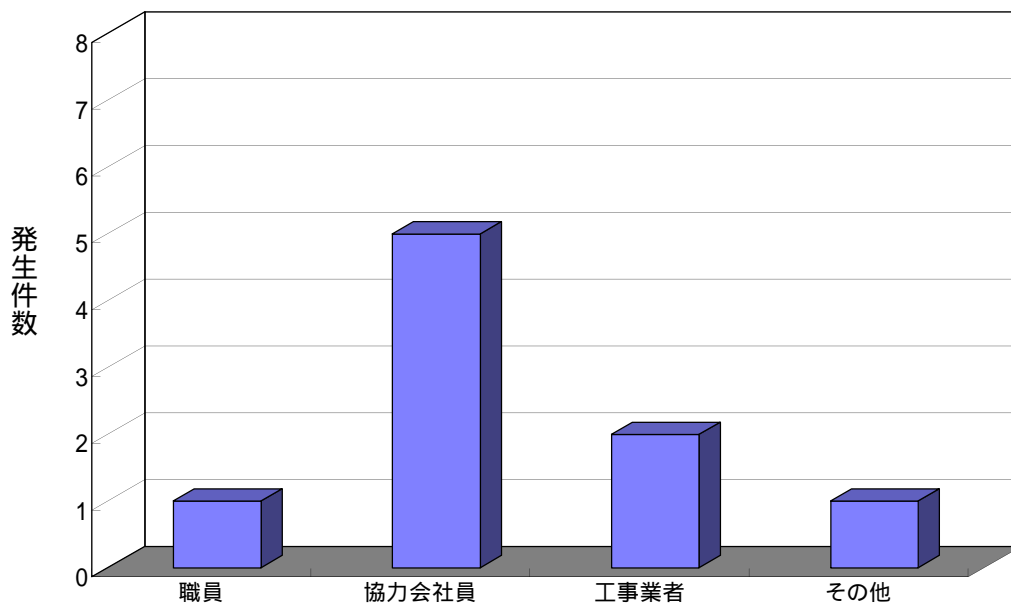


図 2-6-3 身分別発生件数

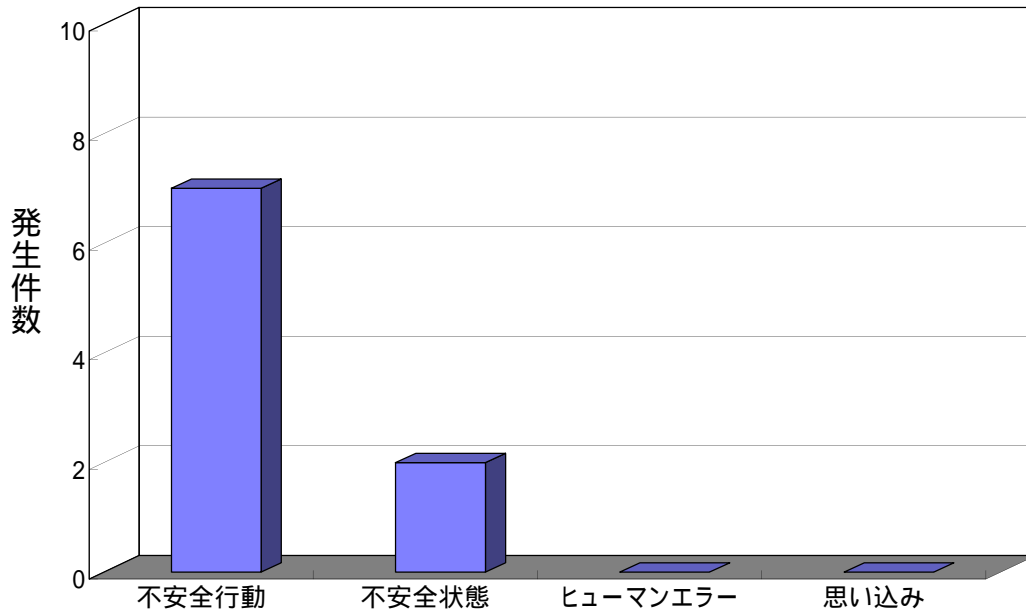


図 2-6-4 発生原因別発生件数

## (3) 救急車要請事例のまとめ

平成 15 年度に発生した東海事業所における救急車要請事例は、工事業者も含めて計 6 件であった。2 件は負傷によるものであったが、4 件は気分が悪くなったり倒れたりした事例であった。表 11-3-2 に救急車を要請した事例を示す。また、救急車を要請せずに社用車で病院に搬送した事例（工事業者）がこれらのほかに 1 件（1 月 22 日）あった。

表 11-3-2 平成 15 年度 救急車要請事例一覧

発生日	発生施設等	状 況	備 考
15.09.03	再処理センター	作業後、気分が悪くなり倒れた。	熱中症及び過換気症候群
15.09.19	C P F	試験装置の覗き窓が破損し、飛散したガラスで右足ふくらはぎに負傷	
15.10.15	再処理センター	事務室において作業中に気分が悪くなり倒れた。	風邪等の体調不良
15.11.12	Pu センター	作業後の休憩を終え居室に戻る途中で手足のしびれ等、気分が悪くなった。	脱水症状
16.01.26	工事業者事務所	工事現場事務所において朝会の待機中に気分が悪くなり倒れた。	脳内出血
16.02.09	正門前	自転車で帰宅途中の従業員が正門前で転倒し、頭部を負傷	

## 12. おわりに

平成 15 年度を概括すると、前半はプルトニウム燃料第 3 開発室で発生した火災トラブルに係る対策及び所内水平展開対応が、後半は平成 16 年度から保安規定に導入されることとなった品質保証への対応準備がメインであった。

前半の火災対応では、火災の定義の明確化、火災時の通報連絡ルールの作成、火災予防週間行事の積極的な取り組みなど、様々な取り組みの結果従業員の防火意識が高まったものと思われる。また、後半の保安規定への品質保証導入に関しては、品質保証室を中心として情報収集を行うとともに、使用施設保安規定の改正、品質保証計画書の改定及び要領書の整備等、精力的な取り組みを行った。特に、従来の業務品質保証活動や業務実施計画との関係、体系や仕組みの見直し・整理など、機構全体に関わる業務もあり大変重い仕事であった。16 年度からは従来の品質保証活動に加えて保安規定に基づく品質保証活動も行われることとなり、品質保証はますます重要な業務となってきた一方、合理化や効率的な運用を求める現場の要望も出ているところである。16 年度はこれらの仕組みを運用しつつ効果的・効率的な運用となるよう P D C A を回していくことになる。

このほか、本報で紹介していない事項としては法人統合に関する業務があるが、原研との連絡会を適宜開催して課題等を共有・確認し、具体的な課題対応に向けて検討の方向性をまとめている段階である。16 年度からは連絡会で確認した方向性をベースとして担当レベルにおける具体的な検討に入っていく予定である。

## 業務実績カレンダー（1月）

付録 - 1

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1				年末年始無災害運動（12/15～1/15）
2				
3				
4				
5				
6				
7				J J 統合連絡会
8	衛生管理者会議		品質保証委員会分科会	
9	安全主任者会議、第一種圧力容器性能検査	消防班訓練		
10				
11		東海村消防本部出初式		
12				
13				茨城県原子力防災講演会
14	クレーン性能検査			
15	安全衛生瓦版No.13号発行			
16			部品品質保証推進委員会	リスコミ講演会
17				
18				
19				
20		月例訓練（環境センター）	品質保証委員会分科会	
21	安全衛生化学物質委員会		使用施設保安検査（～23日）	
22			品質保証委員会、OHSMS/EMS委員会	地域共生会主催講演会
23	クレーン性能検査、安推協協議会	正門警備所消防検査、消防班訓練		
24				
25				
26	現場責任者等教育			
27	クレーン性能検査、部安全衛生委員会	正門警備所工事完成検査		メンタルヘルス研修会
28	安全衛生瓦版No.14号発行		部門長診断会、安全専門員会	
29	安全ニュースNo.211号発行		部門長診断会	メンタルヘルス研修会
30				J J 統合連絡会
31				

## 業務実績カレンダー（2月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1				品質保証月間
2			OHSMS/EMS定期監査（～4日）	
3		防火対策委員会		
4				
5	安全衛生瓦版No.15号発行、衛生管理者会議			
6	クレーン性能検査			
7				
8				
9	安全主任者会議			
10				
11				
12	高圧ガス輸入検査、放安協定例会			
13		消防班訓練		
14				
15				
16			部品質保証推進委員会	
17	安全衛生化学物質委員会	月例訓練（保安管理部）		東海ノア総合訓練、イノベーションUK講演会
18	安全衛生瓦版No.16号発行	県防災会議		意識改革講演会
19	現場責任者等教育		OHSMS/EMS委員会	
20	第一種圧力容器性能検査			東海ノア安全教育研修、NSネット管理者セミナー
21				
22				
23		ひたちなか消防本部原子力防災訓練	安全専門委員会	会計検査～27日
24	安全衛生瓦版No.17号発行、部安全衛生委員会			東海ノア施設見学会
25				業務実績・業務計画理事長ヒヤリング
26	クレーン性能検査、安全衛生瓦版No.18号発行		品質保証委員会	
27	安全衛生瓦版No.19号発行、安推協協議会	消防班訓練	労働安全衛生/環境活動推進ニュースNo.28発行	
28				
29				

## 業務実績カレンダー（3月）

日	安全対策課	危機管理整備室	品質保証室	備考
1	安全協定に基づく茨城県等平常時立入調査	現場事務所パトロール、防火講習会		春の全国火災予防運動週間（～7日）、監事監査～4日
2		防火講演会		J J 統合連絡会
3	放安協監査	現場事務所パトロール、防火講習会		
4	衛生管理者会議			
5		現場事務所パトロール、防火講習会		
6				
7				
8	安全主任者会議		安全専門委員会（臨時）、 再処理ユーティリティ施設建設に係る自主特別監査	
9			OHSMS/EMS委員会	東海ノア幹事会
10			品質保証委員会分科会	
11		非常事態訓練（再処理）		
12		消防班訓練	品質保証委員会	
13				
14				
15		新正門警備所での業務開始		
16	現場責任者等教育			
17	安全衛生化学物質委員会、化学物質管理者連絡会			
18	ダイオキシン類対策委員会、教育訓練DB説明会		部品品質保証推進委員会	
19	安推協議会	消防班訓練		
20				
21				
22	安全衛生瓦版No.20号発行、教育訓練DB本運用開始		品質保証委員会分科会	
23	放安協総会、部安全衛生委員会		品質保証委員会分科会	東海村防災会議
24		消防班新人成果発表会	安全専門委員会	東海ノア安全協力委員会
25			品質保証委員会	サイクルフォーラム、労使協議会
26			部品品質保証推進委員会	
27				
28				
29			文書及び記録管理要領書改定に伴う説明会	
30			品質保証委員会分科会	業務改善提案表彰式、家族見学会
31				

付録 - 2

職員：4

保安管理部	
部長	1
次長	2
主幹	1
出向・派遣	4

職員：11、嘱託：1、  
アルバイト：4、請負：7

安全対策課

課長	0*1
課長代理	1
主幹	2
嘱託	1
出向・派遣	2

管理チーム

TL：1      アルバイト：2(1)  
係員：1      請負：3

安全対策チーム

TL：1      請負：1

安全衛生チーム

TL：1      アルバイト：2(1)  
係員：1      請負：1

法令対応チーム

TL：1  
係員：2      請負：2\*2

管理チーム

TL：1      アルバイト：1  
係員：1      請負：8\*3

防災計画チーム

TL：1      アルバイト：1  
係員：2

総括・システム班

TL：1  
係員：1      請負：1

危機管理対応班

TL：4(5)  
係員：5

品質保証チーム

TL：1      アルバイト：2  
係員：3      請負：1

許認可チーム

TL：1  
係員：1      請負：3

国際認証チーム

TL：1  
係員：3

職員：27、嘱託：2、  
アルバイト：2、請負：88

危機管理整備室

室長	1
室長代理	1
主幹	9(8)
嘱託	2
出向・派遣	1(0)

職員：14、  
アルバイト：2、請負：4

品質保証室

室長	1
室長代理	1
主幹	2

分類	人数
職員	56(56)
嘱託	3(3)
アルバイト	8(7)
請負	99(99)
計	166(165)

注) カッコ内の数字は前期の人数を示す

\*1：次長が兼務

\*2：予備員1名を含む

\*3：予備員6名を含む

保安管理部の組織・人員（平成16年3月31日現在）

# 平成 15 年度 業務推進・品質改善 最終報告書

平成 16 年 3 月

東海事業所 保安管理部



平成 15 年度 保安管理部 業務推進・品質改善 最終報告書

JNCTN8440 2004-014

付-3(2)

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方針)	要求品質 (*)	管理尺度	目標値	進捗状況(実施方針の具体的改善内容を含む)(平成 16 年 3 月現在)	問題の要因分析及び今後の対応策
個別ミッション	(8)原子力委員会、文部科学省「原子力二法人統合準備会議」において取りまとめられた報告書を踏まえて日本原子力研究所との統合に向けた取組を実施する。						
	カウンターパート等との情報交換可能な事柄・部署を整理し、情報交換・交流を実施する。	原研保安管理室との情報交換等、統合に向けた具体的検討の実施 先行可能事項の抽出及び実施 (課題：保安管理業務の統合)	5	検討結果報告時期 先行事項の開始時期	16 年 1 月 第 3 四半期	(達成) 保安管理部及び原研保安管理室との部長クラスが出席する連絡会を 7 回開催し(6/25,8/5,9/4,9/26,10/17,1/7,3/2)、具体的な組織・業務等について検討を進めるとともに、WGにより課題対応への検討を実施している。また、検討結果に基づいて組織体制、業務内容及び課題等を 11 月までにとりまとめ、12 月の統合推進部会に報告した。 (達成) 相互の所長パトロールにパトロール員を参加させ、お互いの施設等について理解を深めた。(7/18,7/28) また、入構措置に関しては第 3 四半期までに相互に入構証を発行することで合意された。	
コスト管理目標	(2)関係法令に基づき補助金を適正に執行する。						
	-	予算執行状況の定期的な確認を実施する (課題：繰越や残額の発生しない適正な予算執行)	3	予算執行状況の確認頻度	1 回 / 月以上	(達成) 課室毎に執行状況を毎月確認し、1 月末で全体の執行状況を取りまとめた。	
組織基盤・人材育成目標	(1)「平成 15 年度業務品質保証活動基本方針・基本計画」に基づく活動を展開する。						
	業務品質改善活動の実施						
	部門長(所長)診断会の実施						
	・業務中間報告会、業務実績報告会の実施	部門長診断会の確実な実施 (課題：中間及び年度総括における業務運営に係る改善活動)	3	部門長診断会の開催回数	2 回 / 年	(達成) 第 1 回部門長診断会は 9/29,9/30 第 2 回は 1/28,1/29 と計画どおり 2 回受けた。	

(\*) 1：事故の未然防止、2：経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、3：適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、4：地元に理解される業務運営、5：社会のニーズに即した開発と技術移転

# 平成 15 年度 保安管理部 業務推進・品質改善 最終報告書

JNCTN8440 2004-014

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方針)	要求品質 (*)	管理尺度	目標値	進捗状況(実施方針の具体的改善内容を含む)(平成 16 年 3 月現在)	問題の要因分析及び今後の対応策
付-3(3) 組織基盤・人材育成目標	検討会(診断会)チームによる改善活動の実施						
	・検討会の他に外部講師を交えた指導会、発表会を実施	検討会/指導会の円滑な活動 (課題:重要課題に対する改善活動)	3	改善成果の報告時期	年度内	(達成) 指導会は 5 回(7/28,10/7,1/16,2/24,3/17)計画どおり実施するとともに報告書を取りまとめ3/31に本社に提出した。なお、改善成果の報告会は、本社との調整により4月16日開催の予定となっている。	
	品質管理記録の管理の充実・強化						
	・自主点検信頼性調査に伴い抽出された課題、実施体制及び不正防止策の確立に係る改善策の実施	各部・センターにおける改善策の実施状況の確認 (課題:自主的に定めた改善策について着実に実施)	3・4	実施状況の確認	年度内	(達成) 各部・センター毎に自主的に定めた改善策の実施状況を定期自主品質監査(10/24,27,28,30)において確認した結果、一部の部署において記載ミス等は認められたものの、改善策は着実に実施されていることが確認された。	
	業務の標準化の推進						
	業務運営の仕組みの改善、要領化						
	・業務運営の仕組みの改善、要領化(ISO認証取得部門以外)	業務運営の仕組みの要領化 (課題:ルール化されていない業務の標準化)	3	改善・要領化の件数	2件/課室以上	(達成) 部文書作成計画表に従い「品質監査要領」など計24件(安対課4件、危機室4件、品証室16件)の要領等を制定した。このほか、所の共通安全作業基準1件を制定した。	

(\*) 1:事故の未然防止、2:経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、3:適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、4:地元理解される業務運営、5:社会のニーズに即した開発と技術移転

平成 15 年度 保安管理部 業務推進・品質改善 最終報告書

JNCTN8440 2004-014

付-3(4)

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方針)	要求品質 (*)	管理尺度	目標値	進捗状況(実施方針の具体的改善内容を含む)(平成16年3月現在)	問題の要因分析及び今後の対応策
組織基盤・人材育成目標	品質監査の実施						
	定期自主品質監査の実施(東電問題に係る改善実施状況確認を含む)	自主品質監査の確実な実施 (課題:規程に定められた自主品質監査の確実な実施及び事業所の品質保証活動状況の確認及び指導)	3	監査の実施回数	1回 (各部・セクター対象)	(達成) 15年度の定期自主品質監査を東電問題に係る改善状況確認を含めて10/24~11/10に実施し、監査結果を所長に報告した。 重大な不適合; 0件 軽微な不適合; 1件 観察事項 ; 14件 良好事項 ; 23件 是正処置計画の作成を終了し、フォローを実施中であり、次年度の監査において確認する予定である。なお、東電問題に係る改善実施状況の確認の結果、一部誤記等は見られたものの着実に実施されていることを確認した。	
	業務品質保証に関する教育の実施						
	・本社階層別教育の参加	本社階層別教育の実施への協力 (課題:品質保証活動に係る知識習得)	3	計画された教育に対する実施率	100%	(達成) 本社主催の階層別教育(6/5,6,7/25,8/5,8/6,9/30,10/16,11/5)が計画的に計7回行われ、所内周知及び参加者の取りまとめ等に協力した。	
	I S O 認証取得及び維持活動に係る活動の推進						
	OHSAS18001/ISO14001 認証取得後の維持	異動等新規配属管理者に対する階層別定型教育の実施 内部監査員教育の実施 内部監査における事前確認の充実	1	階層別定型教育の実施 実施時期 内部監査時期	教育漏れゼロ 平成16年1月 平成16年2月	(達成) 対象者に対して受講を案内し4・8・11月に計3回の教育を実施した。(30名受講) スキルアップ教育を9月に(24名)、養成研修を7月及び9月に実施した(計2回:33名)。 定期審査に向けて内部監査を10月に実施した。(10月22,23,24,27日)	
	・定期審査の実施		3	・システムの確実な運用により、審査時不適合指摘件数	不適合ゼロ件	(達成) 定期審査をH16.2.2~4に受検し、不適合はなかった。	

(\*) 1:事故の未然防止、2:経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、3:適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、4:地元理解される業務運営、5:社会のニーズに即した開発と技術移転

平成 15 年度 保安管理部 業務推進・品質改善 最終報告書

JNCTN8440 2004-014

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方針)	要求品質 (*)	管理尺度	目標値	進捗状況(実施方針の具体的改善内容を含む)(平成 16 年 3 月現在)	問題の要因分析及び今後の対応策
組織基盤・人材育成目標	(2)東海安全マネジメントシステム(仮称)の構築						
	各種マネジメントシステム体系の整理統合を目指した検討	各種マネジメントシステム体系の整理統合を目指した検討 (課題:事業所内の品質保証活動について国際規格を含め効果的な仕組みの検討)	3・4	品質保証計画書(品質マニュアル)の改定案の報告時期	16 年 3 月	<p>(未達成)</p> <p>OHSMS,EMS,施設 QA 等の各種マネジメントシステム体系の整理統合を目指した検討を実施した。なお、要領書レベルにおいてできる範囲での統合の検討を行うこととし、今年度は事業所規則である内部監査要領書の改訂を実施し、定期自主品質監査を OHSMS,EMS と同じ要領により一部の部署で実施した。</p> <p>しかし、新たに保安規定への品質保証の取込みの要請が国からなされ、国の要求事項に従い、保安規定の改正や所内品質保証計画書、要領書等を施設毎に制定する必要が生じたため、再処理施設及び使用施設の文書制定を優先的に実施することとした。</p> <p>平成 16 年度からの業務実施計画の策定にあたり、複数の本社方針計画や OHSMS 方針などを、所として一括して実施計画にまとめ、判りやすい体系となる様にした。</p> <p>品質保証計画書が国の規制のあり方によっては、国際認証である OHSMS,EMS と単純に統合した場合、国の規制対象のものとの区分けが行いにくくなることが懸念される。</p>	<p>今後、国の規制状況を考慮のうえ各種マネジメントシステムの統合化について検討していく。なお、平成 15 年度に引き続き要領書レベルにおいて可能な範囲での統合化に関する検討を行う。</p>

付-3(5)

(\*) 1 : 事故の未然防止、 2 : 経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、 3 : 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、 4 : 地元理解される業務運営、 5 : 社会のニーズに即した開発と技術移転

平成 15 年度 保安管理部 業務推進・品質改善 最終報告書

JNCTN8440 2004-014

付-3(6)

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方針)	要求品質 (*)	管理尺度	目標値	進捗状況(実施方策の具体的改善内容を含む)(平成 16 年 3 月現在)	問題の要因分析及び今後の対応策
	OHSMS を中心とした体制の構築	検討委員会での計画の遵守 (課題: 国際規格に適した事業所体制の構築)	3	委員会の計画に対する実施率	100%	(未達成) 国際規格に適した委員会等の体制について、検討委員会の報告書を作成し、所の品質保証委員会での審議を経て 7 月に所長承認を受けた。しかし、保安規定への品質保証の取込みに係る内容が具体的に示され、国の要求事項を満たす品質保証計画書を施設毎に制定し直し、かつ、国の監査受検の体制整備を行うなど大幅に制度が変わった。このため、当該業務を一時中断し、所内の品質保証計画書の制定を優先的に実施し、その運用の中で本目標の再構築を図ることが合理的であると判断した。	(要因) 保安規定への品質保証体系の導入に伴い、規定、計画書等の制改定や社内の制定手続きを年度内に完了させることを最優先としたため。 (今後の対応) 国の監査を伴う保安規定の運用状況を見つづ、かつ、二法人統合の進捗状況も踏まえ委員会の統合化の検討を行う。
	(3)保安規定への品質保証導入	保安規定に対応した品質保証計画書及び保安規定に改定、認可	3	保安規定等の改定時期	16 年 3 月	(2ヶ月達成遅れ) 再処理施設保安規定の変更申請は平成 15 年 12 月に実施した。しかし、保安院において電力との調整等が行われていることから、その結果を踏まえて補正申請を行い、認可後運用を開始する。なお、品質保証計画書を保安規定の変更申請内容に合わせて改定を行ったが、さらに補正申請に合わせて見直しを行う予定である。 (達成) 使用施設保安規定は平成 16 年 3 月 10 日に変更申請を行い 3 月 25 日に認可された。また、使用施設品質保証計画書は、3 月に制定した。	

(\*) 1: 事故の未然防止、2: 経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化、3: 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、4: 地域に理解される業務運営、5: 社会のニーズに即した開発と技術移転

部・センター 目的及び目標達成度報告書  
 (中間:第1～第2四半期報告書・暫定:第1～第3四半期報告書・最終:第1～第4四半期報告書)(平成15年度)

記録番号:

通し番号:

センター内部安全衛生/環境管理統括者	安全衛生/環境管理者

作成:平成16年4月8日

組織名:保安管理部

JNC TN8440 2004-014

付-3(7)

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成16年3月31日現在)	3 問題の要因分析及び今後の対応策	4 次年度計画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標		(5)「平成15年度安全管理基本方針」及び労働安全衛生/環境方針に基づいた安全活動の展開									
		自主保安のより一層の推進 作業計画策定及び変更管理の徹底(計画外作業の撲滅)			一般作業計画書を起案する作業に関する作業手順書から逸脱した作業(計画外作業)の禁止	計画外作業の件数	ゼロ件	(達成) 一般作業計画書を起案した作業件数は35件(安対:9件、危機:22件、品証:4件)あったが、手順書を逸脱した作業はなかった。	-	定常業務として実施	安対課 危機室 品証室

- 1: 目標内容: 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目 OHSMS(重大なリスク)の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
- 2: 進捗状況: 各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3: 問題の要因分析及び今後の対応: 各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4: 次年度計画の概要: 最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5: 担当部署: 取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成16年3月31日現在)	3 問題の要因分析及び今後の対応策	4 次年度計画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標					所全体の実施状況の確認及びとりまとめ	確認・とりまとめ時期	15年9月及び16年3月	(達成) 各部・センターにおいて計画外作業が実施されていないことを確認した。	-	なし	安対課
		外部機関との協力・連携と参考となる事例の自らの職場への取り入れ			NSネット、東海ノア協定に係る訓練等への積極的な取り組み	訓練等への参加率	100%	(達成) ノア：安全協力委員会(10,3月)、幹事会(6,9,12,3月)、公開講座(随時)、通報訓練(6月)等に参加 NS：アンケート調査に対応するとともに、セミナー等に参加した要請に対する参加率は100%である。	-	定常業務として実施	安対課
					NS ネット良好事例の水平展開の実施	相互評価実施に係る報告書公開の都度実施	公開の都度	(達成) 第30回から第37回のNS ネット良好事例を解析して周知した。	-	定常業務として実施	品証室
					所全体のNS ネット、東海ノアへの参加実績のとりまとめ	実績・とりまとめ時期	15年9月及び16年3月	(達成) (東海ノア) 安全協力委員会：2回 幹事会：4回 公開講座：参加9回、公開6回 施設見学：参加4回 訓練視察：参加2回、公開2回 (NSネット) アンケート対応：2回 講演会等：参加1回 セミナー：参加3回	-	定常業務として実施	安対課

- 1：目標内容： 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目 OHSMS(重大なリスク)の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
- 2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5：担当部署：取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・ EMS 対象	部・センター の目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標内 容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成16年3月31日 現在)	3 問題の要因 分析及び今 後の対応策	4 次年度計 画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標		一人ひとりの危険 に対する感受性の向 上									
		基本動作(5Sを含 む)、KY、TBMの 徹底									
		・若年層を対象とし たKY研修会の開催	OHSMS		・KY研修会の企画・ 実施	開催時期	15年7月	(達成) 若手従業員を対象とし たKY研修会を6月26 日に開催した。	-	部主催の KY教育 を企画実 施	安対課
		・講習会、研修会等 への積極的な参加	OHSMS		・RST トレーナー及び KY トレーナー有資格 者の養成	養成人数	各1名以上	(達成) KY トレーナー3名 (安対課2名、危機室 1名)及びRSTトレ ーナー2名(安対課1 名、品証室1名)を養 成した。	-	KYトレ ーナーを 3名、RS Tトレ ーナーを1 名養成	安対課 危機室 品証室
		規程類における 一人ひとりの役割確 認とその遵守徹底									
		・保安規定及びその 下部要領類における 業務所掌範囲等に係 る周知教育の実施			・保安規定及び事故対 策規則等における業 務所掌範囲の確認及 び周知教育の実施	周知教育完 了時期	15年6月	(達成遅れ) 安対課:10月実施済 危機室:10月実施済 品証室:7月実施済	プル3火災 対応により 遅れたが、10 月に完了し た	保安規定 及びQ A Pの周知 教育を実 施	安対課 危機室 品証室
		・通報連絡基準に基 づく通報連絡の徹底			・通報連絡基準周知教 育の企画及び実施	開催実績	使用及び再処理につい て、各1回以上	(達成) 再処理編については5 月29日に、使用施設編 については7月17日に 説明会等を開催した。	-	必要に応 じ実施	安対課 危機室

付-3(9)

- 1: 目標内容: 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目 OHSMS(重大なリスク)の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
- 2: 進捗状況: 各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3: 問題の要因分析及び今後の対応: 各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4: 次年度計画の概要: 最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5: 担当部署: 取りまとめをする課・室・グループ



目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成16年3月31日現在)	3 問題の要因分析及び今後の対応策	4 次年度計画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標		教育・訓練データベースを活用した体系的な保安教育の実施			年度計画に基づく教育訓練の実施	保安教育訓練の実施率	計画に対して100%	(達成) 各課室単位で計画に基づき実施した。	-	定常業務として実施	安対課 危機室 品証室
					教育訓練データベースへの確実な入力	データ入力実施率	100%	(達成) 部内教育訓練の入力すべきデータについては100%入力実施済。	-	定常業務として実施	安対課 危機室 品証室
					所全体の入力実施率の確認	確認実施時期	15年9月及び16年3月	(達成) 各部・センターの入力状況について、入力すべきデータについてほぼ100%入力済みであることを確認した。	-	定常業務として実施	安対課
		危機管理・防災体制の充実強化									
	危機管理に係る教育訓練の継続的実施と実効性の向上				・緊急時対策所を使用した月例訓練等の実施	月例訓練等の実施回数	10回以上/年	(達成) 3月までに計10回(6/24、7/11、8/7、9/11、10/20、11/25、12/18、1/20、2/19、3/11)実施した。また、そのほか、県等の要請による訓練を実施(9/18、30)した。	-	緊急時対策所を使用訓練を8回以上実施する	危機室

付-3(10)

- 1 : 目標内容 : 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS (重大なリスク) 及びEMS (著しい環境側面) から導かれた項目 OHSMS (重大なリスク) の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
- 2 : 進捗状況 : 各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3 : 問題の要因分析及び今後の対応 : 各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4 : 次年度計画の概要 : 最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5 : 担当部署 : 取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成16年3月31日現在)	3 問題の要因分析及び今後の対応策	4 次年度計画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標		原子力災害に備えた防災関係機関との連携強化									
		・防災関係機関等の参加した防災訓練の実施			・東海村消防署が参加した防災訓練の企画及び実施	村消防の参加実績	1回以上/年	(達成) 9/11、11/25、3/11の防災訓練において村消防も企画段階から参加した。このほか、消防大学校(10/29)及び県消防学校(11/18)の訓練に協力・参加した。	-	継続して実施	危機室
		・防災関係機関等を対象とした原子力防災研修等の企画・実施			・原子力防災研修の企画及び実施	開催実績	1回以上/年	(達成) 県内消防、警察等を対象とした研修を企画・準備を進め、10月17、21、22日に開催(計56名参加)した。	-	継続して実施	危機室
	労働衛生活動への積極的な取り組み										
	快適職場づくりの推進	OHSMS			部の15年度計画に基づく改善の実施	改善実施率	計画に対し100%	(達成) 技1棟の喫煙所については2月に完成し3月から運用を開始した。また、品証室の居室に観葉植物を設置した。そのほか、エアコンの清掃や各居室で適宜換気等を行っている。	-	16年度の計画に基づき実施	安対課 危機室 品証室

付-3(11)

- 1：目標内容： 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目 OHSMS(重大なリスク)の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
- 2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5：担当部署：取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成16年3月31日現在)	3 問題の要因分析及び今後の対応策	4 次年度計画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標					各部・センターの取組状況の確認	確認実施時期	9月、1月	(達成) 9月末現在及び1月末現在の取組み状況について確認した。	-	継続実施	安対課
	化学物質適正管理の定着	従業員等に対する化学物質の曝露による健康障害の防止									
		化学物質に関するリスクアセスメントの試行	OHSMS		試行のための要領書整備	要領書整備時期	15年8月	(達成) 要領書を作成し、8月28日のOHSMS委員会において、要領書及び試行開始について承認された。	-	なし	安対課
					試行に向けた各部・センターへの説明会の開催	説明会開催時期	15年9月	(達成) 9月9日に説明会を開催し、試行を開始した。なお、各部・センターの試行状況をとりまとめ11月27日のOHSMS委員会に報告し、16年4月から本格運用のため要領書を改訂した。	-	定常業務として実施	安対課 品証室

- 1：目標内容： 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目  
OHSMS(重大なリスク)の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
- 2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5：担当部署：取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・ EMS 対象	部・センター の目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標内 容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成16年3月31日 現在)	3 問題の要因 分析及び今 後の対応策	4 次年度計 画の概要	5 担当部署
安全確保・ 環境保全目標		(4) P R T R法に基 づく化学物質の環境 放出の確実な管理									
		化学物質の排出 量等の確実な把握	EMS		化学物質の排出量 等の確実な把握	法令に基 づく平成14 年度排出量 等の報告時 期	15年6月	(達成) 14年度排出量等につ いて6月26日に報告書 を提出した。	-	定常業務 として実 施	安対課
					15年度排出量等の 把握及びとりまとめ	化学物質 の排出量等 の取りまと め回数	4回/年	(達成) 第1四半期分につ いては7月に、第2四半期 分については10月に、 第3四半期については 1月にとりまとめた。 第4四半期については 4月に実施する。	-	定常業務 として実 施	安対課
		(7) 安全性総点検に 係る計画完了案件へ の着実な対応			安全性総点検に係る 計画完了案件の目標 リストによる進捗状 況の把握	進捗状況の 確認実績	2回/年	(達成) 今年度の進捗状況につ いては、上期として9 月に、下期は3月に確 認した。なお、今年度 の完了予定件数5件の うち4件の完了を確認 している。	-	定常業務 として実 施	品証室

JNC TN8440 2004-014

付-3(13)

- 1：目標内容： 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS (重大なリスク) 及びEMS (著しい環境側面) から導かれた項目 OHSMS (重大なリスク) の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
- 2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5：担当部署：取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成16年3月31日現在)	3 問題の要因分析及び今後の対応策	4 次年度計画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標	省資源・省エネルギーの推進	電力使用量低減	EMS	省資源・省エネルギーの推進	14年度の実績を踏まえた電力使用量低減活動の実施	14年度実績比の低減率	平成14年度実績と電気設備の増加、認証Grとの統合に伴う人員増を勘案し、目標値を以下のとおりとした 492,680 kWh/年	(達成) 4月から3月までの部全体の実績は、目標に対し約24%下回る結果となった。	-	継続実施	安対課 危機室 品証室
	省資源・省エネルギーの推進	コピー用紙使用量低減	EMS		14年度の実績を踏まえたコピー用紙使用量低減活動の実施	・14年度実績比の低減率	14年度実績比の2%低減	(達成) 4月から3月までの部全体の実績は、目標に対し約13%下回る結果となった。	-	継続実施	安対課 危機室 品証室
		転倒災害が予測されるリスクを改善	OHSMS		転倒災害が予測される既存ワークシートの見直し	既存ワークシートの見直し	15年4月末	(達成遅れ) 5月に見直し作業が完了し、居室等への出入口の転倒災害をワークシートに追加した	4月21日に発生したPu火災関連の対応業務等により遅れを生じた。	なし	安対課 危機室 品証室
				転倒災害が予測される新たな作業発生時にワークシート作成	新たな作業発生時にワークシート作成	報告時期(定期見直し時)	(達成) 作業計画を作成して行う作業以外では転倒災害が予測される新たな作業はなかった。	-	定常業務として実施	安対課 危機室 品証室	

付-3(14)

- 1：目標内容： 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目 OHSMS(重大なリスク)の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
- 2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析及び今後の対応策の要点を記載する。
- 4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5：担当部署：取りまとめをする課・室・グループ

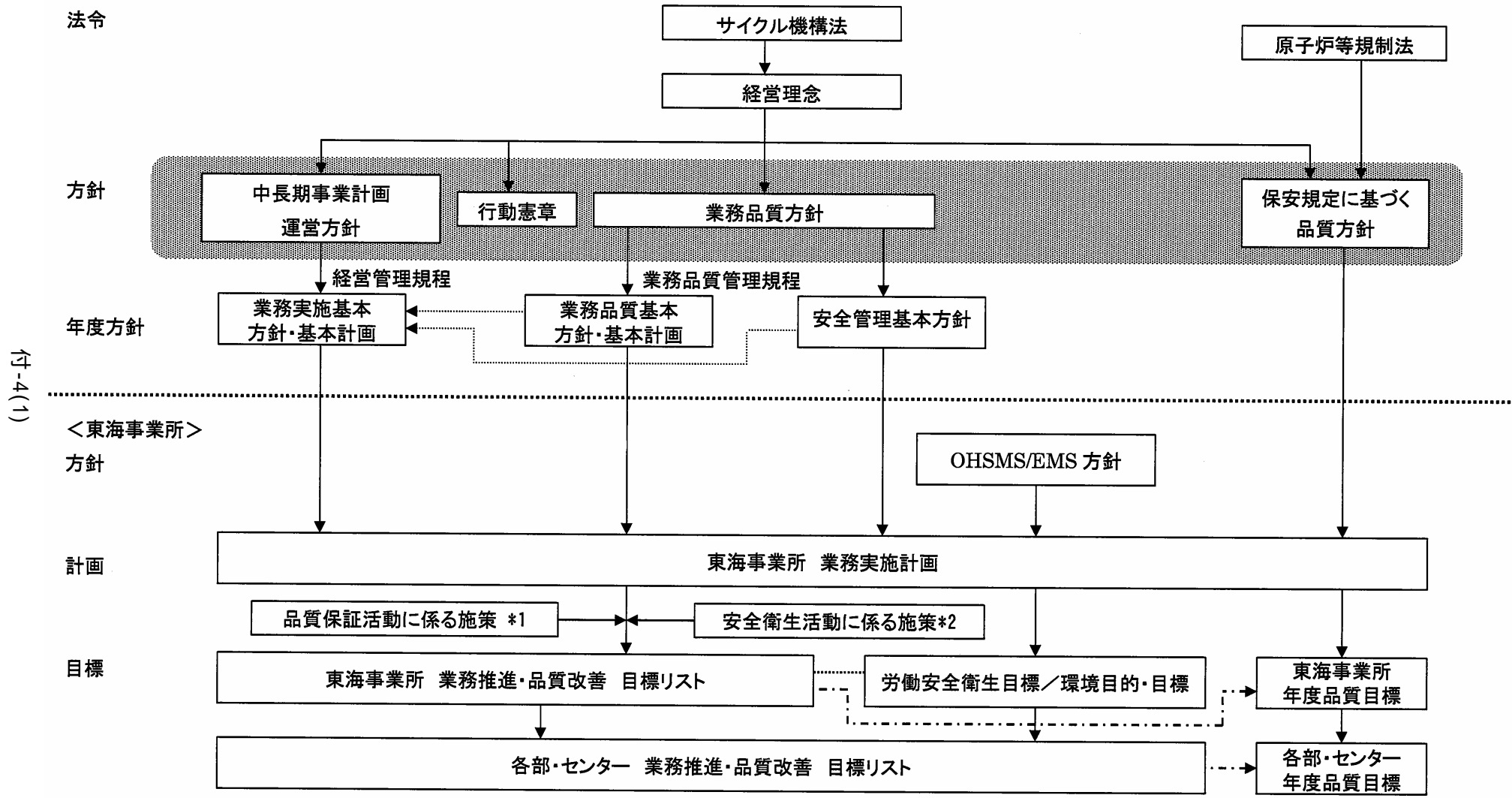
目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容	OHSMS・EMS対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	2 進捗状況 (平成16年3月31日現在)	3 問題の要因分析及び今後の対応策	4 次年度計画の概要	5 担当部署
安全確保・環境保全目標								このほか、Pu火災トラブルの対応として、以下の取り組みを実施した。 火災発生時の通報連絡基準の明確化 共通安作「グローブボックス等設備機器の切断・溶断作業の管理要領」を制定 現場責任者認定制度の適用範囲を外注作業のみから内部実施作業にも拡大 事業所事故対策規則及び消防計画の改訂 9999通報が所長等、事務棟2階でも聴取できるようスピーカーを追加設置	-	なし	

JNC TN8440 2004-014

付-3(15)

- 1：目標内容： 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 OHSMS（重大なリスク）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目  
OHSMS（重大なリスク）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
- 2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「 の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
- 3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
- 4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
- 5：担当部署：取りまとめをする課・室・グループ

各種基本方針等と業務計画・目標リストとの関係(平成16年度)



\*1: 品質保証委員会において審議・決定

\*2: 安全衛生・化学物質委員会において審議・決定

付-4(1)

平成16年度 東海事業所安全衛生活動の施策

平成16年3月  
東海事業所

平成15年度における東海事業所の安全活動総括及び平成16年度東海事業所業務実施計画に基づき、平成16年度東海事業所安全衛生活動の施策を下記のとおり定める。

東海事業所においては、本施策を踏まえ、安全確保の徹底と労働衛生の向上を目指し、具体的な活動を展開していくものとする。

平成16年度 東海事業所安全衛生活動の施策

1. 自主保安のより一層の推進

品質保証を取り込んだ保安規定の確実な運用  
職場の実態に応じたリスクアセスメントの確実な実施  
作業計画策定・変更時の事前評価の徹底  
要領・マニュアル類の確実なレビュー

2. 一人ひとりの危険に対する感受性の向上

基本動作(5Sを含む) KY・TBM活動等の効果的な取り組み  
要領・マニュアル類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底  
施設、設備の習熟のための教育・訓練の実施

3. 危機管理・防災体制の充実強化

危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的实施と実効性の向上  
緊急時対応に係る関係機関との連携強化

4. 労働衛生活動への積極的な取り組み

綺麗で爽やかな職場環境の形成  
健康管理の積極的な推進



## 平成 15 年度安全衛生活動の総括及び 平成 16 年度安全衛生活動の施策について

平成 16 年 3 月  
東 海 事 業 所

### 1 . 自主保安のより一層の推進

#### 品質保証を取り込んだ保安規定の確実な運用

東京電力の不正問題等に端を発し、国レベルでは電気事業法や原子炉等規制法において、定期自主検査の義務化と原子力安全基盤機構による実施体制の審査、不具合結果の健全性評価及び品質保証体制の義務化、保守点検事業者からの報告徴収や違反への罰則の強化等が取り入れられた。そのため、機構及び東海事業所では、平成 14 年度に自主点検信頼性調査、15 年度にその対応措置の徹底と品質保証を保安規定に取り込むための改訂作業など、平成 16 年度からの実質的な運用に向け、体制や規定類の整備を進めている。今後、機構としては品質保証活動を適切に進めるとともに、保安検査や定期検査などに対しても適切に対応することが重要であるため、「品質保証を取り込んだ保安規定の確実な運用」を新たな項目として活動を展開することとしている。

このため、東海事業所としては機構方針を受け、「品質保証を取り込んだ保安規定の確実な運用」とし、品質保証に係る運用を取り入れた保安規定のより一層の理解・習熟を推進するとともに、保安規定に定める品質要求事項の確実な実施及び監査の確実な実施・対応に取り組んでいくこととする。

具体的には、「1 . 安全確保の最優先、事故の未然防止」の観点からは 2 . に示す「施設、設備の習熟のための教育・訓練の実施」及び定期自主検査対象設備に係る「点検保守の確実な実施と必要な保全措置の検討・実施」を、「2 . 法令・保安規定の順守」の観点からは、改定された保安規定及び品質保証計画書の理解を深めるための「品質保証計画書及び保安規定の周知教育の実施」を、「3 . 事故の再発防止、影響緩和」の観点からは 3 . に示す「危機管理・防災に対する教育訓練の継続的实施と実効性の向上」を、「4 . マネジメントシステム改善」の観点からは職場内の品質保証活動の推進役となる「内部監査員の養成」に取り組むこととする。

#### 職場の実態に応じたりスクアセスメントの定着

機構としては、各事業所に活動レベルの差異はあるものの、計画的、継続的な取り組みがなされ定着しつつあることから、より一層の定着を図

るため 16 年度においても継続して取り組むこととしている。

東海事業所では、平成 13 年度から労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）の一環として作業に係るリスクアセスメントに取り組んできており、ほぼ定着化してきているものと思われる。

このため、東海事業所としてはこの取り組みを継続するとともに、さらに効果的なものとしていくため、16 年度は「職場の実態に応じたリスクアセスメントの確実な実施」として取り組んでいくこととする。

#### **作業計画策定及び変更管理の徹底（計画外作業の撲滅）**

機構としては、計画外の作業で問題点が指摘されてきたところであり、計画外作業の撲滅を明示した活動を推進してきた。15 年度は計画外作業による事故・トラブルは発生していないが、作業上の事故・トラブルを未然に防止する上で本項目は必須であるため、平成 16 年度も継続的に項目として設定することとしている。

東海事業所においては、過去 2 年の取り組みにより、新しい作業を行う時には作業計画書・手順書を作成するとともに、作業内容を変更する時には計画書・手順書の見直し・改訂を行っており、計画外作業の撲滅はほぼ定着してきているものと思われる。

しかしながら、4 月 21 日に発生したプルトニウム燃料第 3 開発室グローブボックス解体設備における火災の教訓として、作業計画変更時における作業及び設備操作等の安全に関する事前評価が不十分だったことが原因の一つとして上げられており、作業計画の変更管理だけでなく変更時における安全に係る十分な事前評価が重要と認識されている。

このため、東海事業所では 16 年度は本項目を「作業計画策定・変更時の事前評価の徹底」として取り組んでいくこととする。

#### **要領・マニュアル類の確実なレビュー**

ふげんトリチウム除去施設での火災において、施設・設備の操作手順についてマニュアル上の記載が曖昧であったり、解釈に幅があったことが、結果的にトラブルにつながったことから、機構方針として危険物質を取り扱う施設や高温・高圧となる施設における異常時の処置に関して、最新の知見をもとに要領・マニュアル類を確実にレビューすることを新たに項目として追加されたものである。

このため、東海事業所においても同類の施設・設備が設置されていることから、機構方針を受けて取り組んでいくこととする。

#### **外部機関との協力・連携と、参考となる事例・活動の自らの職場への取り入れ（15 年度）**

本項目については、機構においては各事業所とも水平展開の仕組みが

整備され、NS ネット情報等の良好事例活用の観点から対応が行われている。平成 15 年度は、安全活動の状況を客観的に評価・判断するためのパフォーマンス指標（無事故日数、労災発生件数、被ばく線量、安全教育受講率など、「安全達成目標を数値化」して、安全活動の状況を客観的に評価し、継続的改善に繋げる指標）が試験的に運用された。平成 16 年度は、保安規定に取り込むこととなる品質保証活動の監視・測定観点から、より効果的に評価する指標の設定など継続的改善を図っていくことが必要であることから、機構としては、本項は の項目に示す「品質保証システムを取り込んだ保安規定の確実な運用」の一環として取り組むこととしている。

東海事業所においては、NS ネット以外に東海ノア協定に基づく活動にも積極的に協力・連携していくこととして取り組んできており、それらの関係は今後は定型化された業務として継続していくこととし、16 年度においては機構方針に従い「品質保証システムを取り込んだ保安規定の確実な運用」の一環として取り組むこととする。

#### **自主点検信頼性調査結果に基づく対応措置の徹底（15 年度）**

本項目は、東京電力の不正問題に関連して平成 14 年度に実施した自主点検信頼性調査において摘出された記録不備等の不具合に関し、その対応措置等について品質保証の観点から平成 15 年度の定期自主品質監査で確認することとして取り組んできたものであり、東海事業所では 15 年度定期自主監査（10 月）において、不具合に対する対応措置が図られていることを確認した。

16 年度からは、保安規定に品質保証が取り込まれ、対応状況については定期的に実施される監査により確認されることとなる。

このため、機構としては 16 年度は「品質保証システムを取り込んだ保安規定の確実な運用」の一環として取り組むこととしていることから、東海事業所においても機構方針に従った対応を行うこととする。

## **2. 一人ひとりの危険に対する感受性の向上**

### **基本動作（5 S を含む）KY・TBM の徹底**

「基本動作、KY・TBM の徹底」については、職場における危険に対する認識の共有化や作業の安全確保を図る上で、継続的に展開すべき事項であり、これらの項目は、安全上重要な基本的な活動として、平成 16 年度も引き続き機構として活動を展開することとしている。

東海事業所では、作業における基本動作マニュアルが整備され、KY・TBM についても各職場において取り組まれているが、14 年度の負傷事例

(14件)及び15年度の負傷事例(12月まで6件)においても個人の危険に対する感受性や安全意識の一層の向上が必要と示唆される事例が多々見受けられている。

東海事業所では、15年度においてはKYトレーナーやRSTトレーナーなど現場の安全指導に係る有資格者の育成及び若年層を対象としたKY研修会の開催に取り組んできており、今後はこれらをより効果的な活動としていく必要がある。

このため、16年度においては、現場の安全確保の核となるべきKYトレーナー等の育成を引き続き実施して全体的な底上げを図るとともに、KY教育の実施及び14年度末に整備したヒヤリハット募集システムの有効活用など、現場作業者の危険に対する感受性向上に取り組んでいくこととし、このため、本項目を「基本動作(5Sを含む)、KY・TBM活動等の効果的な取り組み」とする。

#### **要領・マニュアル類における一人ひとりの役割確認とその遵守徹底**

機構においは15年度は「規定類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底」を項目として設定し、継続的な取り組みを行ってきたが、平成15年度においては、もんじゅ構内でクレーンの安全装置をはずして運転したためにクレーン車が転倒するという事故があり、これは、関連会社を含めて、ルールを遵守するという認識が不足していたこと、各職位・職種に応じた役割に対する自覚が十分でなかったこと等が挙げられている。一人でもルールを無視して事故・トラブルが発生すると、組織全体が同じような体質であると見なされることから、16年度は全社的に「要領・マニュアル類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底」を項目に掲げて活動を展開することとしている。

東海事業所としては、規定のみならず、要領・マニュアル等に定められたルールをも理解し遵守することは、トラブルの未然防止の観点からも重要であることから、機構方針に従って取り組むこととする。

#### **施設、設備の習熟のための教育・訓練の実施**

機構においては、「教育・訓練の実施」については、継続的な対応が不可欠であり、職員及び協力会社員とも、個人毎の取得資格を含む教育・訓練データベースを整備・運用し、必要な教育が確実に実施されていることを把握しながら業務内容に応じた教育訓練を継続して実施されてきた。平成15年度に発生した「ふげん」トリチウム除去装置建家での火災の場合は、操作員は一応手順書に従った操作をしたが、高温の吸着塔を立ち上げたために後置フィルターが火災となったものであり、この背景には、施設、設備の特性、状態と手順書の記述の関係に関する理解が不足していたことが挙げられている。そのため平成16年度においては、

実施予定の教育・訓練が施設・設備の習熟につながるものかどうかを点検することも含め、「施設、設備の習熟のための教育・訓練の実施」を新たな項目として設定されたものである。

東海事業所においては、施設・設備を熟知したベテラン職員が減少していることや現場作業の大半を協力社員が担っており、ノウハウや技術が継承されにくい状況にある。15年度に発生した施設・設備関連のトラブルは、このような状況が要因の一部となっている可能性も否定できないのが現状である。

施設・設備に習熟するためには、作動原理や安全性、運転操作上のノウハウ等も理解しておく必要があり、これが同時に要領・マニュアル等の遵守徹底に繋がっていくものである。

このため、東海事業所としては機構方針に基づき、施設・設備の習熟を目指した教育訓練に取り組むこととする。

なお、ここでいう「施設・設備」とは、保安規定に定める定期自主検査対象の施設又は設備のほか、火災・爆発・破裂の発生のおそれがある「高温、高圧の設備、可燃性ガス、危険物等の薬品、高電圧を扱っている施設・設備」とする。

### 教育・訓練データベースを活用した体系的な教育・訓練の実施（15年度）

教育・訓練データベースの整備とそれを活用した教育訓練は、15年度までにほぼ完了し定着化してきたことから、に含めて取り組むものとする。

## 3. 危機管理・防災体制の充実強化

### 危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的实施と実効性の向上

機構においては、平成14年度から15年度にかけて、役員や管理監督職層に対する危機管理教育を実施し、管理監督職層の70%以上の従業員に対して、知識の普及、意識の向上が図られてきた。一方、防災研修については、指定公共機関として外部に対して実施しているが、今後は機構内部に対する教育・研修を充実させ、各事業所における防災対応能力の向上を図ることが重要であることから、「危機管理に係る教育・訓練の継続的实施と実効性の向上」を「危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的实施と実効性の向上」として活動を展開することとしている。

東海事業所においては、15年度は、緊急時対策所を使用した訓練の実施回数を管理尺度とし、目標値を年10回以上としとして取り組んできた（実績としては予定を含み10回）。本訓練には展示館火災、工事業者事務所火災、林野火災、核物質の所在不明、爆発物対応等、対応方法が十分確立していない事故事象にも重点を置いた。これらの訓練を通じ、

事故対応方法の確立、従業員の防災意識向上及び現場指揮所・事故対策本部活動の習熟等の成果が得られた。

事故時対応の実効性を向上するためには、訓練を繰り返すことにより事故対策本部員の対応能力を維持・向上していく必要があり、16年度においても緊急時対策所を使用した訓練を主体とした取り組みを継続していくこととする。

このため、16年度においても防災訓練、非常事態訓練、テロ対応訓練等を各部・センターと連携して引き続き実施し、対応能力の向上を図っていくこととする。

### **緊急時対応に係る防災関係機関との連携強化**

機構においては、15年度は機構自らの訓練に加え、専門家として県や国の訓練に参加し、防災関係機関との連携強化を図り一定の成果を上げてきたものの、ふげん廃棄物処理施設での異常燃焼における通報連絡の混乱など、自らの事故・トラブル対応において改善すべき項目が抽出されている。また、現下の社会情勢祖踏まえ、外部からの脅威に対して自主管理を強化するとともに、関係機関に対し、通報連絡や情報提供が的確に行えるよう、適切な表現能力の向上に向けた研修や、通報先である国や地方自治体のみならず、警察や消防本部などと、日常からの意思疎通が重要であると認識された。そのため、機構としては16年度は「原子力災害に備えた防災関係機関との連携強化」を「緊急時対応に係る防災関係機関との連携強化」として取り組むこととしている。

東海事業所は、防災関係機関との連携という観点からは、非常事態訓練に東海村消防署、テロ対応訓練に県警機動隊の参加を得て実施し、これら機関との連携強化が図られてきている。また、茨城県消防学校（11月）、総務省消防大学校の訓練（10月）に事業所施設を提供・協力し、放射性物質取扱施設の火災に対する消防機関の能力向上に貢献したほか、10月に県内の消防、警察等を対象とした原子力防災に係る研修会を開催した。

16年度においても機構方針をふまえ15年度と同様に消防、警察等の防災関係機関との関係を維持・発展させていく。このため、東海村消防署、県警機動隊との連携を訓練を通じて強固なものにしていくとともに、茨城県消防学校及び総務省消防大学校等から訓練への協力依頼があった場合には積極的に協力するものとする。さらに、13年度から実施している防災関係機関職員を対象とした原子力防災に係る研修会を継続して企画・実施することとする。

#### 4 . 労働衛生活動への積極的な取り組み

##### **綺麗で爽やかな職場環境の形成**

東海事業所では平成 14 年度から労働省指針に基づいて「快適職場づくりの推進」を目標に掲げて取り組んできた。

15 年度においては、14 年度に各部・センターで作成した快適職場づくりに基づく改善計画に対するフォロー及び 15 年度に施行された健康増進法も踏まえ、計画に基づく取り組み状況の確認及びアンケート調査等を実施し、徐々にではあるが職場環境の改善に向けた取り組みが行われてきている。

16 年度においては、15 年度に引き続き「快適職場づくりの推進」について各部・センター毎に実施計画に基づき取り組んでいく。また、「快適職場づくり」に基づく改善のほか、課室単位における職場の美化、服装・身だしなみへの心遣いやマナー向上など、清潔で明るく気持ちの良い職場にするための自主的活動にも積極的に取り組んでいくこととする。

##### **健康管理の積極的な推進**

東海事業所では、15 年度まで「心の健康管理」、「法定健康診断などによる各人の健康管理の実施と疾病管理の実施」、「健康づくりのための THP 活動を含めた栄養指導及び運動指導の実施」という 3 項目の目標として取り組んできており、管理監督者層を対象としたメンタルヘルス研修会の開催、法定健康診断のほぼ 100%の受診率、健康診断結果に基づく個人を対象とした栄養指導・運動指導、専門の指導員を招いての THP による健康づくりの指導など、一定の成果をあげてきた。

一方、15 年度においては、急病のため就業時間中に救急車を要請する事例が 3 件発生（12 月まで）しており、個人の疾病管理や健康管理の重要性が再認識されている。

健康管理については、継続的な取り組みと個々人の意識が重要であることから、16 年度においても「心の健康管理」、「法定健康診断などによる各人の健康管理の実施と疾病管理の実施」、「健康づくりのための THP 活動を含めた栄養指導及び運動指導の実施」に継続的に取り組んでいくこととする。

以上

平成 16 年 4 月 1 日  
東 海 事 業 所

## 平成 1 6 年度 安全衛生行事等の実施計画

平成 16 年度東海事業所の業務実施計画（安全確保目標）及び安全衛生活動の施策を受け、トラブル等の未然防止及び健康の保持増進等、日常的な安全衛生活動を実践するため、別紙の安全衛生行事等を実施する。

### 平成 1 6 年度 東海事業所安全衛生活動の施策

- 1 . 自主保安のより一層の推進  
品質保証を取り込んだ保安規定の確実な運用  
職場の実態に応じたリスクアセスメントの確実な実施  
作業計画策定・変更時の事前評価の徹底  
要領・マニュアル類の確実なレビュー
- 2 . 一人ひとりの危険に対する感受性の向上  
基本動作（5 Sを含む）KY・TBM活動等の効果的な取り組み  
要領・マニュアル類における一人ひとりの役割確認と遵守徹底  
施設、設備の習熟のための教育・訓練の実施
- 3 . 危機管理・防災体制の充実強化  
危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的实施と実効性の向上  
緊急時対応に係る関係機関との連携強化
- 4 . 労働衛生活動への積極的な取り組み  
綺麗で爽やかな職場の形成  
健康管理の積極的な推進

安全衛生行事等の実施においては、全国的に展開される各種安全衛生の行事等に積極的に参加するとともに、安全衛生管理規則等に基づくパトロール（巡視）及び安全衛生に関する各種委員会を定期的実施する。また、放射線安全衛生強化推進協議会定例会を四半期毎に、各部センター協議会を毎月開催し、安全衛生に係る関係請負人とのコミュニケーションを図る。

以上



## 平成 16 年度 安全衛生行事等の実施計画

月	安全衛生行事等	委員会等の開催
4	・春の全国交通安全運動（4/6～15）	1．委員会等の開催 安全衛生・化学物質委員会（毎月1回） 衛生管理者会議（毎月1回） 安全主任者会議（毎月1回） 交通安全委員会（毎月1回） 電気保安委員会（毎月1回） 防火対策委員会（年2回以上） ガイサの委員会（年2回） 放射線安全衛生強化推進協議会定例会（四半期1回）及び総会（毎年1回） 放射線安全衛生強化推進協議会各部センター会（毎月1回）  2．安全衛生管理規則等に基づくパトロールの実施 安全主任者パトロール（適宜） 衛生管理者パトロール（毎週1回） 統括者（年2回以上） 管理者（月1回以上） 産業医（月1回以上） 衛生工学衛生管理者（月1回以上）  3．その他 整理整頓日（月末日）
5	・原子力エネルギー安全月間（5/1～31）	
6	・全国安全週間準備期間（6/1～30） ・危険物安全週間（6/8～14）	
7	・全国安全週間（7/1～7） ・安全大会（7/1）	
8	・電気使用安全月間（8/1～31）	
9	・全国労働衛生週間準備期間（9/1～30） ・秋の全国交通安全運動（9/21～30）	
10	・全国労働衛生週間（10/1～7） ・高圧ガス保安活動促進週間（10/27～31）	
11	・秋の全国火災予防運動（11/9～15）	
12	・年末年始無災害運動（12/15～1/15）	
1	・年末年始無災害運動（12/15～1/15）	
2		
3	・春の全国火災予防運動（3/1～7）	

安全確保目標に基づいて取り組む事項等（適時及び安全衛生行事等において取り組むものとする。）

- K Y トレーナー又は R S T トレーナーの養成
  - K Y 教育の実施
  - 要領・マニュアル類の周知教育・運転操作訓練の実施
  - ヒヤリハットキガカリ提案キャンペーンの実施
  - V D T 講習会の開催
  - 綺麗で爽やかな職場の形成(快適職場づくりの推進、環境美化等への取り組み)
  - メンタルヘルス研修会の開催
  - T H P の推進
- 等

## 平成16年度 東海事業所品質保証活動の施策

平成16年4月  
東海事業所

平成15年度における東海事業所の品質保証活動のまとめ及び平成16年度東海事業所実施計画に基づき、平成16年度東海事業所品質保証活動の施策を下記のとおり定める。

各部・センターにおいては、業務の標準化を図りつつ、業務品質向上の観点から改善活動を継続的に実施するとともに、業務品質改善の意識が従業員等に定着し維持されるよう本施策を踏まえ、具体的な活動を展開していくものとする。

## 平成16年度 東海事業所品質保証活動の施策

1. 継続的な業務品質改善の推進  
部門長（所長）診断会の実施
2. 原子力施設の保安活動に係る品質保証活動の強化  
原子力安全に係る品質方針に基づく活動の実施
3. 業務の標準化の推進  
文書体系の整備
4. ISO等の国際規格認証取得・維持活動の推進  
OHSAS18001/ISO14001/ISO9001 認証の維持
5. 品質監査の実施  
受注者品質監査の実施
6. 業務品質保証に関する教育・啓発の実施  
ISO9001 内部監査員等の養成研修
7. 東海安全マネジメントシステム（仮称）の構築  
保安規定への品質保証の取込みを考慮した安全マネジメントシステムの検討

## 平成 15 年度品質保証活動のまとめ及び 16 年度品質保証活動の施策について

### 1 . 継続的な業務品質改善の推進

#### (1) 部門長（所長）診断会の実施

平成 15 年度の部門長（所長）診断会は、9 月に業務中間報告会、1 月末に業務実績（暫定）報告会を実施し、目標リストに掲げた要求品質を達成するための実施計画の妥当性及び達成状況について確認され、改善プロセスについて必要な指導が行われた。

平成 16 年度については、9 月及び 1 月に部門長（所長）診断会において、従来の活動に加えて保安規定に係る品質目標も含めて業務の進捗管理を実施していく。

#### (2) 検討会（指導会）による改善活動の実施

平成 15 年度は、再処理センターと支援部門について、それぞれの活動テーマを「再処理施設における保全計画の策定システムの確立」及び「教育の有効な管理」として選定し、7 月から計 4 回の指導会を開催し専門家の指導を受けつつ、事業所として改善成果の活用が図れるよう改善活動を実施した。  
なお、改善成果報告会については、4 月 16 日に開催する予定である。

平成 16 年度の検討会（指導会）については、各部・センターへ指導会テーマの有無について検討依頼しているところであり、指導会テーマのある部門が改善活動を実施することとする。

#### (3) 理事長診断会の実施（平成 16 年度より）

平成 16 年度は、理事長診断会において東海事業所の要求品質の達成状況の確認、改善プロセスなど必要な指導を受ける。

### 2 . 原子力施設の保安活動に係る品質保証活動の強化

#### (1) 品質管理記録の管理の充実・強化（平成 15 年度まで）

平成 15 年度は、平成 14 年度に実施した「原子力施設に係る自主点検作業の適切性確保に関する総点検」の結果を踏まえ、各部・センターが作成した「自主点検信頼性調査に伴い抽出された課題、実施体制及び不正防止策の確立に係る改善策（10 件）」について、10 月の定期自主品質監査で各部・センター毎に定着状況等を実施した結果、改善策が着実に実施されていることを確認した。

本件については、今後、各部・センターにおいて維持活動を実施していく。

(2) 原子力安全に係る品質方針に基づく活動の実施（平成 16 年度より）

平成 16 年度は、「原子力安全に係る品質方針」を踏まえた「東海事業所品質目標」を達成するため、より具体的な目標を設定し活動を着実に展開していく。

「東海事業所品質目標」は、

保安上重要な設備の習熟のための教育・訓練を実施する。設備の点検・保守の確実な実施と必要な保全措置を講じていく。保安規定及び施設品質保証計画書等の周知教育を実施する。危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的な実施と実効性の向上 マネジメントシステムの運用・改善の充実、の 5 項目であり、各部門及び各階層において年度計画を作成し、管理尺度及び目標値などの明確化するとともに、所長ヒヤリングにより年 2 回以上の定期的な達成状況の確認を行う。また、内部監査やマネジメントレビューにおいても品質目標の達成状況や改善状況の確認を行い、目標達成に向けた活動を推進する。

3 . 業務の標準化の推進

(1)- 業務運営の仕組みの改善、要領化（平成 15 年度まで）

ISO9001 を認証取得していない部門は、改善活動の成果を日常管理に確実に反映し維持するために、業務運営の仕組みの改善、要領化する件数について、その目標値を定めて計画的に進めた。なお、本件については、保安規定へ取込まれた品質保証が平成 16 年度から運用されることから、平成 16 年度の活動である、「(2) 文書体系の整備」において継続した活動を行なうこととする。

品質保証計画書（施設編）及び要領書の整備（平成 15 年度まで）

東海事業所品質保証計画書（共通編）に基づき、再処理センター及び建設工務管理部の ISO9001/2000 の品質マニュアルを品質保証計画書（施設編）としてそれぞれ 10 月及び 12 月に定め運用している。また、3 月には放射線安全部で品質保証計画書（施設編）を定め運用している。

(2) 文書体系の整備（平成 16 年度より）

保安規定への品質保証の取込みに係る対応として下部要領書の整備に取り組む。特に保安検査等を考慮し、施設品質保証計画書を一次文書とした文書体系において、法規制、ISO 等の要求事項に対応する二次文書、三次文書の見直し、整備を行い、文書体系の明確化を図る。

4 . ISO 等の国際規格認証取得・維持活動の推進

(1) OHSAS18001/ISO14001/ISO9001 認証の維持  
OHSAS18001 及び ISO14001 の推進

平成 15 年度は、10 月に内部監査を実施した。その結果、観察事項は 46 件（平成 14 年度は 38 件）出され全て是正処置した。定期審査は 2 月 2 日～4 日に受審し、各課室・グループとも本システムの定着、運用状況、関連文書及び記録類の管理について、一部観察事項が見られたもののほぼ適切に実施され、維持されていることを確認した。

平成 16 年度は、化学物質のリスクアセスメントの本格運用や新規に気がかりリスクの改善などにも取り組む。また、マネジメントシステムの確実な運用により、引き続き認証・維持活動を推進し、更新審査を受審する。

(2) ISO9001 の認証取得

平成 15 年度は、建工部が 10 月に定期審査を受審した。プルセンターは、ISO9001/2000 への移行審査を 2 月に受審した。また、再処理センターは、スコープの拡大を含め ISO9001/2000 への移行審査を 9 月末から 10 月に受審した。3 部署とも認証取得を得た。

平成 16 年度は、引続き認証・維持活動を推進していく。

5 . 品質監査の実施

(1) 受注者品質監査の実施

平成 15 年度は、部署毎に受注者品質監査の件名（例“連続焼結設備の撤去・解体”等）及び目標値（放射線安全部 1 件、建設工務管理部 3 件、環境センター 1 件、再処理センター 2 件及びプルセンター 6 件で合計 13 件）を定め、受注者品質監査を計画的に実施した結果、受注者に要求する品質が確保されていることを確認した。

平成 16 年度は、平成 15 年度に引続き未実施の受注者などを対象として、受注者品質監査を実施する。

(2) 定期自主品質監査の実施

平成 15 年度は、10 月に定期自主品質監査を実施した。監査に先だち OHSMS/EMS の内部監査との監査方法、監査基準、様式等を可能な限り整合性をとるため「東海事業所品質保証自主監査要領」の改定を行い、一部の部署に対して定期自主品質監査と OHSMS/EMS の内部監査との同時期監査を実施した。監査の結果としては、軽微な不適合 1 件、観察事項 14 件、口頭意見 9 件、良好事例 23 件であり概ね良好であった。

平成 16 年度は、保安規定への品質保証の取込みにより再処理施設は理事長、使用施設は所長による内部監査を実施する。使用施設の内部監査については、10 月に実施する計画であり、本が行なう再処理施設の内部監査との調整を十分行ない円滑な実施に努める。

## 6 . 業務品質保証に関する教育・啓発の実施

### (1) ISO9001 内部監査員等の養成研修

平成 15 年度は、ISO9001 内部監査員養成研修、内部監査員スキルアップ教育等に東海事業所から 30 名が受講し資格取得をした。また、新規に管理職を対象とした OHSAS18001/ISO14001/ISO9001 の内部監査員資格の同時取得を目的として研修を開催し、13 名が受講しそれぞれの内部監査員資格を同時取得した。それぞれの内部監査員資格を同時取得するという目的が、3 日間の研修期間で、効率的に達成できた研修であった。

平成 16 年度は、保安規定への品質保証の取込まれたことから、ISO9001 の内部監査員、OHSAS18001/ISO14001/ISO9001 内部監査員、スキルアップ教育等の養成・研修活動を推進し、より一層の内部監査員の養成に努める。

### (2) 階層別教育の研修

平成 15 年度は、本社品質保証推進部の企画により管理職、監督職、一般職を対象とし、業務品質保証に関する教育が 9 回実施され 216 名が受講した。

## 7 . 東海安全マネジメントシステム（仮称）の構築

### (1) 保安規定への品質保証の取込みを考慮した安全マネジメントシステムの検討 品質機能展開による安全機能の充足

平成 15 年度は、外部専門家の指導のもと、品質保証システムに取入れるべく安全機能について、品質機能展開手法を活用して検討し、報告書としてまとめた。

#### OHSMS / EMS と統合化するための施設品質保証計画書の改定

平成 15 年度は、10 月の法令改正により新たに品質保証を取入れた、保安規定の改正という状況変化を受け、可能な範囲に限定して統合の検討を行い、事業所規則である内部監査要領書の改訂を実施し、一部の部署で定期自主品質監査を OHSMS, EMS と同じ要領により実施した。

平成 16 年度は、新たな保安規定の運用や保安検査、内部監査等の実施状況を見つつ、各種マネジメントシステムの合理化について検討していく。

#### OHSMS/EMS を中心とした体制の構築

平成 15 年度は、国際規格に適した委員会等の体制について検討を進めたが、保安規定への品質保証の取込みにより事業所の品質保証計画書を施設毎に制定し、かつ、監査受検の体制整備を行うなど制度が大幅に変わった。この中で委員会の運用範囲も再度確認しておく必要が生じた。このため、当該業務を一時中断した。

平成 16 年度は、新たな保安規定の運用や保安検査、内部監査等の実施状況を見つつ、委員会等の所内体制の合理化を検討していくこととする。

以上

# 平成 16 年度 業務推進・品質改善 目標リスト

平成 16 年 4 月

東海事業所 保安管理部

平成16年度 業務推進・品質改善目標リスト

組織名：保安管理部

JNC TN8440 2004-014

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方針)	品質要求 5項目 (*1)	管理尺度	目標値	現 状
個別ミッション	(9) 新法人の発足に向け、東海地区組織体制の検討等の統合準備を実施する。					
	カウンター・パート等と情報交換可能な事柄・部署を整理し、情報交換・交流を実施する。	東海地区保安管理部連絡会を適宜開催し、統合に向けた具体的検討及び準備を進める。	3・4	検討結果の報告時期	17年3月	原研保安管理室との連絡会を開催し、統合後の組織体制、所掌業務、課題等のとりまとめを行うとともに、課題対応への検討を実施中である。
組織基盤・人材育成目標	(1) 継続的な業務品質改善の推進を実施する。					
	部門長(所長)診断会の実施 (課題：中間及び年度総括における業務運営に係る改善活動)	部門長(所長)による診断会を実施する。	3	部門長診断会の開催回数	2回/年	第2回は、1/28,29と計画どおり2回受けた
	検討会(指導会)活動及び理事長診断会の実施	検討会(指導会)の実施について所内のとりまとめを行う。	3	報告会の実施時期	年度内	指導会は4回実施した。報告会は4月を予定している。
		理事長診断会の実施についての所内のとりまとめを行う。	3	報告会の実施時期	年度内	実績なし
	(2) 原子力施設等の保安活動に係る品質保証活動を強化する。 (4・(8)で対応する)					
	(3) 業務の標準化を推進する。					
	文書体系の整備	部課室で制定している文書・品質記録管理要領書に従い文書類の見直しを行う。	1, 3	全文書に対する見直し回数	1回/年	実績なし
		部長又は課室長が新規に制定する文書を整備する。	1, 3	文書の整備計画に対する実施率	100%	6件/部の計画に対し19件を要領化した。
	(4) ISO等の国際規格認証取得・維持活動を推進する。					
	OHSAS18001/ISO14001/ISO9001 認証取得後の維持	異動等新規配属者に対する階層別定型教育を企画・実施する。	3	実施回数	2回以上/年	3回実施した。
内部監査員養成及びスキルアップ教育を企画・実施する。		3	実施時期	16年10月	内部監査員養成及びスキルアップ教育を9月までに終了した。	
OHSAS18001及びISO14001の内部監査を実施する。		3	実施時期	16年11月	平成15年10月に実施した。	
更新審査の実施		3	システムの確実な運用	認証の維持	定期審査を2月2日~4日に受検した	

(\*1) 1: 事故の未然防止、2: 経営者から現場第一線までの意識 情報の共有化、3: 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立、4: 地元で理解される業務運営、5: 社会のニーズに即した開発と技術移転



平成16年度 業務推進・品質改善目標リスト

組織名：保安管理部

JNC TN8440 2004-014

目標分類	事業所の目標 (業務実施計画)	当該組織の目標内容 (実施方策)	品質要求 5項目 (*1)	管理尺度	目標値	現 状
組織基盤・人材育成目標	(5) 品質監査を実施する。					
	使用施設の内部監査の実施	所の内部監査を実施する。	3	実施回数	1回/年	実績なし
	(6) 業務品質保証活動に関する教育・啓発を実施する。					
	ISO9001の内部監査員等の養成	本社が主催する階層別教育、ISO教育の実施に協力する。	1、3	協力実績	要請に対し100%	階層別教育及びISO内部監査員養成は、計画どおり実施した。
		ISO9001/OHSAS18001/ISO14001の内部監査員養成研修を企画・実施する。	3	開催実績	1回/年	ISO9001/OHSAS18001/ISO14001の内部監査員養成は平成15年12月に実施した。
		内部監査員等の資格取得者を養成する	3	養成人数	3名以上	
	(7) 東海安全マネジメントシステム(仮称)を構築する。					
	保安規定への品質保証の取込みを考慮した安全マネジメントシステムの検討	各マネジメントシステムを整理・統合した下部要領を作成する。	1、3	整備完了時期	17年3月	実績なし
	(8) 情報セキュリティポリシーを着実に運用する。					
	ウィルス対策ソフト及びパソコン管理ソフトを確実にインストールする。	パソコン導入時(リースを含む)にウィルス対策ソフト及びパソコン管理ソフトをインストールする。	2	管理対象となるパソコンへの実施率	100%	各課室単位で対応
パソコン廃棄時及び返却時にデータを消去する。	パソコンのデータをリース返却又は廃棄時に確実に消去する。	2	データ消去実施率	100%	各課室単位で対応	

付-7(3)

(\*1) 1: 事故の未然防止, 2: 経営者から現場第一線までの意識 情報の共有化, 3: 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立, 4: 地元理解される業務運営, 5: 社会のニーズに即した開発と技術移転

平成16年度 保安管理部

文書番号： \_\_\_\_\_

改定番号： \_\_\_\_\_

業務推進・品質改善目標リスト

安全衛生/環境 管理統括者	センター内部 安全衛生/環境 管理統括者	安全衛生/環境 管理者 (取りまとめ課)

承認：平成 年 月 日

作成：平成 16 年 4 月 15 日

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容 (実施方策)	要求品質 (*2)	OHSMS /EMS 対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	目標リスト				現 状 (平成16年3月現在)	担当 部署 (*3)
						目標内容(*1)	要求 品質 (*2)	管理尺度	目標値		
安全確保・ 環境保全目標	-	(1)自主保安をより一層推進する									
		品質保証を取り込んだ保安規定の確実な運用(8)において取り組むこととする)									
		職場の実態に応じたリスクアセスメントの確実な実施	1	-	-	工事等、作業計画策定時におけるリスクアセスメントを確実に実施する。	1	リスクアセスメント実施率	100%	作業計画作成時にリスクアセスメントを実施	安対課 危機室 品証室
		作業計画策定・変更時の事前評価の徹底	1	-	-	作業計画策定・変更時にはリスクアセスメントを含め、安全上の事前評価を確実に実施する。	1	事前評価実施率	100%	作業計画作成時及び変更時にリスクアセスメントを実施	安対課 危機室 品証室

<1>: 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目      <2>: OHSMS (重大なリスク) 及びEMS (著しい環境側面) から導かれた項目  
 <3>: OHSMS (重大なリスク) の場合であって各部・センターの個別テーマの項目

- 1: 事故の未然防止      2: 経営層から現場第一線までの意識・情報の共有化      3: 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立  
 4: 地元理解される業務運営      5: 社会のニーズに即した開発と技術移転  
 : リード、取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容 (実施方策)	要求品質 (*2)	OHSMS /EMS 対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	目標リスト				現 状 (平成16年3月現在)	担当 部署 (*3)
						目標内容(*1)	要求品質 (*2)	管理尺度	目標値		
安全確保・環境保全目標	-	(2)一人ひとりの危険に対する感受性を向上させる									
		基本動作(5Sを含む)KY,TBM活動等の効果的な取り組み									
		安全指導に係る有資格者の養成	1	OHSMS	-	KYトレーナーを各課室1名以上、RSTトレーナーを部1名以上養成する。	1	養成人数	養成人数 KY:3名以上、RST1名以上	15年度はKYトレーナーを安対課2名、危機室1名養成。RSTトレーナーは安対課1名、品証室1名を養成	安対課 危機室 品証室
		KY・TBMの励行	1	OHSMS	-	部主催のKY教育を企画・実施する。	1	開催実績	教育回数 1回以上/年	所のKY研修会を企画し15年6月に開催	安対課
	ヒヤリハットシステムを活用した募集キャンペーンを実施するとともに、実施結果を所内にフィードバックする。					1	募集キャンペーン実施実績 募集結果の集約及び所内周知実績	2回/年 2回以上/年	ヒヤリハットシステムの整備及び事例の募集を実施		
	-	(3)危機管理・防災体制を充実強化する									
危機管理・防災に対する教育・訓練の継続的实施と実効性の向上		4	-	-	緊急時対策所を使用した訓練を実施する。	4	月例訓練等の実施回数	6回以上/年	月例訓練等を1月までに8回実施。3月までに計10回実施予定	危機室	

- <1>: 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目  
 <2>: OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目  
 <3>: OHSMS(重大なリスク)の場合であって各部・センターの個別テーマの項目  
 1: 事故の未然防止      2: 経営層から現場第一線までの意識・情報の共有化      3: 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立  
 4: 地元理解される業務運営      5: 社会のニーズに即した開発と技術移転  
 : リード、取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容 (実施方針)	要求品質 (*2)	OHSMS /EMS 対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	目標リスト				現 状 (平成16年3月現在)	担当 部署 (*3)
						目標内容(*1)	要求 品質 (*2)	管理尺度	目標値		
安全確保・環境保全目標	-	緊急時対応に係る防災関係機関との連携強化									
		防災関係機関等の参画した訓練の実施	4	-	-	東海村消防署等が参加した訓練を企画及び実施する。	4	東海村消防署等の参加実績	1回以上/年	村消防が9月及び11月の訓練に参画、3月の訓練にも参画予定。10月のテロ対応訓練に県警が参画	危機室
		防災関係機関等を対象とした原子力防災研修等の企画・実施	4	-	-	消防、自治体、自衛隊等の防災機関職員を対象にした研修会を企画・実施する。	4	研修会の実施回数	1回/年	10月に県内消防、警察等を対象として研修会を企画・実施(56名参加)	危機室
						消防大学校、茨城県消防学校の訓練への協力を通じて専門的対応能力の向上を図る。	4	訓練協力の実施回数	1回以上/年	消防大学校(10/29)、茨城県消防学校(11/18)の東海事業所における原子力防災訓練に協力	危機室
	(4)労働衛生活動への積極的な取り組みを実施する										
	綺麗で爽やかな職場環境の形成										
	快適職場づくりの推進	1	OHSMS	-	16年度計画に基づく改善を実施する。	3	計画に対する実施率	改善実施率100%	喫煙所の設置、観葉植物の配置、換気等を実施	安対課 危機室 品証室	
各部・センターの取組状況の確認を行う。					3	確認実施時期	9月及び1月	9月及び1月に15年度の各部・センターの実施状況を確認	安対課		

- <1>: 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目  
 <2>: OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目  
 <3>: OHSMS(重大なリスク)の場合であって各部・センターの個別テーマの項目  
 1: 事故の未然防止      2: 経営層から現場第一線までの意識・情報の共有化      3: 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立  
 4: 地元で理解される業務運営      5: 社会のニーズに即した開発と技術移転  
 : リード、取りまとめをする課・室・グループ

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容 (実施方針)	要求品質 (*2)	OHSMS /EMS 対象	部・センターの目的 (EMSのみ)	目標リスト				現 状 (平成16年3月現在)	担当 部署 (*3)
						目標内容(*1)	要求 品質 (*2)	管理尺度	目標値		
安全確保・ 環境保全目標	-	環境美化等への自主的な取り組み		-	-	職場環境の美化運動を実施する。		取組事項の実施実績	2件以上 / 課室	観葉植物の設置を実施	安対課 危機室 品証室
	-	(7)政省令改正に伴う変更後の保安規定を着実に運用する  (別紙)			-						
	-	(8)省資源・省エネルギーの取り組みを実施する									
	-	電力使用量の低減活動の継続と啓蒙 <2>	3	EMS	省エネルギーの推進	15年度実績を踏まえた電力使用量低減活動の実施	3	15年度実績比の低減率	15年度目標を達成した場合は、15年度実績値を維持管理する。未達成の場合は、15年度目標値を実施する。	15年度の目標に対し、3月末現在で約24%下回る結果となった。	安対課 危機室 品証室
	-	コピー用紙使用量低減 <2>	3	EMS	省資源の推進	15年度実績を踏まえたコピー用紙使用量低減活動の実施	3	15年度実績比の低減率	低減率 1%	15年度の目標に対し、3月末現在で約13%下回る結果となった。	安対課 危機室 品証室
	-	ガソリン燃料の使用量低減 <2>	3	EMS	省資源の推進	公用車利用の適正化を図るための啓発活動の実施及び利用台帳による管理の実施	3	公用車利用台帳の確認頻度	1回 / 四半期	実績なし	安対課 危機室 品証室
	-	(10)化学物質リスクアセスメントの運用	1	OHSMS	-	労安法で規定されている化学物質の使用時に確実に実施する	1	リスクアセスメントの実施	実施率 100%	15年9月から全課室を対象に化学物質の一部について運用を開始	安対課 危機室 品証室

[目標内容欄(\*1)] <1>: 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 <2>: OHSMS(重大なリスク)及びEMS(著しい環境側面)から導かれた項目 <3>: OHSMS(重大なリスク)の場合であって各部・センターの個別テーマの項目

[要求品質欄(\*2)] 1: 事故の未然防止 2: 経営層から現場第一線までの意識・情報の共有化 3: 適正かつ効率的な業務運営の仕組みの確立

4: 地元理解される業務運営 5: 社会のニーズに即した開発と技術移転

[担当部署欄(\*3)] : リード、取りまとめをする課・室・グループ

(別紙)

平成16年度 業務推進・品質改善目標リスト

保安管理部

目標分類	事業所の目的 (EMSのみ)	事業所の目標内容 (実施方策)	要求品質 (*1)	OHSMS/ EMS 保 規対象	部・センター の目的(EMS のみ)	目標リスト			現状 (平成16年3月 現在)	担当部署	
						目標内容	要求 品質 (*1)	管理尺度			目標値
安全確保・ 環境保全目標	-	設備の点検・保守の確実な実施と必要な保全措置を講じていく	1	保規	-	非常事態に備えた通信連絡機器の定期点検を実施する。	1	受発信用FAX、非常用電話、受信確認用外線電話の点検頻度	1回/月	毎月定期点検を実施	危機室
	-	保安規定及び品質保証計画書の周知教育を実施する	2	保規	-	保安規定及び品質保証計画書に基づく教育を確実に実施する。	2	教育計画に対する実施率	100%		安対課 危機室 品証室
	-	危機管理・防災に関する教育訓練の継続的实施と実効性の向上	4	保規	-	緊急時対策所を使用した非常事態訓練を実施する。	4	非常事態訓練の実施回数	再処理施設及び使用施設において各1回/年	15年度は各1回実施	危機室
	-	マネジメントシステムの運用・改善の充実	3	保規	-	職場内でのマネジメントシステムの運用・改善を率先して行う、マネジメントシステム有識者を養成・確保する	3	ISO9001 内部監査員等の養成	各課室1名以上		安対課 危機室 品証室

\*1) 1:事故の未然防止 2:経営者から現場第一線までの意識・情報の共有化 3:適切かつ効率的な業務運営の仕組みの確立 4:地元理解される業務運営 5:社会ニーズに即した開発と技術移転

### 快適職場アンケート結果

前四半期（平成 15 年 11 月 25 日～12 月 11 日）において快適職場づくりを推進する上で、全従業員を対象に快適職場づくりの方針や目標等の周知状況、職場においての分煙対策や構内放送音楽に関するアンケートを実施し、全従業員の 19%に当たる 496 名から回答があった。

アンケートの結果は以下の通りであった。

#### 1. アンケート内容

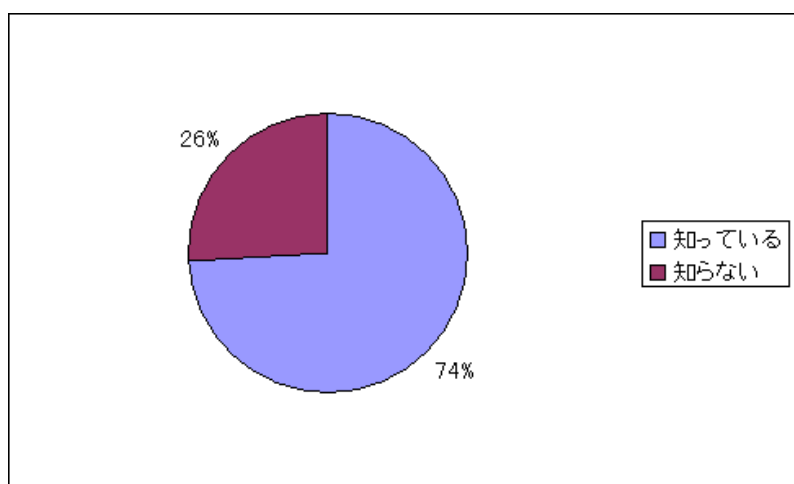
別紙の通り

#### 2. アンケート結果

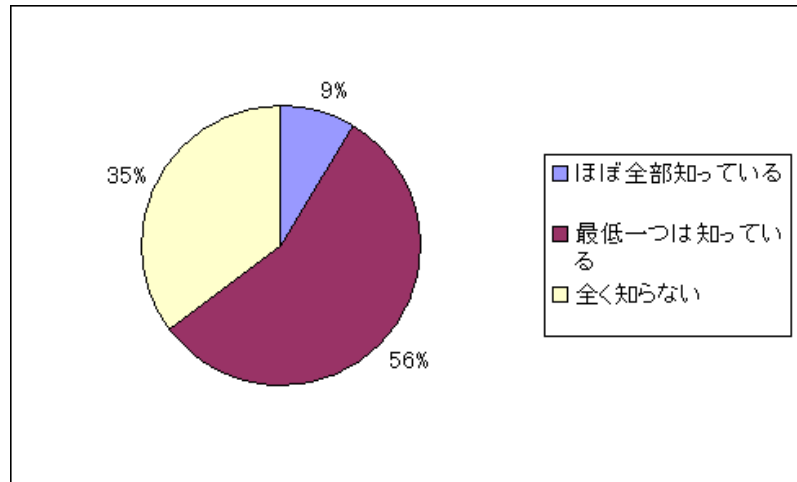
##### (1) アンケート回答者

	回答者	管理職		一般職	
		喫煙者	非喫煙者	喫煙者	非喫煙者
保安全管理部	15	1	2	7	5
放射線安全部	16	0	0	7	9
運営管理部	4	0	0	2	2
建設工務管理部	95	1	1	51	42
環境センター	87	2	4	41	40
再処理センター	119	3	2	49	65
Pu センター	157	3	6	78	70
その他	3	0	1	1	1

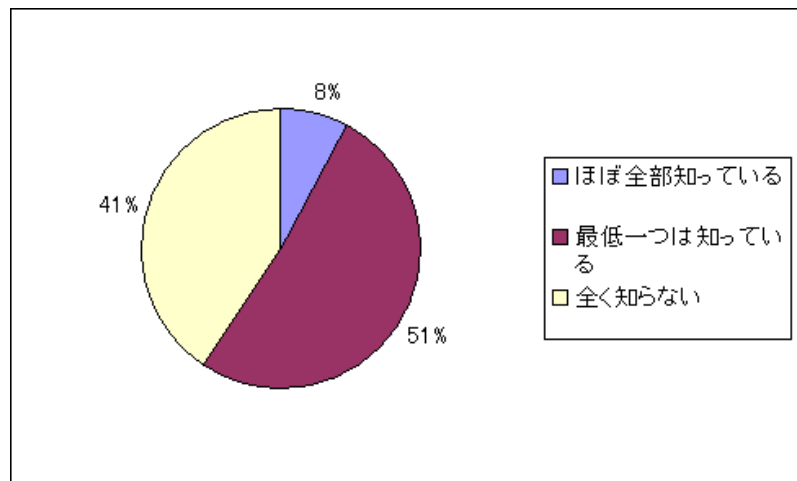
##### (2) 快適職場づくりの推進について



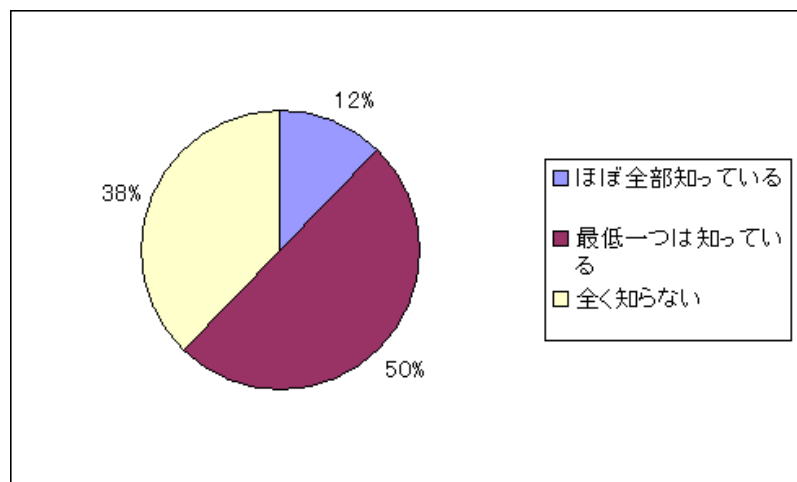
(3) 職場環境改善方針について



(4) 職場環境改善重点目標について

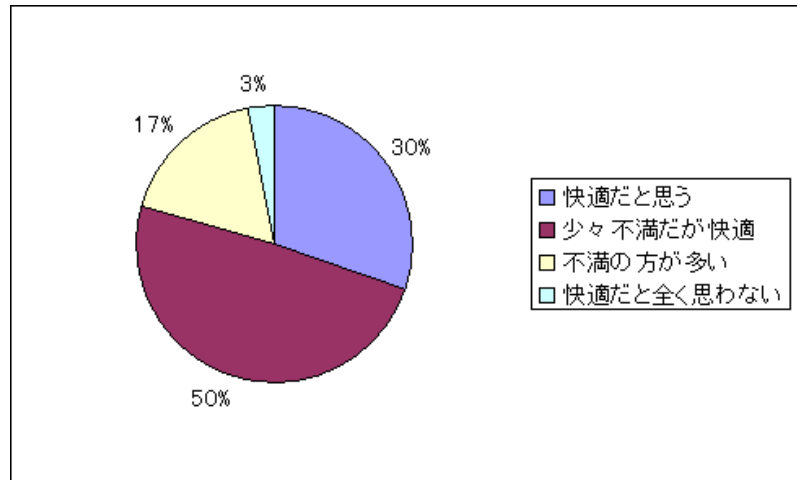


(5) 各部・センターの快適職場づくり推進計画について

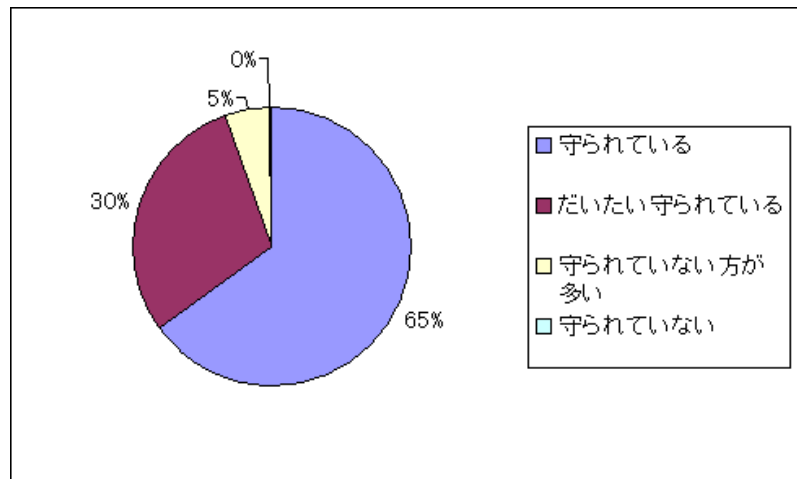




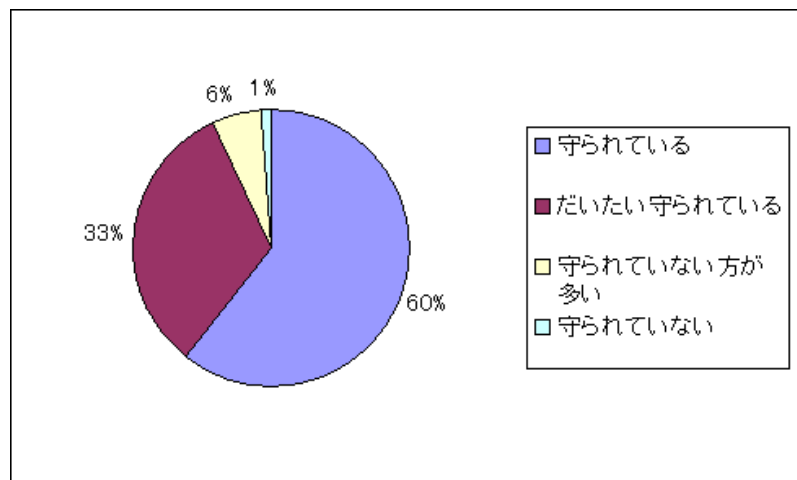
(6) 分煙対策について



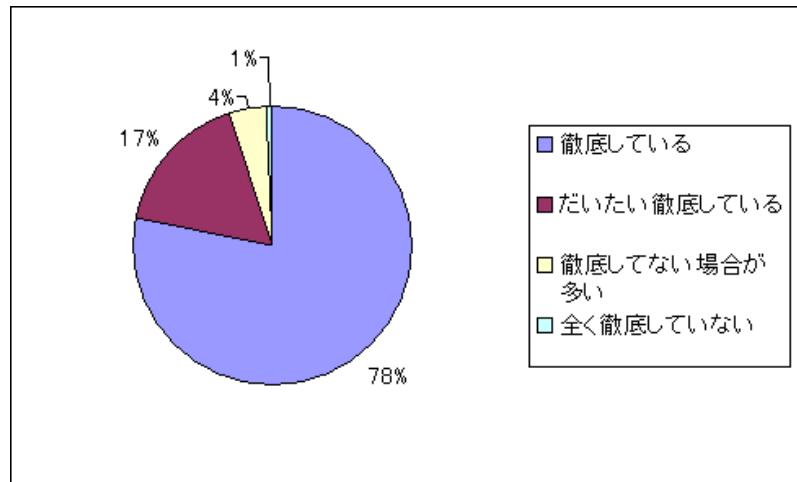
(7) 喫煙場所のルールについて



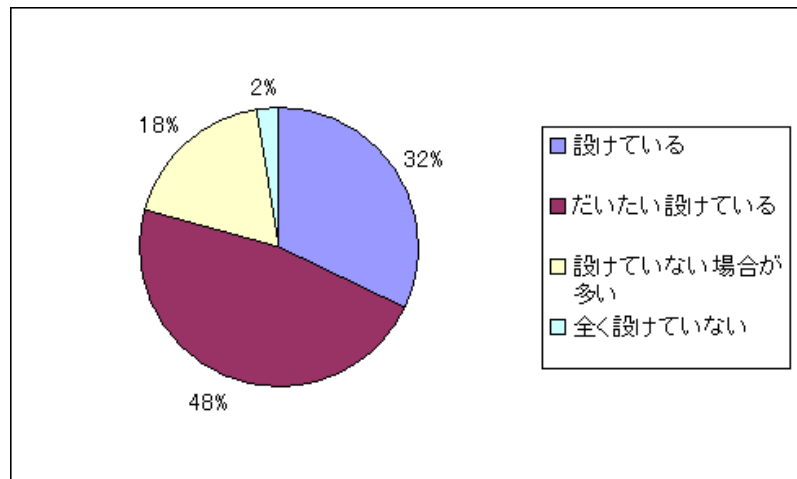
(8) 退勤後（17時10分）以降の分煙について



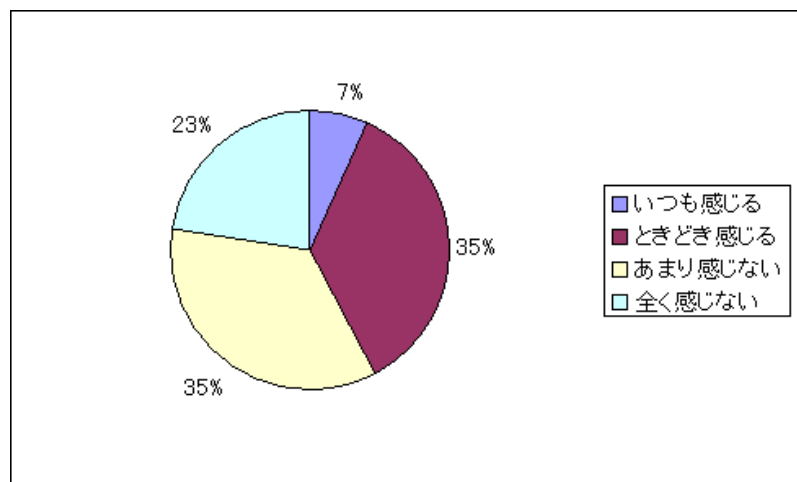
(9) 会議中の禁煙について



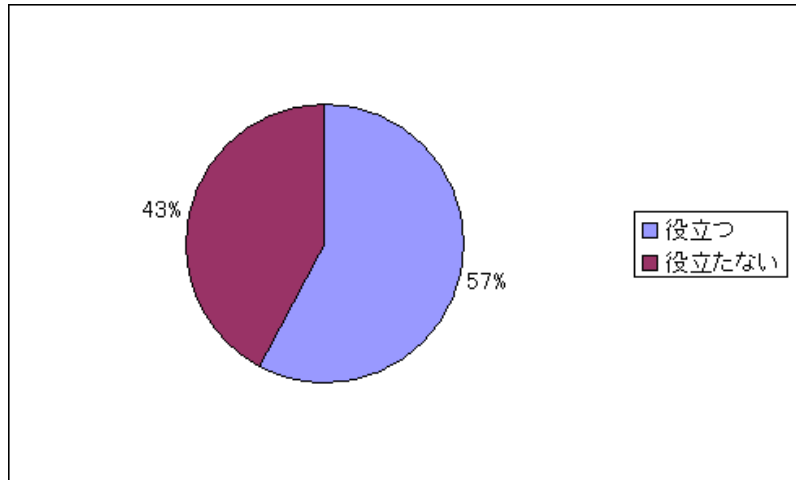
(10) 長時間におよぶ会議の休憩について



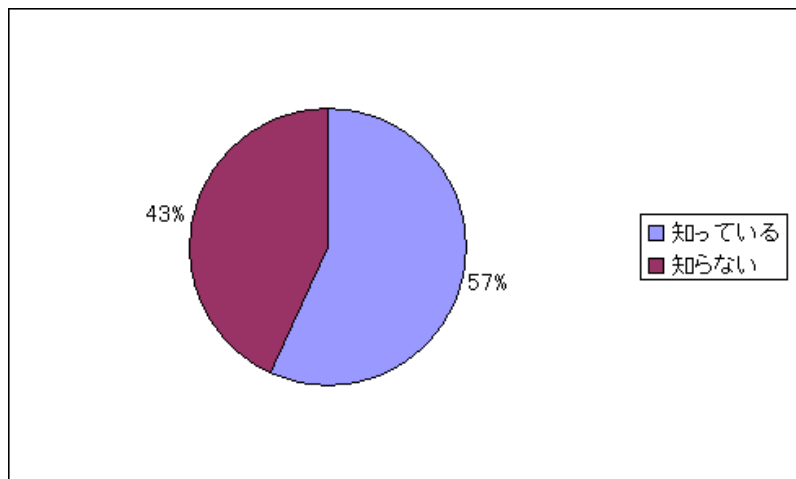
(11) タバコの煙による職場空気環境の汚れについて



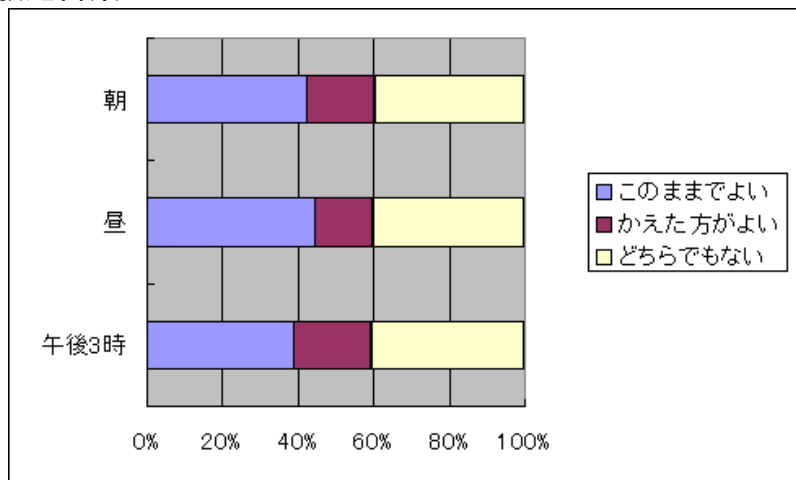
(12) タバコによる喫煙者本人の心の健康について



(13) 健康増進法の「受動喫煙の防止」について



(14) 構内放送音楽について



## 快適職場についてのアンケート調査

このアンケート調査は、快適職場づくりを推進する上での情報を得ることを目的とします。  
あてはまる項目の番号を で囲ってください。なお、関係する設問には、理由等をお答えください。

【問1】あなたの所属は、どこですか。？

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1. 保安管理部  | 2. 放射線安全部  |
| 3. 運営管理部  | 4. 建設工務管理部 |
| 5. 環境センター | 6. 再処理センター |
| 7. プルセンター | 8. その他     |

【問2】あなたの職制は何ですか。？

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 1. 管理職 | 2. 一般職(アルバイトを含む)または協力会社員 |
|--------|--------------------------|

【問3】事業所が快適職場づくりを推進していることを知っていますか。？

- |          |         |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

【問4】事業所の職場環境改善方針を知っていますか。？

- |              |               |           |
|--------------|---------------|-----------|
| 1. ほぼ全部知っている | 2. 最低一つは知っている | 3. 全く知らない |
|--------------|---------------|-----------|

【問5】事業所の職場環境改善重点目標を知っていますか。？

- |              |               |           |
|--------------|---------------|-----------|
| 1. ほぼ全部知っている | 2. 最低一つは知っている | 3. 全く知らない |
|--------------|---------------|-----------|

【問6】あなたの所属する部・センターの快適職場づくり推進計画を知っていますか。？

- |              |               |           |
|--------------|---------------|-----------|
| 1. ほぼ全部知っている | 2. 最低一つは知っている | 3. 全く知らない |
|--------------|---------------|-----------|

【問7-1】朝の構内放送音楽について、今の音楽をどう思いますか。？

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1. このままでよい | 2. かえた方がよい | 3. どちらでもよい |
|------------|------------|------------|

**\*\* 前問で「2. かえた方がよい」と答えた人だけ\*\***

【問7-2】一日の始まりにふさわしいような、3分位で流す朝の構内放送音楽についてどんな音楽(曲名)がよいとお考えですか。( )

【問8-1】昼の構内放送音楽について、今の音楽をどう思いますか。？

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1. このままでよい | 2. かえた方がよい | 3. どちらでもよい |
|------------|------------|------------|

**\*\* 前問で「2. かえた方がよい」と答えた人だけ\*\***

【問8-2】休憩から気分を切りかえるような、3分位で流す昼の構内放送音楽についてどんな音楽(曲名)がよいとお考えですか。( )

【問9-1】午後3時の構内放送音楽について、今の音楽をどう思いますか。？

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1. このままでよい | 2. かえた方がよい | 3. どちらでもよい |
|------------|------------|------------|

**\*\* 前問で「2. かえた方がよい」と答えた人だけ\*\***

【問9-2】気持ちをリフレッシュするような、3分位で流す午後3時の構内放送音楽についてどんな音楽(曲名)がよいとお考えですか。( )



## 核燃料物質使用規則の改正について

### 1. 品質保証に関して

炉規法第 35 条に係る保安のために講ずべき措置に関し、保安規定に定める事項として、使用規則第 2 条の 12 第 1 項に次の 1 号を加える。

第 号 品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保すること）に関することであって次に掲げるもの

- イ 品質保証計画の策定に関すること
- ロ 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること
- ハ 品質保証計画に基づく、品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）  
評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関する  
こと
- ニ 品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること

### 2. 使用施設等の定期的な自主検査

保安規定に定める事項として、使用規則第 2 条の 12 第 1 項に次の 1 号を加える。

第 号 使用施設等の定期的な自主検査に関することであって次に掲げるもの

- イ 使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の性能の検査  
に関すること
- ロ 使用施設等の保安のために直接関連を有する計器及び放射線  
測定器の校正に関すること

### 3. 記録

使用規則第 2 条の 11 に、「品質保証」及び「使用施設等の定期的な自主検査」に係る記録を追加する。

4 . 事故・故障等の報告（別添資料参照）

使用規則第7条第2項に定める報告の徴収について、以下の観点で変更する。

故障（誤動作、誤操作を含む）

改正前：復旧に要する日数による区分（7日以内は軽微、3日以内は軽微未満）

改正後：故障による影響を細分化（日数による区分なし）

故障 修理のため特別の措置を講じる場合

故障による機能喪失 安全機能<sup>1</sup>（閉じ込め機能等）の喪失

故障による影響 排気、排水に異状が認められた場合

故障による管理区域内漏えい<sup>2</sup>

立入制限等の措置を行った場合

故障による被ばく 従事者 5mSv、従事者以外 0.5mSv

1 「安全機能」：申請書に記載した機能要求（閉じ込め機能、放射線しゃへい機能、その他安全上の機能）

2 「管理区域内漏えい」：堰等に留まった場合は除く。

全放射エネルギーが極微量（3.7MBq）の場合は除く。

使用規則第7条第2項（報告の徴収）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(所在不明)</p> <p>一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき</p> <p>(故障)</p> <p>二 使用施設の故障（核燃料物質の使用に及ぼす支障が軽微なものを除く。）があったとき</p> <p>(漏えい)</p> <p>三 核燃料物質等が異常に漏えいしたとき</p> <p>(臨界)</p> <p>四 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき</p> <p>(被ばく)</p> <p>五 放射線業務従事者について第3条第6号イの線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき</p> <p>(障害)</p> <p>六 全各号のほか、使用施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p>	<p>(所在不明)</p> <p>一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき</p> <p>(故障)</p> <p>二 使用施設等の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とするとき。（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>(故障による機能喪失)</p> <p>三 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線障害を防止するための放射線のしゃへい機能、その他使用施設等の安全を確保するため必要な機能を喪失したとき又は喪失するおそれがあるとき。</p> <p>(故障による影響)</p> <p>四 使用施設等の故障により、気体状の放射性廃棄物の排気施設における排出の状況又は液体状の放射性廃棄物の排水施設における排出の状況に異状が認められたとき。</p> <p>(気体廃棄物の濃度限度超過)</p> <p>五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空气中の放射性物質濃度が第4条第4号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(液体廃棄物の濃度限度超過)</p> <p>六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第4条第7号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(管理区域外漏えい)</p> <p>七 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>(管理区域内漏えい)</p> <p>八 使用施設等の故障により、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。</p> <p>イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺に設置された漏えいの拡大防止を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。</p> <p>ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき</p> <p>ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき</p> <p>(臨界)</p> <p>九 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき</p> <p>(故障による被ばく)</p> <p>十 使用施設等の故障により、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者のあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p>(線量限度を超える被ばく)</p> <p>十一 放射線業務従事者について第3条第6号イの線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき</p> <p>(障害)</p> <p>十二 全各号のほか、使用施設等に関し人の障害（放射線障害意外に障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p>



## 「教育の有効な管理」の実施概要

平成 16 年 3 月 30 日

東 海 事 業 所

### 1 . 指導会テーマ選定理由

支援 4 部の各課、各グループにおいては、各種規定、法令等で定められた教育を実施しなければならないことになっている。関係法令が多岐に亘っている部署での教育や所共通等で定められている教育については、十分な管理をしないと対象者や、一部実施において漏れ、抜けが起りやすいこととなる。

教育の管理について、合理的かつ効果的な実施方法をどのようにするか検討し、実施、教育記録、対象者等の漏れがないような体系的な教育の管理について改善を図るため、標記テーマを選定した。

### 2 . 取組み状況

#### (1) 取組み開始時の状況

教育訓練については、各課が年度毎に「法規制に基づく保安教育・訓練計画」を作成した後、所の教育管理システムへ登録し、教育訓練が実施されている。

しかし、炉規法に基づく保安規定による保安教育・訓練については、漏れなく実施されているものの、その他の教育訓練については教育・訓練計画作成の段階で関係法令が多岐に亘っていることや教育に係る所内資料の判り難さ、不整合、管理上の判り難さ等により漏れ、抜けが見られた。

また、現状の教育訓練の管理体系を調査したところ、支援 4 部内では各課が個別に PDCA を廻しており、教育項目の見直しや実施状況の監査を行う仕組み等が十分でなく、機能していないことが分かった。

#### (2) 原因追求

状況を把握するため、各部毎に「保安教育・訓練調査一覧表」を作成し必須項目(特に法令上)を調査した後、親和図法を用い問題点の洗い出し、要因の解析、対策検討を行った。

#### (3) 目標の設定

教育訓練の管理に係る PDCA を回すための合理的かつ効果的な仕組みを確立する。

#### (4) 改善策の検討過程

現状の教育訓練の把握、調査結果等から問題点を洗い出した。

問題点を要因毎に整理し、「人」、「組織」、「ルール」に分類した。  
各要因に対する対策案を挙げ、さらに対策案の具体的施策とその実現性を検討した。

(5) 当初の予定と実績

ほぼ、当初の取組予定どおりに活動を進めることができた。  
(検討会 12 回開催)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
指導会 予定 実績										報告会
1.テーマ決定										
2.調査 (問題点洗出し)	←-----→			←-----→						
3.改善方策検討				←-----→			←-----→			
4.報告書作成							←-----→		←-----→	

予定 : ←-----→      実績 : ←-----→      : 早稲田大学

(6) 指導事項(主な事項)

以下の指導に対し、すべて対応した。

具体的対策案の優先順位を整理し、管理方式をまとめること。

教育の管理について、実際に問題・課題がないかシュミレーションを行なって実現性を確認すること。また、法令上、必須な項目のみに対応することが最初の対応ではないか。

支援部門の部長又は所長に説明し、実現見通しの裏づけを取ること。

3. 改善策

教育・訓練管理体系の改善として以下の仕組みを作る。

- (1) 教育・訓練を一元管理するための組織(安対課)機能の強化を図る。
- (2) 各部からの選任者により組織する教育・訓練管理連絡会(仮称)を設置する。

- (3) 教育訓練の実施状況等について内部監査を行う。
- (4) 新任監督者等への教育を実施する。
- (5) 改善内容について、各部・各センターの教育担当者、労務課、OHSMS/EMS事務局、安対課担当者を含めた教育関係者に対する説明会を開催する。
- (6) 法令・通達等変更・改定時に現在の OHSMS のルールで教育訓練に関する情報を周知する。

#### 4．改善の効果等

上記3の改善策により、教育訓練の一元管理ができるようになり管理体制を継続的に維持できる(PDCAの廻る)仕組みが確立した。

#### 5．反省事項等

教育訓練項目の漏れ、抜け等をチェックする意味で、特に労働・安全衛生に精通した専門家の配置(外部招へい)あるいは専門家による研修の開催が必要と思われる。

#### 6．今後の取組み

- (1) 教育関係者に対する説明会開催後に、各課室の平成16年度保安教育・訓練計画の見直しを行う。
- (2) 新任監督者等に対する教育の実施に係る調整(開催方法等)を行う。
- (3) 所 OHSMS/EMS の監査項目に教育訓練を盛り込むための調整を行う。
- (4) 今後の課題  
教育訓練記録の残し方：法令項目、記録の要・不要の明確化  
個人教育履歴の事業所間異動のルール化

以上